

非行問題 2013

ISSN 0288-8548 No.219

巻頭論文

児童自立支援施設運営指針と第三者評価事業

相澤 仁

特集

「アセスメントの充実と自立支援への展開」

全国児童自立支援施設協議会

非行問題

2013



山形県立朝日学園 丘の児カレンダー

児童自立支援施設

児童自立支援施設は、犯罪などの不良行為をしたり、するおそれがある児童や、家庭環境等から生活指導を要する児童を入所または通所させ、必要な指導を行って自立を支援する児童福祉施設です。全国に五十八施設あり、約二千人の児童が入所しています。

非行問題の対応に加え、他の児童福祉施設では対応が難しいケースの受け皿としての役割もあり、退所後の児童に対しての必要な相談や援助も行っています。歴史的には「感化院」「少年教護院」「教護院」という名称の変遷があり、平成十年四月に「児童自立支援施設」となりました。

名称は変わっても、家庭環境に恵まれない子どもたちと、それを支える各施設の営みは変わらず、『枠のある生活』を基盤とし、子どもの育て直しや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施しています。

目次

巻頭言

田中秀政 1

巻頭論文

児童自立支援施設運営指針と第三者評価事業

相澤 仁 4

特集「アセスメントの充実と自立支援への展開」

① 「アセスメントの充実と自立支援計画への展開」

～考察の中で感じた現実への私感～

加藤 淳 朗 30

② アセスメントに基づく児童自立支援のための具体的方策

～エビデンス・アセスメント・実践・評価・蓄積・施策まで～

大原 天 青 41

③ 新たなアセスメントの導入と自立支援への展開

～「生活ものさし」の試行と「サインズ」への展開を目指して～

岡河 西 菊 美 夫 奈 56 56



④ 夫婦制施設におけるアセスメントを考える ……………

徳永 松井 永祥 宣子 71

⑤ 児童相談所におけるアセスメント ……………

永富 徹志 88

⑥ アセスメントで支援のポイントを絞る ……………

竹内 健文 100

⑦ アセスメントの充実と自立支援計画への展開 ……………

日高 昌弘 112

アセスメントの実際 ……………

海外視察報告

第三十七回資生堂児童福祉海外研修報告

「北欧の児童福祉」 ……………

福田 義浩 124

全国児童自立支援施設職員研修会報告

児童自立支援施設の機能強化に向けて ……………

赤尾 雅裕 141

随
想

- ①今どきの少年たちとの関わりの中で 三ツ井 紀子 153
②女子寮職員としての今 鈴木 良太郎 156
③思い出の写真 小寺 悦子 161

食育の取り組み

子ども自立センターみらいにおける食育への取り組みについて

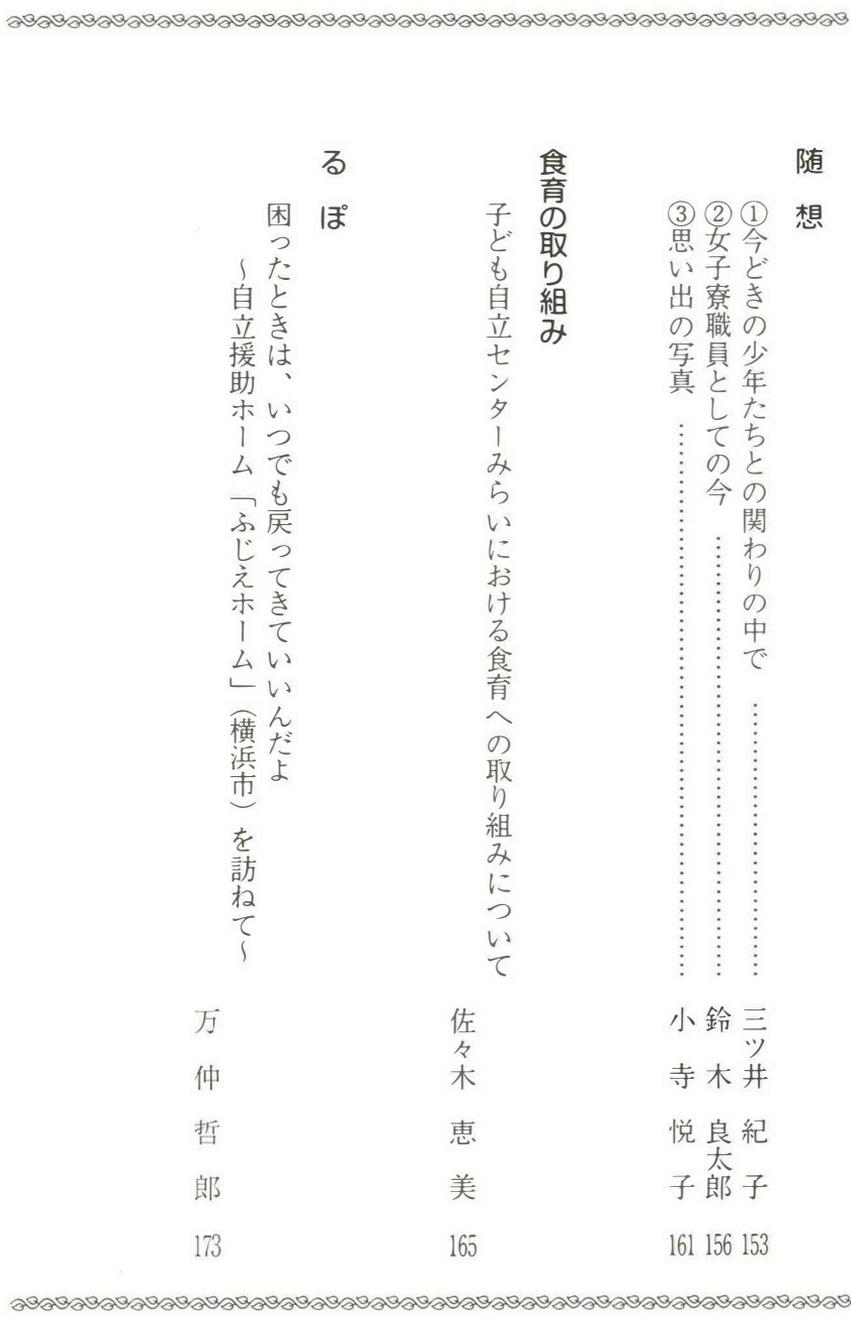
佐々木 恵美 165

る
ぼ

困ったときは、いつでも戻ってきていいんだよ

「自立援助ホーム「ふじえホーム」(横浜市)を訪ねて」

万 仲 哲 郎 173



きゆう (外部の声)

① 履歴書に書けない児童の個性を伝える	古川
② 富山学園での実習を終えて	藤城
③ 寮長先生の教え	美緒
↳ 「何事も一生懸命頑張る」ということ	勝
④ 大内中学校氷上分校での取組	古川
⑤ ロートル判定員の昔語り	藤城
	美緒
	勝
	179
	175

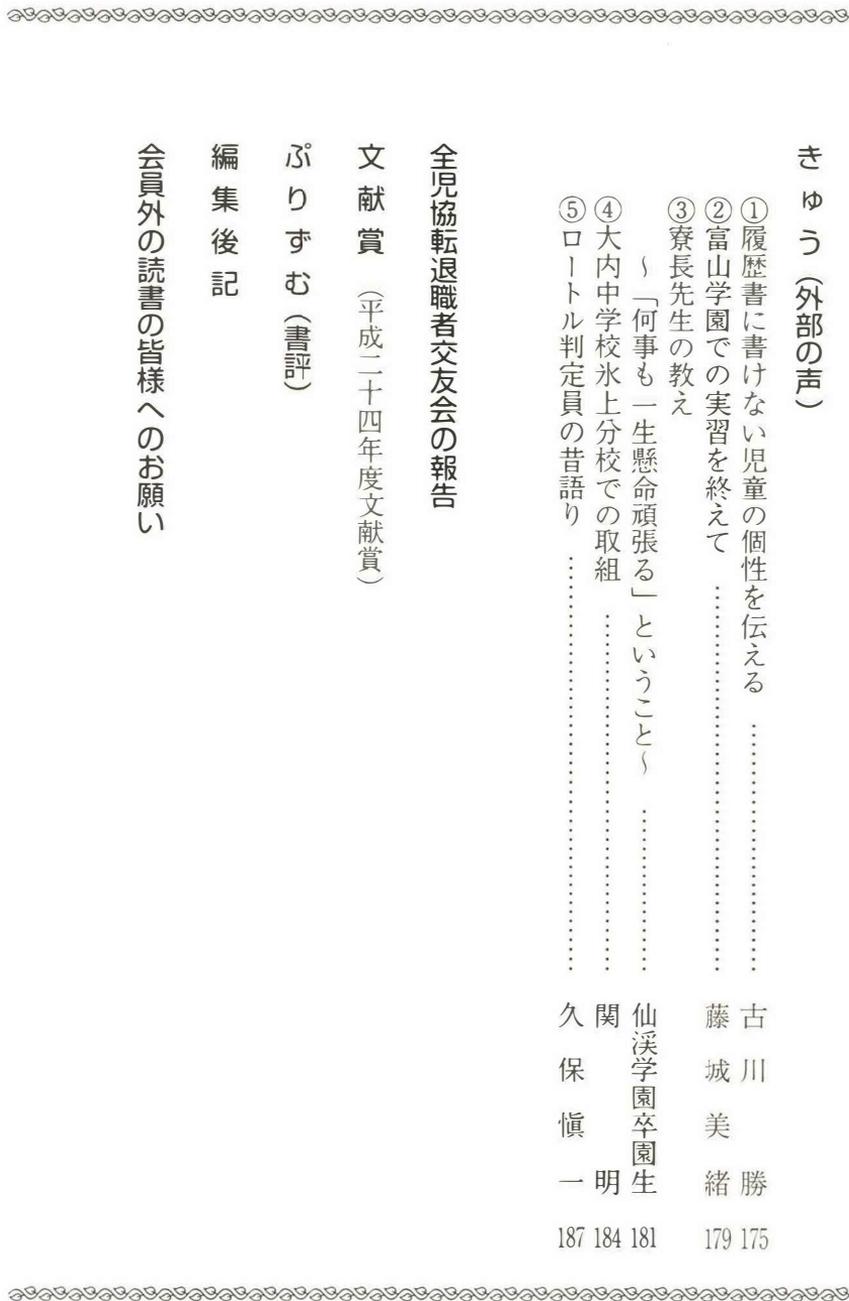
全児協転浪職者交友会の報告

文献賞 (平成二十四年度文献賞)

ぷりずむ (書評)

編集後記

会員外の読書の皆様へのお願



卷 頭 言

この四月に初めて児童自立支援施設に赴任しました。これまでの福祉業務での経験は主に生活保護業務や社会福祉法人・施設の監査を担当しており、児童福祉には部分的に関わっているだけでした。

現在、当施設に入所している子どもたちは、被虐待や発達障害さらには性加害・被害など不適切な養育環境に大きな影響を受け、一人一人が多様で、複雑な問題を抱えています。これは想像していた以上の状況であり、このような子どもたちへの支援の難しさを感じています。今後も児童虐待などにより社会的養護が必要な子どもたちが減少することはないと思われ、当施設でも、これまでに培われた良き伝統を生かしながらも、これまで以上に多様化・複雑化したニーズに対応できる体制を強化していかなければならぬと考えている次第です。

一方、近年における児童自立支援施設を取り巻く大きな動きとしては、平成二十三年七月に「社会的養護の課題と将来像」が公表されました。これは、児童自立支援施設も含めた社会的養護の役割や機能の変化が生じている現状を分析し、その課題を抽出するとともに、将来の社会的養護のあるべき姿をまとめた

ものであり、今後はこの大目標に向かって前進していくことになりました。

これを具体化するために、平成二十四年三月二十九日に「社会的養護施設運営指針及びファミリーホーム養育指針について」が公表され、この中で多岐にわたる項目を内容とする「児童自立支援施設運営指針」が示されました。さらには、この運営指針と整合性が図られた評価項目を内容とする「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」が、厚生労働省から示され、すべての児童自立支援施設で自己評価の実施と第三者評価の受審が義務づけられました。

当施設では、本年度に第三者評価を受審する予定であり、その準備作業を進めています。評価基準に基づく自己評価や評価機関の訪問調査の過程で、運営指針に定められた水準に対する当施設の現在の状況が浮かび上がり、不足している事項や改善が必要な事項が明確になると思います。これらの事項については、職員とその解決方法の議論を重ねて、入所している子どもたちに最善となる施設運営体制を築いていきたいと考えています。

今回の「非行問題第二一九号」では、入所児童に対する支援の基礎となり、多様化・複雑化したニーズに対する確かな支援に必要なアセスメントと今後の自立支援計画の質的な向上を図るべく、特集のテーマを「アセスメントの充実と自立支援への展開」としました。現時点における各施設の実施状況、改

善を目指した取組状況や実践例、さらには忌憚のない意見等であり、これらを参考として、入所児童に対する支援をより一層向上させていただきたいと考えています。

また、本誌を通して、関係者の皆様をはじめ多くの方々に児童自立支援施設の現状を御理解いただき、御支援と御協力を賜りたいと願っています。

最後になりましたが、本誌の発刊に当たり御尽力をいただきました山形県立朝日学園の皆様をはじめ各地区協議会代表の編集委員、原稿をお寄せくださいました大勢の皆様方に心から厚くお礼を申し上げます。

東北・北海道地区児童自立支援施設協議会会長

青森県立子ども自立センターみらい所長 田 中 秀 政

児童自立支援施設運営指針と第三者評価事業

国立武蔵野学院長 相澤 仁

本稿では、児童自立支援施設運営指針と第三者評価事業について概説することとする。児童自立支援施設運営指針については総論の部分を中心に、第三者評価事業については事業のしくみや流れなどを中心にしつつも自己評価も含め、触れてみたい。

1. 社会的養護の施設運営指針の策定と第三者評価事業の義務化

(1) 社会的養護の施設運営指針の策定

平成二十三年七月に公表された「社会的養護の課題と将来像」に基づき、平成二十四年三月に、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設と、里親及びファミリーホームの六つの種別ごとに、指針が策定された。それを受けて、局長通知「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針について」が発出され、社会的養護施設及び里親等においては、これらの指針の趣旨を踏まえ、養育、支援等の向上に努めることになったのである。

その指針の内容や構成は、図表1社会的養護の施設運営指針等の概要をみるとわかるように、第1部は、

図表 1

1. 社会的養護の施設運営指針 (1)概要

- 第Ⅰ部総論は、社会的養護の基本理念と原理、施設の役割、対象児童、養育等のあり方の基本、将来像など ※「社会的養護の基本理念と原理」の部分は、6つの指針に共通
- 第Ⅱ部各論は、第三者評価基準の評価項目に対応させる構成。
- 各指針は、目指すべき方向であり、第三者評価のA評価の内容に対応。

<指針の基本構成>

<p>第Ⅰ部 総論</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的 2. 社会的養護の基本理念と原理 3. 施設の役割と理念 4. 対象児童等 5. 養育、支援等のあり方の基本 6. 施設の将来像
<p>第Ⅱ部 各論</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 養育、支援等 2. 家族への支援 3. 自立支援計画、記録 4. 権利擁護 5. 事故防止と安全対策 6. 関係機関連携・地域支援 7. 職員の資質向上 8. 施設の運営

- 社会的養護の基本理念
 - ①子どもの最善の利益、
 - ②すべての子どもを社会全体で育む
- 社会的養護の原理
 - ①家庭の養護と個別化、
 - ②発達と自立支援、
 - ③回復を目指した支援、
 - ④家族との連携協働、
 - ⑤継続的支援と連携アプローチ
 - ⑥ライフサイクルを見通した支援
- 各指針案の特徴
 - ・児童養護施設： 養育論、関係性の回復、養育を担う人の原則
 - ・乳幼児施設： 乳幼児期の重要性、愛着関係、家族への支援
 - ・情短施設： 心理治療、児童心理治療施設の通称
 - ・児童自立支援施設： 生活環境づくり、生活の中の教育
 - ・母子生活支援施設： 入所者支援の充実
 - ・里親・ファミリーホーム： 養育者の家庭に迎え入れる家庭養護、地域とのつながり
- 第Ⅱ部は、施設の指針では、第三者評価のガイドラインの評価項目に対応 (児童養護98、乳幼児80、情短96、児童自立96、母子施設85項目)
- 各指針は第Ⅰ部・第Ⅱ部全体で、2万字～2万5千字。

(厚生労働省家庭福祉課行政説明資料より)

図表 2

(2)施設の運営の質の向上 ～社会的養護の課題と将来像の取組より

- 平成23年7月にとりまとめられた「社会的養護の課題と将来像」では、社会的養護の現状では施設等の運営の質の差が大きいため、施設運営等の質の向上を図るため、
 - ①各施設種別ごとに、運営理念等を示す「指針」と、具体的な「手引書(指針の解説書)」を作成し、
 - ②「自己評価(自己点検)」とともに、外部の目を入れる「第三者評価」を義務づけることとした。

平成23年度に指針を作成し、平成24年度から手引書の作成。順次改定して高めていく。

施設種別毎の「施設運営指針」、及び「里親等養育指針」の作成

- ・保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無いことから、施設種別ごとの検討チームを設置して、作成

種別毎の「手引書(指針の解説書)」の作成

- ・従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが蓄積されてきたが、施設により取り組みの質の差が大きい。
- ・このため、施設種別毎に、実践的な技術や知恵を言語化した手引書(指針の解説書)を作成。



指針等を踏まえ、自己評価と第三者評価を推進し、質を高めていく。(平成24年度から実施)

「自己評価(自己点検)」の推進

- ・各施設で、施設長や基幹的職員(スーパーバイザー)を中心に、全職員が参加して自己点検を行う。

「第三者評価」の義務づけ

- ・社会福祉共通で任意の第三者評価が行われているが、子どもが施設を選べない措置施設等で、施設長の親権代行もある社会的養護の施設では、質の向上の取り組みとして、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表を義務づける。(平成23年9月省令改正済、24年4月施行)
- ・評価基準の見直しと評価者の研修を行う

(厚生労働省家庭福祉課行政説明資料より)

総論として策定されており、社会的養護の基本理念と原理、施設の役割、対象児童、養育等のあり方の基本、将来像などの構成とその内容になっている。なお、「社会的養護の基本理念と原理」の部分は、六つの指針の共通内容になっている。次に、第Ⅱ部は、各論として策定されており、第三者評価基準の評価項目に対応させる構成になっている。各指針の内容は、目指すべき方向を示しており、第三者評価のA評価の内容に対応して策定されている。

社会的養護の施設運営指針等の策定の背景には、「社会的養護の課題と将来像」に基づいて作成された図表2施設の運営の質の向上で示したように、社会的養護においては、施設等の運営の質の差が大きいという現状があり、一定水準の養育・支援の質を担保することができていないという問題がある。措置された子どもは、その施設や里親家庭の養育・支援環境などの質によって、自己の発達・成長やその後の人生に対して多大な影響を受けることになる。したがって、養育・支援の質が不平等不公平になることは許されることができない。どの施設や里親家庭に子どもが措置されても、一定のレベルの養育・支援を受けることができるように、養育・支援の質の向上させる必要がある。

そのための一つの方法として、社会的養護の施設においても、保育所保育指針のようなものを策定し、養育・支援の質の担保に結びつけていくという考え方から、平成二十三年中を目標に、各施設等種別ごとに、検討チームを設置して、運営理念等を示す施設運営指針を策定することになったのである。

実際に、施設運営指針及び里親等養育指針の構成は、「図表3施設運営指針及び里親等養育指針の構成」とおりであり、類似した構成になっている。

図表 3

(3)施設運営指針及び里親等養育指針の構成

児童養護施設	乳児院	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親・ファミリーホーム
第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論
1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的
2. 社会的養護の基本理念と原理					
3. 児童養護施設の役割と理念	3. 乳児院の役割と理念	3. 情緒障害児短期治療施設の役割と理念	3. 児童自立支援施設の役割と理念	3. 母子生活支援施設の役割と理念	3. 里親・ファミリーホームの役割と理念
4. 対象児童	4. 対象児童	4. 対象児童	4. 対象児童	4. 利用対象	4. 対象児童
5. 養育のあり方の基本	5. 養育のあり方の基本	5. 治療・支援のあり方の基本	5. 支援のあり方の基本	5. 支援のあり方の基本	5. 家庭養護のあり方の基本
6. 児童養護施設の将来像	6. 乳児院の将来像	6. 情緒障害児短期治療施設の将来像	6. 児童自立支援施設の将来像	6. 母子生活支援施設の将来像	6. 里親等の支援
第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論
1 養育・支援	1 養育・支援	1 治療・支援	1 支援	1 支援	1 養育・支援
2 家族への支援	2 家族への支援	2 家族への支援	2 家族への支援		
3 自立支援計画、記録	3 自立支援計画、記録	3 自立支援計画、記録	3 自立支援計画、記録	2 自立支援計画、記録	2 自立支援計画と記録
4 権利擁護	4 権利擁護	4 権利擁護	4 権利擁護	3 権利擁護	3 権利擁護
5 事故防止と安全対策	5 事故防止と安全対策	5 事故防止と安全対策	5 事故防止と安全対策	4 事故防止と安全対策	
6 関係機関連携・地域支援	6 関係機関連携・地域支援	6 関係機関連携・地域支援	6 関係機関連携・地域支援	5 関係機関連携・地域支援	4 関係機関・地域との連携
7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	6 職員の資質向上	5 養育の技術向上等
8 施設の運営	8 施設運営	8 施設運営	8 施設運営	7 施設運営	

(厚生労働省家庭福祉課行政説明資料より)

図表 4

Ⅱ. 社会的養護の第三者評価の仕組み

(1)福祉サービス第三者評価事業について

- 福祉サービスの「第三者評価」は、社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うもの。
- そのメリットは、自らが提供するサービスの質について改善すべき点を明らかにし、取り組みの具体的な目標設定を可能とするとともに、評価を受ける過程で、職員の自覚と改善意欲の醸成、課題の共有化が促進されること。また、利用者等からの信頼の獲得と向上が図られること。
- 行政監査が、最低基準を満たしているか等について確認するものであるのに対し、第三者評価は、よりよいものを目指し、福祉サービスの質の向上を意図している。

○第三者評価の実施状況（平成22年度）

- ・受審件数：2985件（うち東京都1979件、京都府207件、神奈川県148件、愛知県110件、大阪府80件）
- ・評価機関数：454機関
- ・評価調査者養成研修修了者数：815人（平成22年度までに合計10,474人）
- ・受審率：特別養護老人ホーム7.52%、知的障害者入所施設5.07%、保育所3.71%、児童養護施設14.01%、乳児院12.20%

○第三者評価の推進体制

- ①全国推進組織：全国社会福祉協議会
 - ・第三者評価事業普及協議会及び第三者評価基準等委員会を設置
 - ・第三者評価機関認証ガイドライン、第三者評価基準ガイドライン等の策定等
- ②都道府県推進組織：行政32、社協12、社団財団2、その他1
 - ・第三者評価機関認証委員会及び第三者評価基準等委員会を設置
 - ・評価機関の認証、評価調査者の研修等

○第三者評価事業の経緯

- ・平成10年6月、「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」で第三者評価の実施を提言
- ・平成12年6月、施行された社会福祉法第78条で「福祉サービスの質の向上のための措置等」を規定
- ・平成13年3月、「福祉サービスの質に関する検討会」で、「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」をとりまとめ
- ・平成13年5月、「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領」を局長通知として発出
- ・平成16年5月、「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」を局長通知として発出
- ・平成22年3月、第三者評価ガイドラインの見直し（共通53項目）

(厚生労働省家庭福祉課行政説明資料より)

(2) 第三者評価事業の義務化

また、現在、第三者評価事業については、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」という社会福祉法第七十八条第一項の規定に基づき、社会福祉事業の共通の制度として、「福祉サービス第三者評価事業」が行われている。(図表4を参照)

この第三者評価事業は、経営者に対して努力義務が課せられている。しかしながら、社会的養護関係施設(児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設をいう。以下同じ。)については、子どもが施設を選ぶことができない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であるといった現状を踏まえ、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を改正し、第三者評価の実施が義務付けられた。

社会的養護関係施設については、「自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」と規定され、第三者評価の受審と自己評価並びにその結果の公表を義務づけることとされたのである。

2. 児童自立支援施設運営指針

児童自立支援施設運営指針は、次のような目的で策定されている。

本指針は、施設における運営の理念や支援内容・方法など運営や支援に関する指針を定めたものであり、社会に開示して説明責任を果たすとともに、社会や国民の理解や支援を得て、地域や社会との連携を深め

つつ、本施設が持つている支援機能を地域へ還元し、質の確保と向上に資するためのものである。

また、本指針は、施設で暮らし、施設から巣立っていく子どもが、子どもとして人格を尊重され、子ども期をよりよく生きること（well-being）を保障するために策定されたものであって、そこで暮らす子どもに健やかな育ちを保障する取組を創出していくとともに、発達の基礎となると同時にその後の成人期の人生に向けた準備となる精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験を保障し、子どもへの適切な支援を実現していくことを目的としている。

（１）社会的養護の基本理念

社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、本指針においても、他種別の施設や家庭養護と同様に「子どもの最善の利益のために」と「すべての子どもを社会全体で育む」を、その基本理念としている。

① 子どもの最善の利益のために

・ 児童福祉法第一条「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」
・ 児童憲章「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」

・ 子ども権利条約第三条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」

② すべての子どもを社会全体で育む

・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

・ 子どもの健やかな育成は、児童福祉法第一条・第二条にあるとおり、国民の努めであるとともに、国

及び地方公共団体の責任。

・子ども権利条約第二十条「家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」。児童は権利の主体として、社会的養護を受ける権利を有する。

(2) 社会的養護の原理

① 家庭的養護と個別化

・すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべき。

・一人一人の子どもが愛され大切にされていると感じることができ、子どもの育ちが守られ、将来に希望が持てる生活の保障が必要。

・社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。

② 発達の保障と自立支援

・子ども期のすべては、その年齢に応じた発達の課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもある。社会的養護は、未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指して行われる。

・特に、人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要である。子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、自分や他者の存在を受け入れていくことができるように

なる。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした基盤があつて可能となる。

- ③ 子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していくことが必要である。回復をめざした支援

・社会的養護を必要とする子どもには、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援も必要となる。

・また、近年増加している被虐待児童や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたちは、虐待体験だけでなく、家族や親族、友達、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との分離なども経験しており、心の傷や深刻な生きづらさを抱えている。さらに、情緒や行動、自己認知・対人認知などでも深刻なダメージを受けていることも少なくない。

・こうした子どもたちが、安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻していけるようにしていくことが必要である。

- ④ 家族との連携・協働

・保護者の不在、養育困難、さらには不適切な養育や虐待など、「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちがいる。また子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親がいる。さらに配偶者等による暴力（DV）などによって「適切な養育環境」を保てず、困難な状況におかれている親子がいる。

・社会的養護は、こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取

り組みである。

⑤ 継続的支援と連携アプローチ

・社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる。

・児童相談所等の行政機関、各種の施設、里親等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、巧みに連携し合って、一人一人の子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチが求められる。

・社会的養護の担い手は、同時に複数で連携して支援に取り組んだり、支援を引き継いだり、あるいは元の支援主体が後々までかわりを持つなど、それぞれの機能を有効に補い合い、重層的な連携を強化することによって、支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していくことが求められる。

⑥ 「つながりのある道すじ」として子ども自身にも理解されるようなものであることが必要である。

・社会的養護における養育は、「人とのかわりをもとにした営み」である。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人一人の子どもにも用意される社会的養護の過程は、「つながりのある道すじ」として子ども自身にも理解されるようなものであることが必要である。

・社会的養護の下で育った子どもたちが社会に出てからの暮らしを見通した支援を行うとともに、入所や委託を終えた後も長くかわりを持ち続け、帰属意識を持つことができる存在になっていくことが重要である。

・社会的養護には、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返されていく子育てのサイクルへの支援が求められる。

・虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていくような支援が求められている。

(3) 社会的養護の基盤づくり

- ・ 社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- ・ 社会的養護は、大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるような社会的な資源として、ハード・ソフトともに変革していかなければならない。
- ・ 社会的養護は、家庭的養護を推進していくため、原則として、地域の中で養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。
- ・ また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要である。
- ・ 施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。
- ・ ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である。
- ・ 社会的養護の役割はますます大きくなっており、これを担う人材の育成・確保が重要な課題となっている。社会的養護を担う機関や組織においては、その取り組みの強化と運営能力の向上が求められている。

(4) 自立支援の主な目標

本指針においては、社会的養護の理念に基づき、次のような主な目標を掲げている。こうした支援の目標を立てているのは、本指針の特徴である。

① 子どもの自立支援の目標

・健康な心身を育み、人や社会との基本的信頼感を確立し、自己肯定感、自尊心、自主性、自律性等を形成する。

・他の生命、人格の尊厳、固有の権利を尊重し、自然、社会、人間などあらゆるものと、発展していく動的な調和を図りながら共生できる人間性を育成する。

・よりよい創造的な問題解決に必要な力量、態度及び自立した社会人としての基本的な生活力、生活態度を形成する。

・個性や潜在力を開発しつつ、自己実現を図ることをめざし、自己の不完全さや不健全さを超克しようと自己変革し続ける人間性を育成する。

・行動上の問題の再発防止に向け、自ら行った加害行為などと向き合う取組を通じて自身の加害性、被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を育成する。

② 保護者・家族支援の目標

・保護者や家族との信頼関係を確立し、子どもとともに培ってきた保護者や家族との絆を大切にして、子どもの健全育成や家庭環境の調整などを図り、可能な限り早期の家族再統合や家族の養育機能の再生を実現する。

・その家族が抱えている問題や課題に対して、関係機関と連携して支援するなど、その改善や解決を図る。

③ 地域社会支援の目標

- ・ 日常的な地域住民との交流により、相互理解を深め、信頼、連携、支援関係等の構築や発展を図り、地域社会に根ざした開かれた施設を目指す。
- ・ 地域住民の社会資源となれるよう、地域住民の福祉ニーズの把握に努め、それに応じた質の高い福祉サービスの提供を推進する。

(5) 運営指針に基づく支援のあり方の基本

運営指針では、「支援のあり方の基本」については、次のように定められている。

① 基本的な考え方

- ・ 子どもへの支援は、子どもを権利の行使の主体者として、その人格を尊重し、相互交流における納得、合意を基本にした支援を中心に展開しなければならない。一人一人の子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、良質な集団生活の安定性を確保した保護・支援が重要となる。
- ・ 施設内での生活という限定された時間的・空間的な枠組みの中で、子どもの自立を支援するための一定の「枠のある生活」とも言うべき保護・支援基盤が重要である。ただし、規則の押し付けや管理のためとなってはならない。
- ・ 子どもの発達段階や個性などに応じた衣食住等を保障し、施設全体が愛情と理解のある雰囲気生まれ、子どもが愛され大切にされているという実感が持てる家庭的・福祉的なアプローチによって、子どもの基本的信頼感の形成、社会性の発達や基礎学力の獲得、生活自立や心理的自立の発達、アイデンティティの獲得やキャリア願望の発達など「育ち・育てなおし」を行っていく。
- ・ 安心感・安全感のある生活の中で、一人一人の子どもを受容し真摯に向き合い、子どもと職員との間で信頼関係を深めながら、自立を支援していく。

② 保護・養育・教育・心理的ケアのあり方

i 生活の中の保護

- ・施設は、子どもの健やかな成長・発達を阻害し、行動上の問題を引き起こすような不適切な養育環境や社会的な有害環境から、子どもを保護する。
- ・施設は、自ら希望して入所していない多くの子どもを、安定性のある生活の中で、保護する。
- ・対応を生み出すには、一人で考えるだけでなく、第三者、特に信頼できる大人との対話が役立つ。施設は、こうした新しい関係性を構築する生活の場所でもある。

ii 生活環境づくり(場づくり)

- ・子どもが職員の支援を受動的に受ける上下関係ではなく、生徒会などの自主的な活動を活用し、施設全体が相互の人格を尊重した養育・教育を展開するための生活共同体として機能することが大切である。

・多くの子どもは、日常生活場面において、これまでの対人関係や感情体験を背景にして、職員への挑発行動など様々な行動上の問題を表出する場合が多い。

- ・このような子どもにも有効に機能する雰囲気づくりや安心・安全な居場所づくり、人的・空間的・時間的・規範的な面などから構造化された「枠のある生活」など、効果的に影響を与える支援的・教育的・治療的働きかけとしての良質な生活環境(物的・人的・自然環境)を整備する。

iii 生活の中の養育・教育

- ・施設における養育・教育は、「人とのかわりを基本にした営み」であり、「共生共育(共に生活する場の中で行われる生きた言葉・態度などの相互交流によって共に育ちあう)をしていくおとなや他の子ども」の存在が求められる。

・養育・教育は、あるがままの子どもを理屈抜きに純粹に受け入れるなど、良い人間関係によるここ

ちよさの経験・保持へのおとなからの配慮から始まる。

・その息の長い継続的な積み重ねが、「生まれてきてよかった」「生きてきてよかった」という感覚や認識の形成や、自分が背負ってきた境遇など自身の過去を受け入れアイデンティティを獲得することに、重要な役割を果たす。

・子どもとのかかわりの営みにおいては、言語的コミュニケーションは重要であるが、ごく一部であり、言葉にばかり依存しすぎることなく、非言語的コミュニケーションや意識化されないかかわりを大切にす。

・養育・教育の始まりの時期には、思春期の子どもは職員との関係を持ちたがらない態度をとることがある。まず職員が、かかわりあいを避けようとする心情や理屈ではわかっていても納得できない気持ちを理解し、じっくりとかかわりながら子どもが心を開くまで待つという態度で寄り添いながら、よりよき「つながりの契機」を見いだす努力をする。安定した生活の中で、職員や他の子どもとの受容的な交流に努めることが、以後の関係形成に重要な意味をもつ。

・アセスメントにより個々の子どもニーズを把握し、その子どもにあった自立支援計画を策定し、オーダーメイドの養育・教育をしていく。

・子どもの強みや潜在的な能力を伸ばすことも重要である。子どもの良さや強みを見つけてほめること。問題や欠点ばかりに目を向けず、潜在的な可能性を発見しようとするまなざしが、子どもの自尊心の回復に必須の意味を持つ。また、目が行きにくい子どもへのまなざしを忘れてはならない。生きるという過程は、「社会化を促進し、規範や慣習に則っていくこと」と「成員の個性の尊重、人格を認めること」など対立する課題について試行錯誤を繰り返し、バランスのとれた解決をしようとする過程でもある。

・子どもは、日常生活で直面する困難な問題を解決していく過程で生じた苦悩、葛藤、熟考、理解、

判断などによって、知性、道徳性、情緒などを育んでいく。

- ・ 子どもの同士の影響力は非常に大きいため、人格を相互に尊重し、ほめ合う・認め合う・助け合う・励まし合う、切磋琢磨できる良質な集団形成が大切である。

- ・ 施設は、子どもの行動上の問題の発生を抑制しすぎることなく、小さな行動上の問題が発生する枠組みを整えて、大きな問題の発生に至らないように早期発見・早期対応による適切な支援を行う。それを通して、子ども自身がその問題の原因や背景について検討し、自己認識を深め、自己責任感を育てる。

iv 学校教育との連携・協働

- ・ 施設は、学校教育と綿密な連携をもちながら、子どもが認められ活躍できる居場所となるように、子どもの学力などに応じた支援を行う。
- ・ 施設は、高校進学などで子どもが不利益を被らないよう、施設内学校はもとより、出身学校（原籍校）や関係機関と連携しながら、対応する。
- ・ 子どもが日々学び知ることによって生じる有能感や達成感を大切にしたい。学んだことが実際の生活で役立つような学校と施設の生活をつなぐ連携が求められる。

v 生活の中の治療・心理的ケア

- ・ 子どもへの心理的ケアは、アセスメントに基づき、個別のニーズに沿った支援目標を立て、子どもや保護者への説明と同意のもとに行われる。
- ・ 本施設における心理的ケアは、福祉、心理、教育、医療の協働により、良質な生活環境づくりを行い、施設での生活そのものが治療的な経験となるような生活環境の提供など、日常生活や学校生活及び個別的な心理療法などを有機的に結びつけて行われる総合的なケアである。
- ・ 有効性を測定しつつ、見直しを行いながら、継続的に展開していく。

・心理的ケアには、カウンセリング、生活場面面接、認知行動療法、環境療法など様々な方法があるが、個々の子どもの状態に応じて、有効な方法を柔軟に組み合わせ、創意工夫した総合的な心理的ケアを行う。

③ 子どもの支援を担う人

i 子どもの支援を担う人

・職員は、よりよい「支援の質」を追求する姿勢を持ち、「共生共育をするおとな」として存在しなければならぬ。

・子どもの働きかけに対する職員の適時適切な応答・コミュニケーションの積み重ねが、子どもの生きる心の体力を育むのであり、「大切にされている」「理解してくれている」という感じを与える良質な対応が大切である。

・職員は、どのような場面でもどのような言語的・非言語的コミュニケーションが必要かについての深い理解と良い技術、子どもと楽しみながら生活できるセンスやバランスのある豊かな生活者としての人間性を持つ必要がある。

・ケアワークの専門性は、現場の生きた実践過程の中で獲得し、たえず評価し見直さなければならぬ。職員は、常に自らのあり方を問いつづけ、自己変革していくことが求められる。

・そのため、繰り返し研修を重ね、自らの経験や行き詰まりに対して理解や納得を得ることや、スーパービジョン、ケースカンファレンス、自立支援の実践と研究の並行的な推進が必要である。

ii 職員のチームワーク

・施設における良きチームワークは、職員の心情や養育環境を豊かにするとともに子どもが人の協調する姿に気づき、おとなへの信頼を学ぶ機会を生む。

・抱え込みを避けるためにも、相互補完的な関係のチームワークが必要である。

④ 家族と退所者への支援

i 家族への支援

- ・ 施設は、保護者や家族に対して、子どもへの養育が不適切であったとしても、一人の人間として尊重した交流を行うことが重要である。
- ・ 保護者や家族なりの努力や配慮をしてきたことへの共感的な理解に努め、信頼関係を構築し、保護者や家族とともに協働して子どもの育成に取り組む。
- ・ 保護者や家族を支援する上で、その保護者や家族の問題性はもとより、潜在的な可能性や回復力、あるいは活用すべき強みを把握することも重要である。
- ・ 自立支援計画の策定に当たっては、保護者・家族の達成すべき目標は、重点的かつ具体的で、しかも達成しやすい課題であることが望ましい。保護者とその重要性について納得していることが大切である。

・ 施設は、子どもや保護者・家族の状況を踏まえながら、面会、通信、一時帰宅などの方法を用いて、子どもと保護者・家族との関係を調整する。また、家族との再統合が不可能な子どもには、特別な配慮が必要である。

ii 退所者への支援

- ・ 退所後も、子どもは、スモールステップによって社会適応をしていくことが大切であり、適切な支援の継続した提供が重要である。
- ・ アフターケアについては、入所以前の段階から子どもの支援にかかわってきた関係者や保護者、可能であれば子ども本人を含めて協議を行い、入所中の支援のあり方（保護者や中心的な支援者との関係の維持など）を含め、退所後の支援のあり方（方針や施設と関係機関の役割分担など）などについて検討し、その基盤を作っておくことが必要である。

(6) 児童自立支援施設の将来像

① 専門的機能の充実等

・虐待を受けた経験や発達障害・行為障害等の障害をもつ子どもなど、特別なケアが必要なケースが増加している。児童自立支援施設の将来像は、平成二十三年七月の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会によるとりまとめ「社会的養護の課題と将来像」にあるように、子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、より高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題である。

・このため、心理士の複数配置など手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る研修を充実しながら、支援の質の一層の向上を図る。

・現状では、中卒や高校生に対応していない施設もあり、年長の対応の難しい児童の自立支援機能の充実に取り組む。

・施設内の分校、分教室の設置等、学校教育への就学義務への対応を図る。

・家庭的な形態である小舎夫婦制や小舎交替制の維持発展を図る。

② 相談、通所、アフターケア機能

・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を活かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助などを実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能を充実させる。

・子どもの立ち直りや社会的自立のため、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会おけるネットワークなどの資源を活用したサポートを確立させる。

(7) まとめ

運営指針の総論部分の主な内容について紹介してきた。この内容は、施設において子どもの自立支援を

行う際の方向性を示しており、児童自立支援事業関係者は、これに基づき良質な支援を提供することが求められているのである。

これまで、我々児童自立支援事業関係者は、「教護院運営要領」「教護院運営指針」「教護院運営ハンドブック」「児童自立支援施設（旧教護院）運営ハンドブック」などを運営指針として活用してきた。しかし、これからは、児童福祉法、児童の権利に関する条約などの法令はもとより、「児童自立支援施設運営指針」に依拠し、これまで培ってきた良き伝統的な運営要領や指針の内容を継承すると共に、発展している今日の科学的、臨床的成果を活用し、施設内学校をはじめ保護者や児童相談所などの関係機関との連携を密にして、一人ひとりの子どものニーズに応じた自立支援を展開することが求められているのである。

3. 第三者評価事業について

(1) 第三者評価事業のしくみ

社会福祉共通の第三者評価の仕組みは、平成十六年、三局長通知として「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」が発出されている。社会的養護関係施設については、平成二十四年三月に発出した局長通知「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」により、三年に一回以上の受審を義務づけるなど、新たな仕組みが構築された。

課題としては、施設数が少ない中で、都道府県単位の評価機関に、施設の第三者評価経験を数多く積んでもらうことは難しく、効果的な評価が実施できないリスクが高い点である。国は、このような実情を踏まえ、全国共通の評価基準を使用し、全国やブロック規模で活動してもらえる評価機関を増やそうと考え、評価機関の認証を全国社会福祉協議会によって一括で行う仕組みを作った。ただし、従来からこの事業の仕組みをつくっている都道府県もあるので、都道府県単位の基準や認証制度で本事業を実施することも可

図表 5

(2)社会的養護関係施設についての第三者評価の仕組み

- 社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした。
- 受審の義務化に伴い、効果的な実施のため、また、施設の数が少ない中で評価機関が評価経験を蓄積して質の高い評価を行えるよう、原則として、全国共通の評価基準とし、社会的養護関係施設の評価についての評価機関の認証と評価調査者の研修を、全国推進組織である全国社会福祉協議会で広域的に行う仕組みとする。なお、都道府県推進組織で独自に評価基準を策定し、認証、研修を行うことも可能とする。

	社会福祉事業共通の第三者評価の仕組み (平成16年通知)	社会的養護関係施設についての第三者評価の特別の仕組み (平成24年通知)
受審	規定なし(受審は任意)	3年に1回以上受審しなければならない
評価基準	都道府県推進組織が策定した評価基準	全国共通の第三者評価基準。ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能
評価機関	都道府県推進組織が認証した評価機関	全国推進組織が認証した評価機関(全国で有効) ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能
認証要件	福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインに基づいて都道府県推進組織が策定した第三者評価機関認証要件に基づき認証を行う。	全国推進組織の認証の場合は、 ①社会福祉事業一般の評価のための都道府県認証を受けた評価機関については、 ・全国推進組織の行う社会的養護評価調査者研修を終了 ・更新時には、3年で10か所以上の実績と評価の質が要件 ②未認証の機関については、 ・①+第三者評価機関認証ガイドラインによる要件 都道府県推進組織の認証の場合は、 ・都道府県推進組織の行う社会的養護評価調査者研修 ・更新時には、一定以上の実績と評価の質が要件
研修	都道府県推進組織は、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。	全国推進組織は、社会的養護の施設に係る評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。 ただし、都道府県推進組織の認証の場合は都道府県推進組織が研修を行う。
利用者調査	利用者調査を実施するよう努める。	利用者調査を実施する。
結果公表	公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しない。	全国推進組織が、評価機関から報告を受け、評価結果を公表する。 なお、都道府県推進組織でも重ねて公表可能
自己評価	規定なし(自己評価は任意)	毎年度、自己評価を行わなければならない

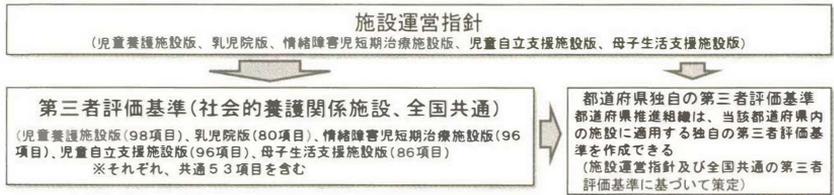
※「全国推進組織」は、全国社会福祉協議会

(厚生労働省家庭福祉課行政説明資料より)

図表 6

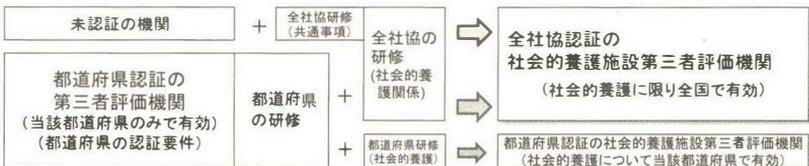
(3)社会的養護関係施設の第三者評価基準について

社会的養護関係施設については、種別ごとの施設運営指針を策定したところであり、これに対応した全国共通の第三者評価基準を作成した。評価機関の広域的な活動を促進できるよう、原則として、全国共通の第三者評価基準によって行う。



(4)社会的養護関係施設の第三者評価機関の認定について

社会的養護関係施設は各地域での数も少なく、また、義務実施に当たり一層質の高い第三者評価が求められることから、当該施設の特質と動向を十分知り、当該施設の評価を多数経験し、当該施設の質の向上に資する取組に意欲を持つ評価機関であることが必要である。このため、既存の第三者評価機関の認証とは別に、社会的養護関係施設の評価機関についての新たな認証を全国共通で行う。



(厚生労働省家庭福祉課行政説明資料より)

能となっている。

評価機関の認定に関しては、三年間で十施設以上の実施経験を積むことが、三年後の更新の要件となっている。

社会的養護関係施設の評価を行う場合には、二名以上の評価調査者が一貫して担当するものとし、いずれの評価調査者も、社会的養護施設評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を受講し、修了していることが望ましく、少なくとも一名は、これを受講し、修了している者でなければならぬとしている。

また、受審経費であるが、今回の局長通知では、社会的養護関係施設は義務づけにより、受審経費を旅費も含めて上限三十万円として措置費に算定する仕組みになっている。実際に支払われた金額が三十万円より安い場合には、その金額が措置費で支払われる金額になる。なお、施設側が三十万円より高い金額で発注することも可能である。(図表5・6を参照)

(2) 第三者評価受審の流れ

次に、ここでは、第三者評価の受審の流れについて、国が定めた全国共通基準の場合の例を参考にして、説明してみる。(図表7を参照)

- ① 社会的養護関係施設による評価機関の選定
- 全国推進組織・都道府県推進組織HP等により評価機関の選択をするため、情報収集を行う
- 評価機関への問合せを行う
- 評価機関より評価実施方法、費用、スケジュールの説明を受ける
- 評価機関の決定を行う

② 契約

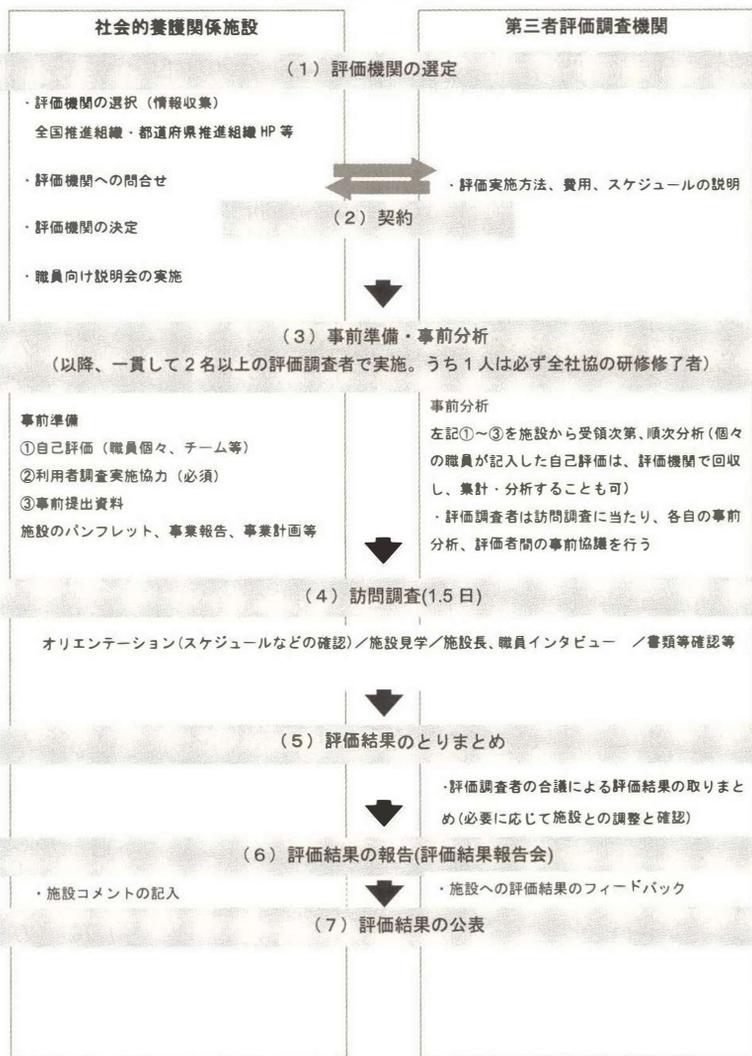
● 評価機関は第三者評価の趣旨や調査票の記入等職員向けに説明会を実施する

- ③ 事前準備・事前分析
- 評価機関は一貫して二名以上の評価調査者で実施し、うち一人は必ず全社協の研修修了者でなければならぬ。
 - 社会的養護関係施設は①職員個々、チーム等による自己評価②利用者調査③施設のパンフレット事業報告、事業計画等の資料を事前提出する
 - 評価機関は、事前分析・事前準備として、上記の①～③を施設から受領し、順次事前分析を実施する。個々の職員が記入した自己評価を回収し、分析することも可能である。ほかに、評価調査者の事前読み込み、評価者間の事前協議や訪問調査にあたっての準備を行う。
- ④ 訪問調査（概ね一・五日）
- オリエンテーション（スケジュールなどの確認）、施設見学、施設長や職員インタビュー、必要に応じて利用者インタビュー、書類等確認や意見交換などを実施する。
- ⑤ 評価結果のとりまとめ
- 評価調査者の合議による評価結果の取りまとめを行い、必要に応じて、施設に調整又は確認を行う。
- ⑥ 評価結果の報告（評価結果報告会）
- 社会的養護関係施設は評価事項について、コメントを記入する。
- 評価機関は評価結果を施設へフィードバックする。
- ⑦ 評価結果の公表
- 評価機関は、全国推進組織及び施設の所在する都道府県推進組織への評価結果の報告を行い、公表する。
- 施設においては、評価結果の有効活用が望まれる。
- ※ ○は社会的養護関係施設 ●は評価機関 ◎は両者を示す（厚生労働省 資料抜粋）

図表 7

図 2 社会的養護関係施設第三者評価の流れの例

(全国共通基準の場合)



(厚生労働省家庭福祉課行政説明資料より)

(3) 評価に基づく支援の質の向上

自己評価や第三者評価は、施設運営における強みや問題点などを把握し、質の向上に結び付けることを目的としている。この二つの評価を活用することによって、社会的養護関係施設は、子どものニーズに基づき、よりよい運営の推進や改善及び養育・支援等の質の向上を図ることが可能になる。

そのためにも、社会的養護関係施設は、施設全体で積極的に自己評価を行い、第三者評価を受審して、その結果を活用していくことが重要である。二つの評価の実施が、施設自身の発展の契機となり、入所児童の最善の利益に結びついた支援の質の向上の原動力になることを期待している。

第三者評価においては、全職員参加もとに、まず、評価基準に沿って自己評価を行い、その結果に基づき、施設の職員全体で、施設運営を振り返り、伸長点、推進点、改善点及び問題点、課題点などを発見することが大切である。その上で、第三者の目で評価を受けることを通じて、今後の取組課題を把握すること、特に運営や支援の質の向上に深く関係している優先的課題について明らかにすることが重要である。その際、施設は、第三者に対して自らの取組を説明し、質の向上のための新たな発見・気づきやヒントが得られるように協議することも重要である。

第三者評価で重要なことは、評価結果の a、b、c の a 評価の数に重きを置くのではなく、評価のプロセスに重きを置くことである。まず、各施設的全職員が、評価基準に沿って自己評価を実施し、その結果に基づいた振り返りを行い、職員間で議論するというプロセスが大切である。その上で、その自己評価結果に基づいて協議した内容を踏まえ、違った視点や立場から評価する第三者評価機関との協議過程から得られた新たな課題の発見や気づきは、よりよい施設運営のあり方に深く結びついている内容である場合が多いのではなからうか。まさに「評価に基づくすれによる創造」こそ、重要なのである。

すなわち、自己評価・第三者評価は、施設運営・支援の現在と未来における質の向上の可能性を、複数

の評価者がそれぞれの立場から発見しようと検討した総合的な結果を意味している。

したがって、このような総合的な検討ができるように次のような点に留意して作成した。

- ① 過程を評価する
- ② 具体的な課題への取組を評価する
- ③ 多面的・重層的に評価する（着眼点をできるだけ多くした）
- ④ 発展的・創造的な課題への取組を評価する（指針の内容等）

評価項目の中には、施設側から詳細に説明しないと客観的な評価が難しい事項も含まれている。自分たちの施設の取組みを相手にわかりやすく説明するためには、自己評価に基づいた振り返りが必要になる。職員間で振り返り検討することによって、支援の質の向上の契機となる。抽象的な内容の意味を理解し具体的な内容と照らし合わせながら自己評価する過程において、職員は自ら変革をすべき課題や発展的・創造的な取組課題などに気がつき、専門性の向上を図ることができるようになる。

なお、自己評価については、毎年評価を実施することが義務づけられているため、「図表8 社会的養護関係施設の自己評価の実施方法の例」を参考にして、積極的に取り組んでいただき、支援の質の向上に結びつけてもらいたい。

今回の評価に関してはb評価を基準にしている。自己評価及び第三者評価については評価結果については公表することが義務づけられている。したがって、a評価をもらわないと納得できないという施設もあると思われるが、この事業の目的は、a評価の数ではなく、支援の質の向上のための取り組みに結びつけているか否かという点にあることを、我々社会的養護関係者は忘れてはならない。

児童自立支援施設運営指針と第三者評価基準については、三年を目途に見直しをする予定になっている。

関係者一人ひとりが、現場において児童自立支援施設運営指針と第三者評価基準を積極的に活用し、精緻化するための忌憚のない意見を発信されることを希望している。

図表 8

図1 社会的養護関係施設の自己評価の実施方法の例

○ 施設の自己評価は、第三者評価を受審しない年の自己評価と、受審する年の自己評価の二つに分けることができます。そのうち、第三調査年度を受審しない年の自己評価の方法は施設が決めます。第三者評価を受審する年の自己評価の方法は、施設と評価機関で契約時に協議して決めます。

	自己評価の手順 (職員分担等)	施設全体レベル (職場全体又は施設長自身)	第三者評価受審の年における自己評価結果の第三者評価機関への提出内容
段階を経て実施 自己評価のみ (受審年度を除く)	タイプ1 全職員参加型 職員個人、チーム、施設全体の3段階の順をふんで評価結果を取りまとめる場合	●職員個人が実施 ●全項目の自己評価案を作成	●各チームで、職員個人が作成した案をもとに合議し、チームの自己評価案を作成
	タイプ2 チーム型 (項目分担) チーム (評価項目を分担) 及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化 (チームでの合議に向けて、各自読み込み)	●各チームで合議し、分担当した評価項目の自己評価案を作成
	タイプ3 チーム型 (全項目) チーム (全評価項目) 及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化 (チームでの合議に向けて、各自読み込み)	●各チームで合議し、全評価項目について自己評価案を作成
各自実施	タイプ4 施設長、チームそれぞれが自己評価を取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化 (各自読み込み)	●各チームで合議し、自己評価 (チーム版) を完成 ●施設長自身が全項目の自己評価 (施設長版) を完成
	タイプ5 施設長、全職員それぞれが自己評価をとりまとめる場合	●職員個人が全項目 (あるいは一部) の自己評価 (職員版) を完成	●施設長自身が全項目の自己評価 (施設長版) を完成

注: 図中の矢印は、評価結果の提出先を示しています。タイプ1-3は施設全体版へ、タイプ4は施設長版とチーム版×チーム数へ、タイプ5は施設長版と職員版×職員数へ提出されます。

(厚生労働省家庭福祉課行政説明資料より)

「アセスメントの充実と自立支援計画への展開」

～考察の中で感じた現実への私感～

秋田県千秋学園 指導第二班 班長 加藤 淳 朗

一 はじめに

このテーマでの執筆依頼があった時に、最初に思ったことは、常日頃から言われているアセスメントの充実の必要性和自立支援計画への適切な展開の重要性についてです。このことの必要性・重要性が言われるようになって久しいのですが、実際のところ我が学園ではどうなんだろうと振り返ってみました。

長年、千秋学園に勤務したあと、異動で他所に勤務し六年ぶりに千秋学園に戻ってみて、感じたことは「浦島太郎状態」という感覚でありました。五年間の空白の間に分校が併設され学校教育が導入されており、交替制勤務の勤務体制も変則三交替で日中の職員の動きも全く初めて目にするものでした。

児童はどうなのかとよく観察してみると、被虐待児・発達障害等を有する児童や、この子は当学園に来る子と思う児童、並びに、養護施設育ちの中卒児の多さにびっくりしてしまったことを記憶しています。早く慣れなければと無我夢中で過ごして二年が経ちました。確かに生活全般の再訓練と自立のための生活

訓練が必要で主訴も従来の児童とあまり変わってはいないのですが、問題行動に至る理由が理解しにくい、或いは思いもよらぬことが原因で不適応行動を起こすなど、日々の生活の中で集団で活動させることが困難な児童が増えて、個別に職員がついて指導しなければならぬ事態の多さに職員の勤務割を作成するにあたって四苦八苦する毎日でありました。

今回、テーマについて考察するために、再度「児童自立支援施設運営指針」、「子ども自立支援計画ガイドライン」、「児童自立支援施設の支援の基本」、「児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告書」等を読んでみました。その上で、当園の実際と照らし合わせてみることにし、現状・問題点・今後の課題を浮かび上がらせて今後の指導の向上に役立てたいと思います、考察することとしました。

度重なる児童福祉法の改正により、次々に児童自立支援施設の役割が追加されてきているのが、よく分かりました。ここで、児童自立支援施設の役割の基本を再確認してみることになります。

二 児童自立支援施設の目的は

児童自立支援施設運営指針を見ると、「本施設は、児童福祉法第四十四条に基づき、不良行為をなし、またはなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所または通所させて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所者について相談等の援助を行うことを目的とする施設である」とあります。併せて退所者うんぬん以降の部分が平成十六年の児童福祉法の改正部分なのだと自己判断したところです。「また、本施設は、第四十八条の二の規定に基づき、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割も持つ」とあります。これは、平成十五年の児童福祉法の改正部分であろうと自己判断しました。つぎに、本施設における自立支援は、安定した生活環境を整えるところにも、個々の児童について、児童の適正、能力やそ

の家族の状況等を勘案して、自立支援計画を策定し、児童の主体性を尊重して、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ、児童への養育や心理的ケア等により、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行う」ともあります。この部分が、平成十六年の児童福祉法改正に伴う最低基準改正部分なんだと理解したところです。

つぎに、行った作業はこの間の改正により、全国の児童自立支援施設の状況はどう変化したのだろうかということでした。そこで、「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告書から、改正後の児童自立支援施設の状況を確認することにしました。その報告書の中には、つぎのような報告がありました。

- ・虐待を受けた経験や発達障害等を有する子どもの割合が増加する傾向
- ・寮舎の運営形態においては多数を占めていた伝統的な小舎夫婦制が減少し、交替制へシフトする施設が増えるなど、施設の様相が大きく変化しつつある。

- ・このような変化や動向の中で、改めてその存在意義が問われており、将来を見据えた今後のあるべき方向について根本的な見直しをすべき時期にきている。

- ・定員開差を改善するための運営のあり方、学校教育の適切な実施、虐待を受けた経験のある児童や発達障害等を有する児童などに対する支援・援助における専門性・援助技術・援助方法の向上の方策について検討する必要がある。

- ・子どもに対する的確な支援・援助を行っていく上で、現在の施設長・児童自立支援専門員等の資格要件や人事システムなどの問題が指摘されており、その見直しが強く求められている。

このようなことが、報告書から読み取ることができました。まさしく、現在日々、強く改善が必要だと感じていることでした。このようにして、平成十年の児童福祉法の改正で時間の止まっていた自分としては、空白の部分を埋めることができたのです。

三 アセスメントの充実と自立支援計画への展開

テーマに沿った本題に入ろうかと思えます。

従来、アセスメントは児童相談所の児童福祉司が調査した児童調査票や心理判定書等の他、直接担当職員が保護者や学校関係者及び関係機関から聞き取りを行いアセスメントしてきています。それらを基に処遇会議を開き、指導目標を確認します。そして、児童相談所からの児童援助指針書をもとに児童自立支援計画書を作成するという手順ですが、その後は定期処遇検討会で確認・検討したことをもとに新たな児童自立支援計画書を作成します。新たな状況変化・環境変化などが生じた場合は、緊急処遇会議で処遇検討し、児童自立支援計画書を見直すという作業をするのが、従来行われてきた進め方です。

当園では、選考採用の児童自立支援専門員の寮長・副寮長らが中心に保護者・関係機関との情報交換を密にすることで、随時アセスメントを実施し、児童自立支援計画書の修正が必要と思われる場合、処遇検討をして修正してきています。そのため、寮長・副寮長、特に寮長に大きな負担がかかっているという現実があります。これは、当園の職員構成の問題という体制の根幹の部分に問題があるのです。この問題のある根幹の部分について少々説明を加えておかないと理解していただけないと思うので、簡単に説明します。

当園は、男子寮二寮、女子寮一寮の三寮体制で運営されています。各寮に寮長・副寮長を含めて七名のスタッフがおり、この七名で寮の児童の生活指導・宿直をしています。この七名の内訳は、選考採用の専門職としての児童自立支援専門員が二名、県の定期人事異動と退職者の再雇用の職員が一〜二名、残りが非常勤の児童自立支援専門員で構成されています。二十一人中、十一名が非常勤職員なのです。そのため、寮長は児童に係わる家庭調整・関係機関との連絡調整はもちろん、寮スタッフへの指示・助言の他、児童への指導の中心的役割も担い、その上、家庭支援専門相談員も兼ねているのです。その他、児童の指

導上のすべてのことのほとんどに寮長が関わっているという構図になっています。

このような状況の中で、児童自立支援施設運営指針にある指針を読み直してみました。

一 アセスメントの実施と自立支援計画の策定の部分には、大きく二つのことが指針として記載されています。

一 子どもの心身の状況や、生活状況等を正確に把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、アセスメントに基づき、子どもの個々の課題を具体的に明示する。

二 アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させる。

三 自立支援計画について、定期的に実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施する。

この三つを見る限り、当園でもなんとかこれに近い状態でやれていると考えています。しかし、児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告書、「自立支援機能の充実・強化」支援技術・方法についてのアセスメント及び自立支援計画策定のあり方」には、四つのが方向性として記載されています。

一つめは、「子どもへの適切な自立支援を行うために第一に必要なことは、子ども、家庭、学校、地域社会等の状況を総合的にアセスメントし、理解することであり、その上で、自立支援計画を策定することである」とあります。これは、当然のことであり、このようなスタンスで対応していると理解しています。

二つめは、「アセスメント及び計画策定、計画の実施状況の把握・評価、見直しにおいては、児童相談所から提供されるケース情報や援助指針及び施設生活で得られた情報などを有効に活用するとともに、『子ども自立支援計画ガイドライン』で示された『子ども家庭総合評価票』などを積極的に活用し、的確なアセスメントや自立支援計画策定を行うことが必要である。また、施設の内外より適切なスパーバイズ（専門的な助言指導・教育訓練等）を受けることが求められる」とあります。『子ども家庭総合評価票』などの活用や施設内外からのスパーバイズを受けることに関しては、今後の検討課題と考えています。

三つめは、「施設職員はもとより児童相談所など関係者と十分に協議することが重要である。また、子ども自身や親（保護者）を参加させ、必要な情報を提供し、意見・意向を聴くとともに、それを尊重することが必要である」とあります。これについては、措置権者である児童相談所とはもちろん、関係機関とも十分に協議する必要性は感じています。しかし、児童相談所及び関係機関とも入所させてしまえば、関心が薄れ、子どもの成長度合いに対しての関心に温度差があるのも事実です。

四つめは、「定期的かつ必要に応じてケース検討会議などを開催するといった児童自立支援施設と児童相談所との協働による計画策定のためのシステムづくりを行うことが必要である」とあります。この点に関しては、対応の難しい児童が増えていることもあり、以前は年に一回の児童相談所主催の施設連絡協議会しかなかったのですが、ケース検討会議は随時必要と思われる時に開催するようになりました。

これらのことから、必要に迫られて行ってきたことが、アセスメントの充実のための対応であったり、結果的にはアセスメントの充実がより良い自立支援計画策定のための基になっていたことを、再認識することができました。ただし、児童相談所との協働事項は園側、児童相談所側双方の体制・考え方に問題・温度差があり、今後改善を図っていく必要性を感じています。

四 児童へのより良い自立支援を行うための、今後の課題

「児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告書」では、「適切な自立支援をおこなうため、これまで施設は、子どもや職員が施設を中心にした特定の生活環境・空間、生活時間という限定された枠の中で、生活や学びなどを共に行い、子どもの持つ生活力や子ども集団の持つ力を活用し、子ども同士あるいは職員と子ども、職員同士など相互に影響し、高め合いながら、よりよい問題解決を図り、自立するちからを形成していくといった生活を基盤にした全人的な支援やケアを展開してきた。しかしながら、現状におい

ては、このような機能を發揮することが困難になってきている施設も見受けられるが、これらの施設については何よりも、本来施設が持つべき中心的機能の回復や充実を図る必要がある。このため、児童自立支援施設は、自立支援の基本理念を再確認し、必要な取組を行っていくとともに、発達障害等の新たなニーズにも対応できる自立支援の体制を築いていくことが求められている。特に、支援を担う専門性の高い人材の確保と質の高いサービスを提供できる施設の整備が重要であることは言うまでもない。これらを踏まえつつ、児童自立支援施設は、児童福祉施設全体の中での役割を再確認しながら将来のあり方を見据え、自立支援機能の充実・強化及び施設の運営体制の充実・強化を図っていくことが必要である」と書かれています。

また、児童自立支援施設運営指針では、児童自立支援施設の将来像として、専門的機能の充実等という項目の中で、より具体的につきのよう記載しています。

・虐待を受けた経験や発達障害・行為障害等の障害をもつ子どもなど、特別なケアが必要なケースが増加している。子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、より高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題である。

・心理士の複数配置など手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る研修を充実しながら、支援の質の一層の向上を図る。

・現状では、中卒や高校生に対応していない施設もあり、年長の対応の難しい児童の自立支援機能の充実に取り組む。

・施設内の分校、分教室の設置等、学校教育への就学義務への対応を図る。

・家庭的な形態である小舎夫婦制や小舎交替制の維持発展を図る。

・相談、通所、アフターケア機能という項目の中では、つぎのように記載しています。

・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を活かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助な

どを実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能を充実させる。

・子どもの立ち直りや社会的自立のため、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会におけるネットワークなどの資源を活用したサポートを確立させる。

前述のような、児童自立支援施設における自立支援についての基本的な考え方や将来像と当園の現状と比較することにより、問題点・課題を確認してみようと思います。

《比較点》

- ・ 本来施設が持つべき中心的機能の回復や充実を図る必要がある。
- ・ 発達障害等の新たなニーズにも対応できる自立支援の体制を築いていくことが求められている。
- ・ 支援を担う専門性の高い人材の確保と高いサービスを提供できる施設の整備が重要である。
- ・ 子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、より高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題である。
- ・ 心理士の複数配置など手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る研修を充実しながら、支援の質の一層の向上を図る。
- ・ 地域の子どもの非行や生活について相談援助などを実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能を充実させる。

これらを念頭に当園の現状を考えると、中心的機能の充実のためには、現在のような職員体制（前に説明した職員構成参照）では、本来施設が持つべき機能も維持出来ないのも当然のことであろうと考えます。施設は、築三十七年を経過し、修繕に修繕を重ねていますが、改築の具体的な話はありません。設備を見ても必要と考えられる中卒教室・相談面接室・心理治療室などがありません。児童福祉施設最低基準の一部改正による居室面積の下限の引き上げを適用するならば、現在実質定員を三十六名としている定員を二十二名にしなければならぬ寮設備です。

また、心理士の必要性から配置を要望してきたところであり、この度、非常勤で一名の予算がついたのですが、募集に対して応募がない状態です。現在二十名の入所児のうち、十三名が被虐待児・発達障害・知的障害等の児童であり、心理面接を措置児童相談所の児童心理司が来園して実施しているのですが、外部の影響を受けない個室はもちろん空いている部屋もなく居室や音楽室などを代用しているところですが、同じく無断外出や問題行動により、児童を個別に指導することが必要であつても個別対応専用室がないため、同じ屋根の下で、他児の声が聞こえてきたり、トイレや入浴の際に目に触れたりし、他児童との交流をさせないという生活環境でしか個別指導ができないなど問題は多いです。職員研修においても、寮長クラスをスーパーバイズができるように育てていかなければならないと、スーパーバイザー研修に出す予定でしたが、二年続けて直前にキャンセルしている有様です。地域の子どもの非行や生活についての相談援助に関しても、対応できる職員体制にないのが現状です。

このように、ハード面・ソフト面でも到底ニーズに応えることができない現状であることが分かるので

す。
ないない付くしにより問題点はご理解いただけたと思います。これらの問題点を解決していくのが課題となるのですが、この課題解決は至難の業と言わざるを得ないのです。

職員体制の改善・施設設備の改善のどちらも予算措置が必要となるのです。また、どちらも毎年要望していることでもあるのです。どこの地方自治体の財政も厳しく、いくら国で法改正をして指針を示しても、研究会で報告しても、無い袖は振れないというのが現状なのでしょう。

しかし、財政が厳しいのは理解できますが、厳しい職場環境で昼夜関係なく児童の指導に当たっている専門職の児童自立支援専門員が、体調を崩してきている現実をみれば、このままで良いわけがありません。どうか改善していかなければならないと強く思います。うれしいことに要望を続けてきた甲斐もあり、二十四年度一名の専門職の児童自立支援専門員が採用され、二十五年度にも一名採用されることになりま

した。児童心理司も常勤の配置をと要望しています。今後も体制強化のため、要望を続けていく必要を実感しています。

五 最後に

児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告書の、児童自立支援専門員等の資格要件・人事システムのあり方に、つぎのようなことが述べられています。

「児童自立支援専門員の人事については、『寮舎の安定的な運営を図るためには、十年程度の経験が必要である』と言われており、また、職員の専門性を確保する観点からも、地方公共団体は、経験の蓄積により、より専門的で効果のある支援が図られるよう在任期間について考慮するとともに、児童福祉関係経験者又は児童自立支援事業に熱意のある者の配置などに配慮することが必要である。児童自立支援施設が、いかにその力を発揮できるかは職員の資質にかかわっているものであり、児童自立支援施設に相応しい人材をいかに獲得し、養成していくかは極めて重要な問題である。地方公共団体は、このことを十分認識して、児童自立支援施設の体制づくりと運営にあたらなければならない。また、国においても地方公共団体に対して、指針を示す等により必要な助言・指導を行うことが必要である」と記載してあります。

このことは、本当にそのとおりで、さらなる強い助言・指導をしてもらい、予算面でもバックアップしてもらえたらと思います。

体制の問題も施設設備の問題も、児童の指導と同様に地道に積み上げていくしかないと思います。極端に物事が良い方向に変われることは、そうそうあるものではありません。指針のような指導体制ができ、指針が示すような指導ができるようになるなんていつのことなのか。夢のまた夢なのかもしれません。しかし、子どもたちは待つてはくれません。改善のために要望は継続しながら、今の体制で今できることを日々

続けていくしかないと思います。これが結論です。

今回の「アセスメントの充実と自立支援計画への展開」というテーマを考えていくうちに、本来我が学園が抱えている問題に改めて直面し、改善を早める努力をしなければならないことを再認識したところで、テーマから大きく外れてしまいました。問題点を改善していくことにより、さらなるアセスメントの充実を図り、より良い自立支援計画を作成し自立支援に役立てていくことができると確信して終わりたいと思います。

アセスメントに基づく児童自立支援のための具体的方策

～エビデンス・アセスメント・実践・評価・蓄積・施策まで～

横浜市向陽学園 心理療法士 大原 天 青

はじめに

近年、社会的養護領域においても「説明責任」「アセスメント」「自立支援計画」といったキーワードが注目されるようになってきた。本号の特集テーマも、「アセスメントの充実と自立支援への展開」である。本稿では、このテーマに基づいて、現実的で実効性のある「アセスメントに基づく児童自立支援のための具体的方策」を次の5つの視点からまとめる。すなわち、①エビデンス、②アセスメント、③自立支援計画の作成、④実践と記録、⑤評価と蓄積である（図1）。

また、本稿全体を通して、この5つの視点が円環的な関係を持ち、アセスメントに基づく児童自立支援に必須の枠組みであることも述べる。さらにこの時、個人の努力のみでは実効性のある具体的方策に至らないため、組織として重要な点についても述べることにする。これらを通し、日々子どもと向き合い続ける職員の「アセスメントに基づく児童自立支援」に貢献できれば幸いである。

なお本稿におけるアセスメントは「問題状況の把握」「情報の収集・分析」という一連の過程を示す。

1. エビデンスとは？

エビデンス (evidence) とは、一般的には「証拠」や「根拠」と訳されることが多い。とくに医学領域

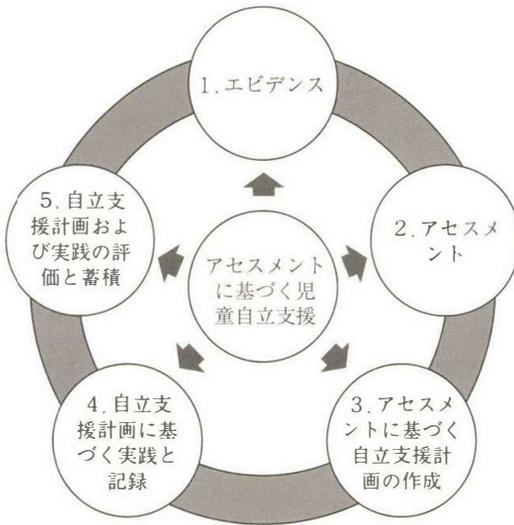


図1. アセスメントに基づく児童自立支援の枠組み

では「根拠に基づく医療 (evidence-based medicine)」、臨床心理学領域では「根拠に基づく臨床心理 (evidence based clinical psychology)」、看護領域では「根拠に基づく看護 (evidence based nursing)」、社会政策領域では「根拠に基づく公共政策 (evidence based public policy)」、社会福祉領域では「根拠に基づくソーシャルワーク (evidence based social work)」などとして使われる。

具体的には、各領域において根拠に基づく実践を進めるための「理論」や「研究知見」をエビデンスと言う。

さて、上述のようなエビデンスが「アセスメントの充実」とどのように関連しているのか具体例を示す。

男子児童Aは、幼少期から身体的虐待を受け続け、情緒と行動上の問題から児童自立支援施設に入所することとなった。入所後間もないAは、入所前の問題行動を想像させないくらい穏やかに日常生活を送っていた。

しかしあるとき、寮長が同じ寮内の他児の問題行動を発見し、大きな声で制止する場面を間近で目撃した。するとAは、顔をこわばらせ、体が硬直したような状態となり動けなくなってしまった。しばらくするとぼろぼろと涙を流し始めた。

寮長は、Aを公務室に呼び次のように語りかけた。

・寮長…「怖い思いをさせて悪かったな。昔の怖い場面を思い出しちゃったのかな？」

・A …「こっくりうなずく」

・寮長…「そうかー。つらい思いをしてきたんだよな……。」

・A …「は、はい……」

・寮長…「そうだよなー。ただ、同じように怖かったかもしれないけれど、昔と同じ結果になったかな？」

右記の内容は、多少変更を加えたものの実際にあった出来事と寮長の対応である。ここで寮長は、一定のエビデンスに基づいて、Aのアセスメントを瞬時に行い、働きかけている。これは、アセスメントにおける「問題状況の把握」「情報の収集・分析」段階で「トラウマ理論」というエビデンスを用いたと整理できる。

具体的には、他児が怒られている場面を目撃したAが、過去の虐待体験というトラウマを想起して、感覚の麻痺や不安感を強くしたのではないかとアセスメントした。そこで、寮長はAの不安感を受けとめな

がらも過去の虐待体験と同じものではないこと、そして現在が安全な状態であることをAに伝えるという働きかけをしたと言える。寮長とAの最後の会話には、寮長が大きな声を挙げる必要がある場面、Aの感覚の麻痺や不安感を低下させる方法を一緒に話し合っていた。このように寮長は、「トラウマ理論」というエビデンスを身に付けていたことによって、右記のようなアセスメントと臨床的な働きかけが可能になったと言える。

社会福祉学が医学や心理学、社会学、社会学、政策科学などの広範な社会科学の知識を必要としているように、そのアセスメントもまた広範な理論や知識、「実践知」を基盤に成されるものである。

さて、ここでの1つのまとめを示す。

個人：絶えず関連諸科学の理論や最新の研究知見および先達の「実践知」といったエビデンスを学び続ける必要がある。

実践知：個人の研鑽の機会を保障することおよびそれによって得られたエビデンスを組織として共有し、また「実践知」が引き継がれるシステムを構築する必要がある。

2. アセスメント

ここでは、アセスメントの1つである「情報の収集と分析」に限定して具体的に述べる。その視点は、目的、実施者、実施場所、時間と時期、時間性、実施者の視点、実施方法、アセスメントの焦点の8点である。

(1) 「何のためにアセスメントをするのか？」
具体例を挙げてみたい。

Aという子どもに対して家庭裁判所（以下、家裁）の調査官がアセスメントする場合と施設がアセスメントする場合を想定してみると理解できる。仮にまったく同じアセスメントをしたとしても、家裁の調査官は、Aの改善更生のための「審判の根拠」を主に目的とするだろうが、施設では「直接的な改善更生のための支援の根拠」を目的にするだろう。つまり、家裁の調査官は支援の1つとして、「児童自立支援施設送致」という審判の根拠を示すが、施設ではより実践的で具体的なレベルで「自立支援」の根拠となるデータを示すことになる。これは目的の次元の違いとも言える。

このように、アセスメントの目的によって、その結果が活かされる方向性が異なってくる。何のためにアセスメントをするのか、どこに次元に活かすためのかを整理する必要がある。

（2）実施者：「誰が、アセスメントするのか？」

人に焦点を当てると、どのようなエビデンスを知識として持っているか、アセスメントの目的は何か、などすべてを包括してしまう。ここでは、「『子どもと実施者の関係性』がアセスメントに影響を与える」という点に限定して考える。

人は誰でもいろいろな側面を持っており、ある特定の人に見せる態度や言動と他の人に見せる態度や言動は異なっている。児童自立支援施設の夫婦小舎制の場合、寮長に見せる言動と寮母に見せる言動は異なっているだろう。また、他の職員や教員、心理士に見せる言動も異なるだろう。つまり、人に焦点をあてることで、子どもの抱えるニーズをより多層的に捉え、違いの背景を推測することができる。そのため、誰がアセスメントをしているのかと言う点は、考慮すべき1つの視点になる。

(3) 実施場所：「どこで、アセスメントをするのか？」

ここでは、ミクロ・メゾ・マクロという3つの視点から考えてみたい。まず、ミクロとは面接室等の個別の場面で捉える場合、メゾは寮やクラブなどの集団場面で捉える場合、マクロは行事や外出・外泊など社会とのつながりが多い場面を想定してみよう。すると、ある特徴的な行動が見られるのは、ミクロレベルのみでメゾ・マクロレベルでは、同様の行動が見られないかもしれない。また、得られたアセスメントの情報がどのレベルで収集されたもののかを整理することがアセスメントに役に立つだろう。

(4) 時間と時期：「いつアセスメントしているのか？」

これは、2つの視点から整理できる。

まず、一日の時間という軸である。朝起きてから寝るまで、もしくは寝た後、一日の中で個々の子どもの状態によって特徴的な表出がなされる時間があるのではないだろうか。例えば、ある子どもは朝起きることが苦手で他児とトラブルになりやすいこと、ある子どもはクラブが終わり寮に戻るとテンションが上がってしまうなどということは、よく見られるだろう。

もう1つは、四季という日本特有のサイクルである。発達上の課題が見られる子どもは、季節の変わり目や春や秋に不安定になりがちである等の臨床知見が既にある。このように、時間と時期を特定してアセスメントすることで支援に効果的な情報が得られるはずである。

(5) 時間制：「いつをアセスメントしているのか？」

具体的例を挙げる。ある時、児童自立支援施設に学校の巡回相談員が来たことがある。その巡回相談員は、授業場面を見学し、現在の、各子どもたちの特性を把握し、学校の先生にその場の適応のための助言を与えた。これは「現在」がアセスメントの焦点であり、その場の適応が目的であったと整理できる。この視

点は非常に意義のある。

一方で、児童自立支援施設においては、子どもの長期的な人生を念頭に自立を目的として、現在の状態を過去・現在・未来という時間軸を通して、アセスメントを行う特徴がある。この、過去・現在・未来というトータルな時間性は、社会的養護施設の全てに共通する特徴である。中でも児童自立支援施設は、この視点が求められている。その理由を2つ挙げる。

まず、児童自立支援施設の目的である。平成9年の児童福祉法の改正以降「自立」が掲げられ、強調されてきた。この自立の意味は、経済的な自立や心理的な自立だけではなく、児童自立支援の理念としては、おそらく人生のよりどころ、迷った時に戻れる安全基地のような、また人生の支えとなる場所として子ども自身に内在化させることであると捉えているように思う。すると、現在や未来のことにみに焦点を当てる支援では十分ではなく、人生全体をトータルに捉える視点が必要になるということではないか。

もう一つは、施設機能という点である。児童自立支援施設は「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導などを要する児童」である。過去の加害行動に対して、自らの責任を認識し被害者への責任を果たすことは児童自立支援施設の重要な支援課題である。しかしながら、入所児童の被虐待体験は六十六、四％であり、被害体験も抱えている。さらに、この被害体験は入所後の施設内における行動に影響を与えている。このように、入所児童は被害と加害の体験が時間経過とともに何重にも複雑に絡み合っている状態である。そのため、支援は、現在起きている問題を扱いながら、絡み合った糸を少しずつ解きほぐし、過去・現在・未来を繋いでいくことになるだろう。

このように社会的養護施設では、時間軸をトータルな視点からアセスメントすることが必要であるとともに、子ども自身が過去・現在・未来をどのように捉えているのかをアセスメントすることが重要である。

(6) 実施者の視点：「アセスメントの実施者がどんな視点を持っているか？」

これは、実施者のもつエビデンスの種類や量、上述の「時間性」とも関連しているが、ここではそれ以前の「人への見方」ということ考えてみたい。

例えば、ある職員は各子どもの課題ばかりが目についてしまうかもしれない。「あれもできていない、これもできていない」と。しかしまたある職員は、同じ子どもの良い部分しか見ることができないかもしれない（多くの場合、そうした人は少ないのだが）。

前述したようにアセスメントは、①問題状況の把握と②情報の収集・分析であり、「課題」に目が行きがちである。しかし、もう一つ重要な視点は、子どもが持つストレングス（強み）に目を向けることである。言い換えれば、リスク因子のみではなく保護因子もアセスメントする視点が重要である。

(7) 実施方法：「何を使ってアセスメントをするのか？」

夫婦小舎制の勤務形態の場合、生活を共にすることそのものが、アセスメントと支援であると言えるかもしれない。これらを方法論の点から見ると、参与観察法やアクションリサーチ、生活場面面接法と言えるだろう。こうした生活と支援に密着したアセスメントは子どもの理解に非常に有効である。

一方で、客観性という点からは、標準化された質問紙など用いて、入所後から半年ごとの客観的な変化を捉える取り組みも重要である。これは、見えない課題を視覚化する効果もあり、子どもと共有することを通して有効な支援ツールにもなる可能性がある。その他に心理面接では投影法などを用いることもある。

アセスメントや自立支援計画が重視されてきたのも、計画的な支援を実施し、評価し、蓄積し、子ども・保護者・他機関・他職種への説明責任を果たすことが求められるようになってきたためである。このように、いくつかの方法を組み合わせることがアセスメントの充実につながるだろう。

(8) 焦点：「なにをアセスメントするのか？」

おそらく、アセスメントの充実を考える時、この部分が最もイメージされやすい。「なにを」アセスメントするかという選択の基準は「自立」という目的を達成するために役に立つかどうかということである。これは、先行研究で明らかにされているエビデンスに基づくリスク因子と保護因子ということである。特にリスク因子は、個々の自立という点だけではなく、施設の健全な文化に大きな影響を与える可能性があるため、集団の力動的な視点から常に把握しておく必要がある。

さて、具体的な項目を列挙してみたい。なお、本来であれば、各項目に対する具体的なエビデンスを示す必要があるが、紙面に限りがあるため省略する。

①身体発達、②発達障害の有無とその種類、③入所（生活への意欲、課題への意欲、理由の理解）、④非行について（累積数、深度、背景の理解、責任の認識、親の認識）、⑤虐待（有無、種類、程度、虐待者、子どもの認識）、⑥対人関係（基本的信頼感、共感性、虐待的人間関係、力による関係、加害傾向、被害傾向）、⑦家族関係（父親、母親、兄弟、その他）、⑧友人関係（小学校、中学校、他校）、⑨性的問題行動、⑩怒りの対処方法、⑪自己像（自尊感情、自己効力感）、⑫支え（好きな活動、信頼できる人、安心な場所）、⑬情緒と行動の特徴（自己評価と他者評価）、⑭トラウマ等である。

これらの情報を収集することは、リスク因子への対策と保護因子の強化のために重要である。個人と組織の課題は次のようにまとめられる。

個人：実践者は、アセスメントの焦点である8点のどこが不足し、どこが満たされているのかという自らの実践をアセスメントし、不足した点を強化していく必要がある。

組織：個人が8点の組み合わせからアセスメントを行った結果について、施設内外の他職種も含めた職員間で情報を共有し、分析・整理する機能がなければならない。組織の役割は、目的＋実施者＋実施場所＋時間と時期＋時間制＋実施者の視点＋方法＋焦点の組み合わせを統合し、その全体像を浮かび上げら

せ、共有することにある。

3. アセスメントに基づく自立支援計画の作成

アセスメントがしつかりできていれば、支援計画の作成は難しいことではない。組織の目的である子どもの「自立」を達成するために、①支援の目標、②具体的支援方法、③実施時期を決めることができれば、支援計画の作成となるからだ。

例えば、主訴が行動化の問題で入所した子どもの例を考えてみたい。総合的なアセスメントの結果、自己肯定感の低さが中心的な問題であり、行動化の問題はその補償としての意味を持っていることがわかったとする。すると、①支援の目標の1つは、自己肯定感を高めることや行動化を統制する力を身に付けることとなる。②具体的方法は、クラブ活動を通して、強みを引き出すことやできないことができるようになるといった成功体験を意図的に作ることで、行動上の問題の発生過程について理解を深め、感情の言語化を促し、対処能力を身に付けるといったことが具体的な支援方法になる。③実施時期は、短期から中期を設定するかもしれない(表1)。

また、児童自立支援施設の場合、他の福祉領域、特に高齢者などの分野と比較して支援のツールが直接的でないという特徴がある。日々の生活がルーティンとなっており、クラブや作業など、ある程度決められた日課があるためだ。つまり、伝統的に支援のツールが決められているので、これを個々のアセスメントに基づき、どのように意味付けていくのか、もしくはどこに焦点化するのかということが、現実的な自立支援計画の作成のポイントとなるだろう。

一方で、既存のツールが適さない子どもも、児童自立支援施設に措置されている現実もあるのではないだろうか。もし、こうしたニーズが多いのであれば、伝統的なツールに縛られずに、新たな支援ツールを

開発していく必要もあるだろう。

もう一点重要なことがある。それは、アセスメントに基づく支援計画を子どもと共有することである。このプロセスは、「指導」や「矯正」といった考え方からすると重要ではないが、「支援」にとっては最も重要なことである。支援は共同的な過程によってこそ成り立つものなのである。

さて、ここでは次のようにまとめられる。

個人：支援計画は、アセスメントの結果に基づいて、①支援の目標を立て、②それを達成するためのツールを選択もしくは開発し、③実施期間を決め、職員間および子どもと共有することで初めて、具体的な支援計画の作成となる。

組織：個々の考えに左右されがちな支援を開くため、その根拠と計画の客観的な整合性を検討し共有し、説明可能な「計画書」として、顕在化させるシステムを整える必要がある。

4. 自立支援計画に基づく実践と記録

これまで、アセスメントと支援計画の充実にについて述べてきた。ここでは、その支援計画を「自立支援に展開」させるための方策について述べる。

ここでの提案は、毎日子どもたちの状態やその変化を記録する日誌の意味付けを転換することで、「自立支援計画」を日常の支援とかい離させず、意識的なプロセスとして位置付けるための記録システムである。

まず、子ども自身が日々の生活を通して何をやっているのか考えてみたい。おそらく多くの施設で、子ども自身は、日々の出来事を日記に書くとともに、自分の課題を毎日振り返り、記すのではないだろうか。これと同様に、職員も子どもたちの課題に対する評価と日々の出来事の両方を記録することをやっている。つまり、支援計画は職員が目標を達成するためにどのようなツールを用いて支援を行うかを記載するのに対

して、日々の子どもの記録である日誌は、子どもの変化や状態像を記録するものになっている。この位置付けに加えて、職員の支援の効果や程度を測定するものとして日誌の位置付けを転換することで自立支援計画に基づく支援とその検証を可能にすることができる。

そこで、次のようなフォーマットを提案したい(表1)。

これは、A4用紙に支援課題、支援目標、支援内容・方法を記載し、日々の記録によってそれらが達成されているかを評価する。その際、具体的なエピソードも記す。加えて、支援課題と直接関係のない事柄で、重要であること自由記述欄に記す。これによって、支援の課題や目標に対する子どもの変化を構造的に日々評価することができる。さらに、職員には、このフォーマットによって日々の実践を意図的なものとして意識化するツールになるだろう。また、もし自由記述欄に書く必要がある事柄が多く、毎日同様の内容があるのであれば、むしろそれが支援課題として設定される項目であるかもしれない。

ここでのまとめは、次のようになる。

個人：日々子どもの状態を記録する児童日誌の位置付けを、支援の課題・目標・方法と対応するように構造化することで、意図的な働きかけと子どもの評価と実践の検証を行うことが可能となる。

組織：日々の記録のフォーマットを支援の課題・目標・方法を評価できる記録方式に変更し、子どものニーズに対応し、かつ職員個々の個性やストレングスを最大限生かせる実践になるようにマネージメントする必要がある。

5. 自立支援計画および実践の評価と蓄積

ここでは、アセスメントに基づく計画とその実践を評価し、蓄積していく重要性を述べる。すでに前項で日常の日誌によって実践の達成度を評価するツールを提案した。ここでは、それらの実践と評価を一定

表1. 自立支援計画に基づく実践と記録

〇〇△△ 児童日誌						
支援課題			支援目標		支援内容・方法	
①	自信がなく、不安感が高い（自己肯定感尺度の得点が低い）。		自己肯定感を高める。		クラブ等を通して、成功体験を体感させる。	
②	行動上の問題について、どのような時に表出されるのか十分に理解できていない。		自分の行動上の問題の発生過程について、理解を深め、対処能力をつける。		生活場面の出来事を活用し、問題のきっかけやその場の感情を言語化して伝える。また、対処方法についてともに考える。	
③	・・・		・・・		・・・	
日付	できている	どちらともいえない	できていない	該当なし	具体的エピソード記入欄	
〇月●日	①			○	クラブ活動で、他児と卓球を行うが、思うようにいかず、すねてしまう。職員が声をかけると、意欲を取り戻す。	
	②	○			夕食後、他児との関係から、「イライラするので少し離れたい」と職員に話がある。場面を変えて、怒りについて言語化し、話あう。	
	③					
	朝、体調が悪いと訴えがある。・・・					
〇月●日	①					
	②					
	③					

期間経た段階で総合的に見直し、達成度の評価と次の支援計画を作成することについて考えたい。

先の支援目標を例にとると、「自分の行動上の問題の発生過程について、理解を深め、対処能力をつける」ということが、どの程度達成されたのかを評価する必要がある。日々の評価で「よくできている」ということが、一定期間続いているのであれば、次の支援段階になる。これらを子どもと共有することで、子どものエンパワメントと次の支援課題の明確化につながる。こうした支援の段階は個々のニーズによって異なっているが、これらを体系的に記録しておくことが施設としての「実践知」の蓄積になる。

臨床経験豊富な実践家は、おそらく現在の支援において、過去の

似たケースを支援の「照合枠」として捉え、現在の支援の計画を練るだろう。よく現場では、新入所児童の特徴を捉えて「以前入所していた〇〇に似ている」と表現されることがあるが、語られない言葉として「こんな支援方法と経過をたどるのではないか」という推測があるのだろう。

このような個々の経験豊富な実践家の「実践知」を、誰もが照合枠として参照できるような形でまとめておくことで支援を「標準化」することができる。なお、蓄積のためには、①アセスメント、②支援目標、③支援内容と方法、④時間経過、⑤評価といった支援の過程を、ある一定のフォーマットによって、入所から退所まで蓄積することが重要である。

こうしたことは、施設としての実践を未来の支援につないでいくことに他ならない。すなわち支援の「エビデンス」である。しかし、それだけにとどまらない。子どもの退所後のアフターケアにつき、それを担う次の支援機関につなぐことでもある。これらによって、児童自立支援施設のアカウンタビリティを果たすことにもつながるだろう。

さらに、退園後の予後を長期的に追跡することで、支援の効果を測定し、それらを施策につなげる取り組みも重要である。法律や制度によって現場の実践が変化するように、感化院から続く伝統ある児童自立支援施設だからこそ、逆に現場の取り組みから制度や政策の変革につなげる実証的なデータの蓄積が求められている。

ここでのまとめは、次のようになる。

個人：定期的な評価は、子どもへのエンパワメントと次の支援課題を明確化することにつながる。また、支援を蓄積し「照合枠」を作っていくことが「エビデンス」になる。

組織：支援の評価と蓄積の重要性を認識し、一つのケースを蓄積することによって、支援の「照合枠」を蓄積していく組織としてのシステムを整える必要がある。さらに、「照合枠」の積み重ねによって実践理論や制度・政策に反映させるべく、エビデンス（実証的データ）を蓄積していく必要がある。

6. まとめ

本稿では、「アセスメントの充実と自立支援への展開」という特集テーマに沿うよう、アセスメントに基づく児童自立支援のための具体的方策について、①エビデンス、②アセスメント、③自立支援計画の作成、④実践と記録、⑤評価と蓄積についてまとめた。

まず、アセスメントでは既存の知識や理論を学び続ける必要性を示し、アセスメントでは、充実させるための8つの視点を提示した。さらに、計画の作成とそれを実効性のあるものにするため、日々の記録を変えることによって、実践と評価を同時に行うシステムを提案した。最後にそれを蓄積していく必要性を述べた。このような「エビデンス」からはじまる一連の過程は、実践の「評価と蓄積」によって再びエビデンスになるという常に円環したものである。これを個人と組織の両方の取組みとして、常に精度の高いものにしていく努力が「アセスメントの充実と自立支援」につながることである。

本稿が少しでも子どもたちの健全な発達とアセスメントに基づく児童自立支援の「実践の武器」になることを願う。

【付記】本論をまとめるにあたり、川村雅昭副校長（新井小学校・新井中学校・桜坂分校）から「仮説―検証」のプロセスについて貴重なご助言をいただきました。筆者の力不足故に、本論に十分反映することはできませんでしたが、ここに記し、感謝申し上げます。

新たなアセスメントの導入と自立支援への展開

「生活ものさし」の試行と「サインズ」への展開を目指して

長野県波田学院

児童自立支援心理司

河西美奈

長野県波田学院

院長

岡田菊夫

はじめに

昨今の児童相談における虐待への対応や児童の行動変化をとらえる方法として、共通のアセスメントツールを導入することが多くなっている。数年前までは「この子は家に帰しても大丈夫だろうか?」「本人も成長したのできつと乗り切れるはず」「家族も一生懸命で、この子の帰ってくることを強く希望しています」これにより施設を退所し、家庭に帰り、ある期間はなんとかなったが、その後、更にひどい虐待を受け再度、措置され……、という事例は少なからずあった。この「成長した」「一生懸命」とは何を指して表現されるのか? ベテラン職員と経験の浅い職員とで評価は同じレベルなのか? 児童相談所と児童福祉施設とで情報は共有されているのか? 等々。これらの疑問に答える形で、長野県では五年前から、虐待相談

とその他の相談に分け、児童相談所と児童福祉施設において共通のアセスメントツールを導入した。

これにより、様々な職種の方が同じ土俵で意見を交し合い、自立支援計画を立てることが可能となった。特に家族のもつリスクを幅広く客観的に評価し、家族再統合を正面から検討することができるようになったことは大きな前進であった。

逆に、課題として見えてきたこともあった。

- 一 標準化された児童の行動のアセスメントツールがなく、変化をつかみづらい。
- 二 アセスメントで得られた家族や児童の強みが、自立支援計画に生かされにくい。

「一」については、情緒障害児短期治療施設では、基本的に「CBCL」により児童の状態を評価していた。波田学院でも、以前「行動評価基準表」を基にアセスメントしていた経過はあるが、この数年間は、使われていなかった。そのため、今回は複数のアセスメントツールを試行し、有効と思えるツールを選ぶこととした。

「二」については、自立支援計画として「サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ」を導入することで、当事者も参加し、アセスメントのプラスの面、すなわち家族や児童の強みを話し合うことができること、試してみることにした。

I アセスメントツールを用いたアセスメント

児童の変化を客観的に評価するため、平成二十三年度はアセスメントツールを試行した。

一 使用ツール

二種類のアセスメントツールを使用した。

(1) CBCL-Y/TRF

1 つ目は、CBCL (Child Behavior Check List) 子どもの行動チェックリスト) と TRF (Teacher Report Form) 子どもの行動チェックリスト教師用) である。これらのチェックリストは、子どもの心理社会的不適応状態を評価する尺度である。すなわち「この子にはどんな問題があるのか」を包括的に把握するものである。これらは、米国の Achenbach が作成した ASEBA (Achenbach System of Empirically 行動評価尺度システム) で体系化されたもので、世界的に広く用いられている行動評価尺度である。CBCL は親が回答、「TRF」は教員が回答するもので、本施設では各々寮職員・分校職員が回答した。この二つのチェックリストは、一部を除いてほぼ同じ内容であり、両者の比較が行えるようになっていた。

尺度は、「不安／抑うつ」「攻撃的行動」などの八つの症状群尺度得点とその上位因子としての内向尺度得点、外向尺度得点、総得点で構成されている。各得点は T 得点に換算され、その数値によって「正常域」「境界域」「臨床域」に区別されている。

(2) 生活ものさし

二つ目は「生活ものさし」である。「生活ものさし」は、平成十七年度～平成十九年度 厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）「児童虐待等の子ども被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究」のうち、「児童自立支援施設におけるアセスメントとケア（分担研究者 国立武蔵野学院 富田拓）」にて作成された尺度である。

これは、児童自立支援施設に在籍する児童の生活そのものを捉える指標であり、「何をもって子どもが成

長と捉えるか」という点に着目して作られている。「少しの失敗でなげやりにならない」などの質問項目八十八項目で構成されており、いずれも「耐える力の成長」、「コミュニケーションの成長」、「対人関係の成長」、「自己評価の成長」、「生活の成長」という五つの上位因子に分類される。

二 平成二十三年度実施状況

(一) 方法

入所中の全児童について、平成二十三年六月と平成二十四年三月との二回実施した。寮職員に「CBCL」と「生活ものさし」を配布し、分校職員に「TRF」を配布し、各々回答してもらった。両時期とも同一職員が回答した。

回答したものを心理職がまとめ、全体へ結果報告した。

(二) 実施概況

平成二十三年六月時点では、男子十四名、女子三名、計十七名について実施した。また、平成二十四年三月時点では男子十五名、女子一名について実施した。六月と三月と二回とも実施し、両者の比較が出来る児童は十二名であった。途中退所し六月のみ実施した児童が四名、途中入所し三月のみ実施した児童が四名である。本稿では、六月と三月、二回とも実施した十二名について述べたい。

(三) ある児童のアセスメント結果

① 児童ケース概要

中二男児。主訴は窃盗、家宅侵入。平成二十三年四月に入所。PDDの診断。IQは平均値だが、動作性

優位。

② CBCL・TRFの結果

六月実施分について、CBCLは「思考の問題」・「非行的行動」が臨床域で、「ひきこもり」・「身体的訴え」が境界域。総じて、内向尺度・外向尺度・総得点ともに臨床域。「思考の問題」では、「強迫観念・強迫行為」など、やらなければ気が済まないこだわり行動が見られている。また、「非行的行動」については、「悪いと思わない」、「うそをつく」などの行動が見られている。

六月実施分のTRFは臨床域なし、「ひきこもり」・「身体的訴え」が境界域。総じて、内向尺度が臨床域である。

以上から、学校場面の方が問題行動は少ないようだが、学校と寮に共通して「ひきこもり」・「身体的訴え」といった内向的問題が見られている。

三月実施分について、CBCLでは臨床域なし、「ひきこもり」が境界域。また、TRFでは臨床域なし、「不安・抑うつ」が臨床域。総じて、いずれも内向尺度のみ臨床域である。

以上のことから、六月当初、CBCLにて境界域として挙げられていた「思考の問題」、「非行的問題」は改善と言える。また、CBCL・TRFにて境界域であった「身体的訴え」も改善している。しかし、六月当初境界域であった「ひきこもり」は依然として境界域である。また、TRFからは新たに「不安／抑うつ」も臨床域として上がってきている。

③ 生活ものさしの結果

六月当初は、どの項目についても「できない」部分が多かった。特に「自己評価の成長」については「できる」二項目、「問題あり」四項目、「できない」六項目となっており、できない項目が多かった。まずは日課や勉強を通して「出来る・分かる」感覚を養い、自信につなげることが必要と感じた。また、「コミュニケーションの成長」、「対人関係の成長」についても「できない」項目が比較的多く、本児の重点課

題として考えられた。

三月には、ほとんどの項目について「できる」になった。そのため、「耐える力の成長」、「コミュニケーションの成長」、「対人関係の成長」、「自己評価の成長」、「生活の成長」五つの因子すべてで大幅な改善が見られた。こうした改善が見られたため、課題として残った「できない」部分が浮き彫りになった。「コミュニケーションの成長」、「対人関係の成長」のうち「自分の気持ちや考えを表現する。人に相談する。」という点が「できない」項目である。また、「自己評価の成長」のうち、「クラブや作業へ行くのを楽しむ」、「自分のことを客観的に語れる」という点が「できない」課題として表れた。

④ まとめ

以上のとおり、「CBCL・TRF」と「生活ものさし」とでは、違った角度から児童のアセスメントを行うことが出来た。また、定期的を実施することで児童の成長を客観的に捉えることが出来た。三月時点において、「CBCL」では「ひきこもり」尺度が変わらず境界域だったが、これは生活ものさしのコミュニケーションや対人関係の課題として残る部分と共通するところであり、異なるアセスメントツールから共通の課題が導き出された。

(四)二回分(平成二十三年六月、平成二十四年三月)実施した全児童の結果から

二回ともアセスメントを実施した一二名の児童のうち、九名については改善が評価でき、三名は改善が評価されなかった。改善した九名のうち、「CBCL・TRF」、「生活ものさし」双方で改善が見られる児童が七名。「CBCL・TRF」では改善が見られず、「生活ものさし」では改善が見られる児童が二名であった。

いずれのアセスメントツールでも改善が見られなかった児童三名について、その要因としては、①入所期間が長期化して変化が少ないこと、②児童のコンディションが悪い時期にアセスメントを実施したこと、③児童に知的障害・発達障害のベースがあり、「できない」という評価ばかりになり、これらのツールでは

適切な評価が不可能なことが考えられる。

また、「CBCL・TRF」では改善が見られず「生活ものさし」では改善が見られた児童二名について、その要因としては、発達障害の特性（こだわり・対人スキルなど）が強いことが考えられる。施設生活の中で成長は見られているため、「生活ものさし」でその成長を捉えることは出来た。しかし、「思考の問題」、「社会性の問題」といった障害に起因する部分はなかなか正常域まで下げることが難しいため、「CBCL・TRF」では変化が現れず、これらが問題行動として臨床域に残る結果となった。

三 今後の課題

(一) アセスメントを生かした支援

昨年度、実際にアセスメントを実施し、それを生活指導の職員・分校職員へフィードバックすることを主目的とした。半期に一度の自立支援計画の見直しを行う検討会にて、心理から発表する形を取り、全体への周知を行った。

今後の課題は、アセスメントで得られた知見を自立支援計画へ落とし込み、実際の生活支援に活用することである。

「CBCL・TRF」は、導き出された結果を支援に反映しにくい印象を受けた。「変な考え」、「内気」などの抽象的な質問項目であり、児童の問題行動を大まかに捉えるものであるため、それを支援とどうリンクさせるかが難しい印象だった。

一方、「生活ものさし」は、「少しの失敗で投げやりにならない」、「ありがたいと言える」など具体的内容の質問項目であり、日常生活と結びつけて考えやすい点が有用と感じた。

(二) アセスメントの実施時期と効果測定

現在は、自立支援計画の見直し時期に合わせて半期に一度実施している。しかし、その前に退所する児童や、途中で入所してくる児童もおり、そうした児童についてはアセスメントの比較が出来ていない。退所児童については、退所前に適宜実施することで良いと思われる。入所児童については、入所段階では児童の様子が掴みづらく、学院職員が回答しにくいとの意見もあった。入所児童については、入所前に生活を共にした者（親や児童相談所一時保護所職員）が事前に回答することが良いと思われる、児童相談所会議で依頼済である。

(三) 職員の負担

〔CBCT〕、〔TRF〕はそれぞれ一―二項目からなり、「生活ものさし」は八十八項目からなる。これらを含め全児童についてひとつひとつ回答することは、時間と労力を要するものである。また、それを心理職一人で行うためさらに時間を要した。実際、アセスメント記入から結果の報告までに二ヶ月近くかかってしまい、児童の実態がアセスメント記入時と変化している場合もあった。

四 今後の方向

平成二三年度は、試行的に二種類のアセスメントツールを使用した。異なる角度から児童をアセスメントできるツールとして、二種類行うことは有用であった。しかし、日常生活への反映、使いやすさ、職員への負担などを考えると、アセスメントツールを二種使うのではなく、「生活ものさし」一種に絞って実施することが有用と考えられる。

以上から、今後は「生活ものさし」に絞って児童アセスメントを行い、そのデータを蓄積することで、

退所時期を含めた児童の包括的支援により生かすことが出来ると思われる。

Ⅱ 「サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ」を用いた児童支援

一 サインズ・オブ・セイフティ・アプローチとは

サインズ・オブ・セイフティ・アプローチは、オーストラリア西部にてターネルとエドワーズにより実践的な形で開発されたケースワーク技法である。児童虐待対応の技法として開発されたもので、現在、日本でも児童相談所を中心に広く活用されている。サインズ・オブ・セイフティ・アプローチの特徴は、当事者を中心に据えて、その強み（良い点）を生かすことである。「①心配なことは何か？（懸念）」、「②うまくいっていることは何か？（強み）」、「③何が起きる必要があるか？（未来のこと）」の三つの観点に焦点を当てる。併せて、「スケールリング」とい、○から十のうち（○は最悪の状態、十は目標達成の状態）、今どこにいるのかを評価する。そして、「数字を一つ上げるためには何をすればいいか」という取り組む課題を各々持ち帰る。通常の関係者会議では「心配なことばかり議論されがちだが、それよりも「強み」や「未来のこと」に目を向けるのである。本人・家族・関係者と一緒にこの三つの視点について出し合い、情報を整理して一枚の紙にまとめ、共有する。児童本人だけでなく、家族・児童相談所・施設、皆で評価する。次回の会議では、各々持ち帰った目標の実行状況を共有し、新たに出てきたことを共有する。

二 サインズ・オブ・セイフティ・アプローチを用いる目的

現在の課題として、自分の問題解決や退所までの道のりで、今自分がどこにいいのか、どうしたら退所できるのかを見失い、自暴自棄になる児童がいる。自暴自棄までいかなくとも、先の見通しが見えないことで不安を募らせる児童は多い。また、子ども自身は退所を目指して努力するが、家族の変化が見られず、その対応に苦慮することもある。そんな中で、サインズ導入の目的は、児童・家族を中心に据えて問題整理することで、主体的に、かつ見通しを持って問題解決に取り組めるようにすることである。すなわち、サインズの実施は、児童や家族の目に見える自立支援計画としての位置付けである。

三 サインズ・オブ・セイフティ・アプローチを用いた実際

波田学院では、平成二十三年度二～三月にサインズのモデル的な施行を行った。

(一) モデルケース概要

中二男児。父母と本児の三人家庭。万引・授業妨害・性的悪戯などの問題行動で入所。入所からちょうど一年経過。本児は、性暴力治療教育プログラム、セカンドステップ(暴力防止プログラム)、ロールタリング(役割交換書簡法)などに取り組んでいた。父母は、児相や学院と関係は悪くないが積極的な関わりは少なかった。本児が問題行動を起こしたとき、その対応に苦慮した父母が叩く・蹴るなどの叱り方をしていた。

(二) サインズ導入の動機づけ

今回は、ちょうど入所から一年の時期であることを動機づけとした。一年経ったところで、退所に向けた準備をみんなで行いましょう、と話した。参加者は、本児・父母、児童相談所児童福祉司・児童心理司、波田学院寮長・担当・分校担任・心理というメンバーとした。

(三) 第一回 サインズの様子 (二月上旬)

まず、「①心配なことは何か? (懸念)」を出し合った。一番の心配なこととして入所理由の事実を確認した。また、入所につながる要因としての「心配なこと」を、各々出してもらった。その中で、本児からは「誘われると断れない」など自分の性質に関することが出され、家族のこととしては「怒られるときに殴ったり蹴られたりするのが嫌だった」と話された。それを受け、家族からは「痛みを与えるしか叱り方が分からなかった」、「もつと悪さをした理由を聞いてあげればよかった」と意見が出された。

次に、「②うまくいっていることは何か? (強み)」を出し合った。「人に対して優しいところ」をど本児の良い点のほか、「家族の仲が良い。父がいろんなところに連れて行ってくれる」と家族の強みになることも出された。

そして、「③何が起きる必要があるか? (未来のこと)」を出し合った。これは、本人・家族のゴールであり、関係機関が支援を終える目安でもある。本児からは「自分の欲求コントロールが出来るようになる」などのゴールが話された。家族からは「モラルを守る。何事にも精一杯やる」などのほか、父からはやりたいことが無いから悪い方に流れて行くのでは、と話され、「打ち込める趣味を見つけるとの願いが話された。児童相談所や学院からは、「周りに流されずに、自分の考えを話せるようになってほしい。本児が失敗したときに、家族はサポートして欲しい。家族には本児をもつと褒めてほしい。」と願いを話した。

そして、「スケールリング」を行い、最悪の事態を○、ゴールの姿を十としたときに、今自分がどこにいる

のかを数値化し、その理由も出し合った。本児・児相・学院分校は五、五、家族と学院は五に評価した。最後に、スケーリングの数値を一つ上げるために、次回(三月下旬)までに各々取り組むことを出し合った。本児は「各種プログラムに取り組む。午後の授業の最初の十分は集中して取り組む」などを決めた。家族は「児相と本児への注意の仕方を考える。本児と趣味について考える時間を持つ」という取り組むことを決めた。児相は「家族と一緒に本児への注意の仕方を考える」という取り組むことを決めた。学院は「入所一年の特別日課をやる。各種プログラムを実施する。」と決めた。

会議は、終始和やかで温かい雰囲気で行われた。「②うまくいっていることは何か? (強み)」の時間を設けたためもあるか。今まで情報の少なかつた父に参加してもらえたことも大きな収穫で、父なりの考えを聞くことが出来て良かった。本児は、「父がこんな風に自分のことを考えているんだと知れて良かった。」と、良い表情だった。

(四) 第二回 サインズの様子 (三月下旬)

第二回目は、流れが分かったこともありスムーズに進行した。流れは前回と同様である。最初に、前回決めた取り組むことの達成状況を確認した。本児と家族とでは、取り組みたい趣味について話し合った様子。本児は絵を描くことが好きだということで、母にアドバイスをもらい、絵を描きたいとのことだった。また、児相と家族とで、本児への注意の仕方について話し合う機会も取られた。そこでは、叱るときの注意点、手をあげることの悪影響などの話がされ、家族も真面目に考えながら取り組めた。

第二回目では、既に出されていること以外に新たに出てきた「①心配なことは何か? (懸念)」、「②うまくいっていることは何か? (強み)」を出し合った。特に、「②うまくいっていることは何か? (強み)」を多く出すように取り組んだ。「忙しい中、こうして家族が参加してくれること」百体が②であるとして児相や学院から話をした。

今回のスケーリングでは、本児・家族は六、児相・分校・学院は六、五と評価した。前回よりも評価が上がり、家族や本児にとって前進が感じられたようだ。家族も本児の頑張りを認めていた。また、評価の理由の中で、「学院では出来ているが、帰省中も同じことが出来るか様子を見たい」と、複数の人から話された。

最後に、スケーリングの数値を一つ上げるために次回までに各々取り組むことを決めた。本児は帰省中のやることとして「夕飯の手伝いをする。目覚まし時計をセットする。」と、家でガラガラ過ぎがちだということで、学院の生活を家でも出来るように目標を決めた。家族からは、児相との話し合いを反映して「本児を叱るときに、自分を律せられるようにしたい。本児にはダメと言いながら、自分がタバコを吸っているのは良くないので、やめる方法を考えたい。」との話があった。

第二回目では、前回から前進したこと、みんなやり方が分かったことで、より和やかに、スムーズな会になったことが良かった。

四 今後の課題

平成二十三年度はモデルケースとして二回実施した。児童も家族も協力的であり、速やかに実施することが出来た。本児も家族も前進が感じられたようなので、一定の成果は見られた。しかし、本格的に実施するにあたり、課題がいくつか見られた。

(一) サインズの使いやすさ

「サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ」という名前から、小難しい印象を持たれやすい。(実際はシンプルな枠組みである) みなが気軽に使えるよう、形式や手引きを整えたり、より簡略化することは課題

である。また、より親しみやすい名称を使うことも検討中である。

(二) 関係者の招集

モデルケースでは、サインズの参加者に出身校を含めていなかった。しかし実際、サインズ参加者はみな家庭復帰を目指して進んでいたが、出身校が受け入れに否定的で、出身校との調整に労力を要してしまった。当初から出身校を含めた実施が望ましい。

その一方、参加者が多くなることで日程の調整が難しくなり、開催が困難になる。また、保護者は仕事が休みである土日に開催を希望するが、公機関は土日休みであるため、結果として時間外の実施が増える現状もある。

(三) 自立支援計画との連動

サインズは、「児童と家族にとつての自立支援計画」としての位置付けで実施している。現状では、それとは別に、児相と学院とで「自立支援計画」を作成し、それに基づいて支援を行い、半年に一度見直しをしている。サインズで話し合われた課題や今後の方向を、学院作成の自立支援計画にそのまま落とし込むのが理想である。しかし、学院作成の自立支援計画の見直し時期に合わせたサインズ実施という連動した実施が出来ていない現状である。この点も今後の課題である。

おわりに

日頃、子どものケース検討を行うときには、ともするとリスクを見出し、その対応を考えることが中心

になりがちである。同様に、生活記録も問題点に絞られた記述が多くなる。アセスメントでも弱みを拾い出し改善する方法を考える。

しかし、実際の寮生活や学校生活では、周囲の大人はその子のうまくできたことを少しでも多く取り上げ、その場で誉めて大いに認め、一緒に喜び合う。そのことが、その子にとってきつと将来の力になってくれることを信じている。

サインズは、そうしたギャップを見事に埋めてくれる手法である。最初から当事者である子どもと家族がミーティングに参加し、彼らの強みに焦点が合わせられる。そのことは日常生活への意欲にもつながり、家族も周囲から支えられ認めてもらっている実感できる。アフターケアも視野に入れ、退所後も地域で継続できるミーティングといえる。いくつかの課題はあるものの、サインズのような、関わる人々に勇気と元気を与えてくれる手法を導入してゆくことが今、求められていると感じている。

夫婦制施設におけるアセスメントを考える

阿武山学園

徳永祥子

(児童自立支援専門員)

阿武山学園

担当係長

松井正宣

(児童自立支援専門員)

一 はじめに

本稿の主旨は、夫婦制による寮運営の中で日々行われているアセスメントを今一度振り返り、言語化することである。もちろん、阿武山学園（以下、学園）の七か寮の寮担当者が同一の価値基準に依ってアセスメントをしているわけではない。むしろ、交代制施設よりも夫婦制施設の方が各夫婦職員の価値観に依拠しているのではないだろうか。そのため、寮舎間で支援方針に差が生じやすいことは容易に想像がつく上に、後述するように、学園は「児童自立支援計画」を積極的に活用するという意味では、児童自立支援施設の中でも後発組である。したがって、学園で行われているアセスメント体系が他の施設の方にとって参考になるかといえば心もとない限りである。しかし、私たちが何気なく行っているアセスメントを言語化することによって、それぞれの実践と比較する素材にしていただければ幸いである。

さて、今回の特集テーマである「アセスメント」という用語には「見立て」「評価」「査定」など、多様な意味が含まれている。ソーシャルワーク理論における定義としては、「アセスメントとは、クライエント

の問題解決に最適の方法を見つけ出すために、クライアントと問題を取り巻く状況を「多面的・総合的」に評価することである』（北島他、二〇〇二年、P. 一三四）というものが一般的である。

『児童自立支援施設の支援の基本』（二〇一一年）においては、自立支援計画を策定することに加えて、全職員がそれに依拠して、子どものニーズに応じた支援をすべきであるとしている。また、二〇一二年に策定された『社会的養護関係施設における第三者基準の考え方、評価のポイント、評価の着眼点』においても、手順を定めてアセスメントを行うことや、それに基づき子どもの課題を具体的に明示すること、自立支援計画の策定とその活用必要性が明示されている。

アセスメントを扱う多くの文献では、子ども個人を対象とするもの、または、子どもと家族を一つの単位としてアセスメントの対象とするものが多い。しかし、施設生活における生活集団（学園では寮集団）を一つの単位とするアセスメントについて言及している文献はさほど多くない。

そこで、本稿では、寮生活の中でどのように個人と集団を見立て、支援方針を決定しているのか今一度考えてみたい。なお、本特集のテーマでは、「アセスメント」という用語を用いているのでそれにならうが、わかりにくい時は「アセスメント」を「見立て」に置き換えていただけると、若干分かりやすいかもしれない。さらに、アセスメント過程そのものが支援方針に直結している部分が多く、本稿の内容も単なるアセスメントの範疇を超えた支援論が含まれていることを断っておく。

二 阿武山学園におけるアセスメントの現状と課題

最初に、学園におけるアセスメントの実施状況を説明しておく。

学園では、入所児童に関して最低でも二回のアセスメントを実施する。一回目は、入所数か月以内に児童自立支援計画に基づいた「入所見ケーススタディ」を行う。二回目は、退所一か月前に「退園見ケース

スタデイ」を行う。それぞれの会議には寮担当職員、寮を持たない児童自立支援専門員、非常勤職員、学校教員が参加して各ケースの検討を行う。その他にも退所する際に特別の配慮が必要なケース、中学卒業を待たない途中復学ケースなどについては秋にケース会議を開催する。このように割り当てられた機会以外には子どもや環境の変化、支援方法の軌道修正について全体の会議に諮ることはほとんどない。もちろん、毎朝のミーティングで報告をしたり、個別に寮担当と学級担任、部活動の監督が情報交換や競技をすることはある。

しかし今後は、学校教育の導入（平成二三年度導入）や、心理職の新設、児童自立支援専門員の増員、寮舎三人制への移行という体制上の変化に応じて、より迅速かつ有効な情報共有と支援方針を決定する場の確保が必要となるであろう。また近年では、説明責任という責務も負っており、学園に措置された子どもについては学園という組織でアセスメントし、支援方針を決定することが求められている。かねてより、夫婦制の寮運営においては、夫婦職員以外の職員が参加し、組織として支援方針を決定するという協働体制に不慣れであるという点が指摘されてきた。これらの点を鑑み、本稿では、形式的なアセスメントではなく、夫婦制寮運営では日々どのような視点でアセスメントとその修正を行っているのかという点について、事例を通じて明らかにしていきたい。

三 事例 かおり

本事例は、夫婦職員が新年度から新たに女子寮を担当してから三ヶ月間の流れを示したものである。時系列に沿って、それぞれのターニングポイントでアセスメントと支援方針の決定・修正が繰り返されている様子を7つのステージに分けて分析している。

【成育歴】

かおりは幼児期に両親と死別したため、児童養護施設で暮らしてきた。

小学校高学年の頃から職員に対して反発、暴言、暴力が激化し、中学生になってからは、施設職員との関係が急激に悪化したため、中学二年生の時に措置変更により学園入所となった。かおりが入所して半年経過したころ、寮担当夫婦が変更した。

↓アセスメント①：

・基礎的なアセスメント（かおりのアセスメント）↓「児童自立支援計画」の策定

かおりは、寮担当職員が変わるとすぐに「お前たちのやり方を押し付けるな」と何かにつけて反抗し、指導に従わないような態度を取り始めた。他児もかおりに同調し、気に入らないことがあると一緒にあって職員に反発し、自分達の好き勝手にしていくような状況になっていった。四月、五月と続けて2名の入所があったが、一人の児童は情緒的に不安定で、気に入らないことがあるとすぐに内にこもってしまうような面があり、そうした態度が気に入らないかおりからは目の敵にされ、嫌がらせを受けるようになった。もう一人の児童は施設生活が長く、力関係に敏感で、かおりに媚を売り、かおりと共に職員に対して反抗的な態度をとるようになった。

↓アセスメント②：

- ・基礎的なアセスメント（かおりのアセスメント、寮集団のアセスメント、職員の力量のアセスメント）
- ・問題性を把握しつつ、問題がより顕在化するのを待つ

このような状況下で寮を正常化させるためには、まずはかおりの生活態度を改善させることが必要であ

ることは明らかであった。かおりへの生活指導を強めたが、「お前達夫婦のせいでは、寮の雰囲気はほとんど悪くなる」と、寮担当職員の指導を堂々と批判してくるような状態で、すぐには生活の改善には至らなかった。安心・安全が守られない雰囲気の中での生活は、矢面に立つ寮担当職員のみならず、生徒達にとってもストレスのかかる生活で、生徒達はそうしたしんどさを受け止めてくれる寮母と話をしたり、寮母も生徒の思いを受け切る姿勢で、生徒への対応にあたっていった。

↓アセスメント③：

- ・ 基礎的なアセスメント（かおり以外の子どものアセスメントと寮長・寮母の役割分担）
- ・ 一定の許容範囲、寮担当職員がコントロールできる範囲で失敗を許す環境を整える

寮生が増えたことで生徒間のトラブルも増え、特にかおりとのトラブルについて、寮母に助けを求めるような声が上がってくるようになり、寮母からの情報を受け、寮長も問題解決に協力するようにしていた。寮の全体ミーティングでも、他児を擁護する形でかおりの自分勝手な言動を批判する発言を強めるようになると、かおりからは、「そんなに私一人を悪者にしたいのか」といった発言が聞かれるようになり、寮内での寮担当職員とかおりの立場が、少しずつではあるが逆転しつつあることを実感できるようになってきた。

↓アセスメント④：

- ・ 基礎的なアセスメント（かおりのアセスメント、寮集団のアセスメント）
- ・ 寮集団としての底打ち体験が積み重なり、事態を改善させようという機運が高まってきたことを意識

このような状況での生活が三ヶ月程続いた後、かおりがささいなことで他児とトラブルになり、その生徒に対して暴力をふるい、暴れるといった問題を起こした。すぐにかおりの指導に入るが、自分の身勝手

な言い分が通らないとわかると、暴言を吐きながら制止を振り切って、話し合いの場から立ち去るような態度を見せたため、すぐに寮の外に連れ出し、「寮長と話し合いができないのであれば、A寮では生活できない」と言い渡し、あらかじめ、問題が起こった時に対応をお願いしていた園長にかおりの個別対応を依頼した。

↓アセスメント⑤：

- ・ 基礎的なアセスメント（寮担当夫婦、園長の役割分担を決める）
- ・ 失敗を保障する↓失敗したときの対応策を事前にシミュレーションしておく

すぐにかおり以外の子どもに対する指導を開始した。その際、かおりの肩を持つとうとする生徒からは、寮長のやり方に対して批判の声が上がった。そうした動きは、かおりが戻ってきた時に、かおりから攻撃されないように自分の立場を守ろうとするものであり、それは未だ、寮での寮担当職員の立場がかおりの立場よりも劣っていることを示していた。したがって、こうした強権的な指導を行使した以上は、この指導で一気に立場を逆転させる必要があった。生徒に対しては個別に面談をし、かおりが勝手な態度を改めない中で、ともに生活できるのかといったことを問いただし、あいまいな返事をしてくる生徒に対しては、今後かおりとのトラブルについては、一切職員を頼らずに自分で解決するよう伝えると、結果的には、全員から、「かおりが今のままでは一緒に生活していけない」といった言葉が出てくるようになる。

↓アセスメント⑥：

- ・ かおりの失敗を失敗として確立すると同時に、寮集団のそれぞれの子どもに対してそれぞれの責任を果たすよう働きかける
- ・ 職員の指導だけではなく、集団の中での問題について個人の役割があることを自覚させる
- ・ かおり以外の寮生の同意を取る

園長に指導されたかおりは、数時間後には態度を改めると寮担当職員に謝罪に来た。

その際、全員が今のままでかおりと一緒に生活していけないと言っていることを寮長から伝え、今後、学園や寮のルールに沿って生活できるのか、かおりに再度考えさせる。約束(職員の指示に従う、暴言を吐かない、他児に嫌がらせをしない)が守れない時には、逐一、何度でも全員で話し合い(ミーティング)を持つことを伝えた。ミーティングでは、かおりの問題行動を指摘し、その説明を求めるつもりであること、さらには、約束が守れなかった時の対応策までも皆で決めることを伝えた。さらに、トラブルの内容によっては、寮内だけでなく、学園の問題として取り上げ、児童相談所などの関係機関にも伝達すると決めた。

このことで、希望する進路(入所前の児童養護施設に戻ることを達成するためには、自らの問題と真剣に向き合う必要性をかおりが感じはじめた。そのためか、少なくとも公然と職員に反抗することや他児に嫌がらせをすることが劇的に減少していった。そうすると、次第に子ども同士が互いの良い部分や嫌なところも含めて、折り合いをつけて安心・安全に生活することができるようになった。

↓アセスメント⑦：

- ・ かおりが寮の一員として責任をとれるような支援を行う
- ・ 寮の他児童も参加して寮の安心・安全を児童自ら一緒に(職員だけでなく)作り上げていく

本事例を通じて、会議や書類作成という過程を経てはいないが、数日もしくは数時間単位で細かなアセスメントを繰り返していることを示した。この事例では、寮担当職員が①個人、②寮集団、③職員という三者のアセスメントを繰り返し行っている。また、その根底には、①積極的に待つこと、②失敗を保障すること、③責任の取り方を考えること、という重要な視点があることが分かった。次は、これらの点につ

いて詳しく考えていきたい。

四 アセスメントの対象

アセスメントの対象は子どもだけではない。もちろん、第一には子どもと家族についての理解が重要である。しかし、たとえ一人のアセスメントをする場合であっても、彼・彼女の環境をもアセスメントに含むことの重要性は近年の社会福祉領域の研究でも明らかにされているⁱ。そこで、ここでは事例でも出てきたように個人のアセスメント、集団のアセスメント、職員のアセスメント(図1)がすべて重要であるとの観点から、以下に整理してみる。

(一) 個人のアセスメント

子ども個人の理解はもちろん最重要である。これからの起居を共にする子どもの特性や課題を知らなくてはならない。例えば、入所前の生活や成育歴、非行事実、家族関係や家族の想い、現在の健康状態や睡眠のリズム、障碍の程度、食事や体調、心配ごと、未来への希望を把握する。

次のステップは、それぞれの子どもが感じているニーズや要望を把握しておくことである。児童自立支援施設の入所児童の多くは思春期の子どもであり、比較的短期間の入所であることを考慮すると、「入所中に子どもが何に取り組みたいのか」もしくは「自分(と家族)のどのような課題を解決したいか」など、現在の施設生活以外の側面での悩みをも職員が熟知しておくことが重要である。入所して比較的早い段階でそれらの問題や心配ごとに関心をも傾け、共に解決していく姿勢を示すべきである。特に、他者に頼ることを拒否するがあまり、反抗的な態度を示したり、殻に閉じこもってしまう子どもの場合は、早期にこの殻を破ってしまう方が、職員と子どもとの関係構築の近道につながることが少なくない。

子ども個人や家族に関するミクロな視点からのアセスメントに加えて、彼／彼女らを取り巻く社会的排除ⁱⁱや貧困問題、差別問題というマクロな環境や社会学的観点からのアセスメントⁱⁱⁱも組み込むことで子どもの状況や課題を総合的に理解することができる。

(二) 集団のアセスメント

児童自立支援施設は、夫婦制であるか否かに関わらず、主として集団処遇を行う施設である。多くの場合、最も重要な集団は寮である。したがって、個々人が成長していくための道筋を描くとき、寮集団の力関係や力量、安定度、思考パターンなど、その時々の子寮内の安心・安全度のアセスメントは不可欠である。集団処遇では、個人に飛びぬけた能力や力量があったとしても、集団の力以上のものを個人が発揮することは難しい。特定の個人が前向きに頑張ろうとしても、出る杭は打たれその集団のレベルに合わせざるをえなくなってしまう。一方で、個々人の能力がそれほど高くない場合でも、集団が良質であれば、それに引っぱり張られて個々人の力量以上のものを発揮することができる。ここに集団処遇の難しさと興味深さがあるといえよう。それゆえ、個人のアセスメントの次には、集団の力量や安定度のアセスメントを行うべきである。

この視点は、児童養護施設などの一般的な児童福祉施設以上に児童自立支援施設では考慮すべき点である。なぜなら、児童自立支援施設は人為的に閉鎖的環境を整えた施設であり、大げさというと「おとなも子どもも逃げ場がない環境」である。そのように考えると、安心・安全な生活環境の整備とその中でいかにそれぞれの子どもが成長していくのかということを中心に置いておくべきである。

また、子どもの生活環境において最も外枠である施設主体のアセスメントも忘れてはならない。例えば、他寮の状況、男子寮と女子寮の関係性、園内の学校の状況、各部活の状況など、アセスメントに組み込むべき要素は多い。

(三) 職員のアセスメント

① 職員の力量の見極め

子ども個人と集団のアセスメントが必要であるのと同様に、職員の力量のアセスメントも行われるべきである。なぜなら、職員の力量以上に子ども、または子ども集団の力を引き出すことはできない。職員の力量をしっかり査定した上で、現状でコントロールできる範囲で子どもが失敗や成功体験を積みながら成長していけるよう目標設定をするべきである。

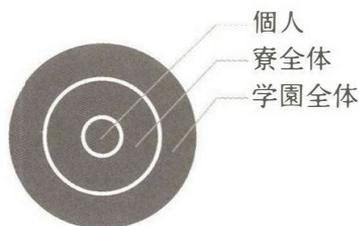
もちろん、すべての職員がコンスタントに専門性を向上させていくというのが理想的である。しかし、長い間寮担当をしていれば心身ともにアップダウンがあるものである。また、実践知が助けになる時もある。例えば、過信につながる時もあるだろう。そういう意味でも、子どものアセスメントをする時に、自らの力量のアセスメントも行い、それに応じたスキルアップのためのサポートを得られるようにすることが結果的として持続可能な働き方につながると思われる。

② 役割分担

職員のアセスメントの過程そのものを、役割分担を議論する場として活用することもできる。

例えば、夫婦制であれば寮長と寮母の立ち位置の確認や分担を明確化する機会になる。さらには、寮担当職員以外の職員が参画することができれば、それぞれの立場、子どもとの関係性、得意分野に合った役割分担を決めていく場としても応用可能であろう。

図1 アセスメントの範囲



五 アセスメントの際に重要な視点

ここまで、アセスメントの対象を三つに分けて整理してきた。アセスメントは、子どもと環境の変化に伴って適宜修正されるべきものであることは改めて言うまでもないが、寮担当職員がそれぞれのターニングポイントで判断のよりどころにしている視点を、①積極的に待つこと、②失敗を保障すること、③責任を取れるよう支援すること、という三つに分別して考察する。

(一) 積極的に待つこと

「積極的に待つこと」とは、もちろん無為に時間の経過を待つのではなく、子どもと職員の関係性が養われ、機が熟すまで待つということである。これは、様々な領域の対人援助の基本である。と同時に、子どもにとって適切なタイミングで指導できるよう見極めることは、われわれの専門性の最たるものであるし、それぞれの子どもに対する許容範囲を職員が設定しておくことでもある。(限界設定)

事例でも、入所からの一定期間は許容範囲をある程度広げて見守るといった判断をしていた。しかし、その期間をどの程度とするのかは、各担当者のアセスメント力や判断基準に委ねられている。多くの場合、子どもが自分自身の問題や集団(寮)の問題を解決しようと思うまでには、一定の「底打ち体験」をする必要がある。寮の仲間、家族、職員との間で適度な葛藤が生じ、これまでの自分の言動と向き合おうと心から思えるまでには相当の時間を要するものである。子どもの悩み事を職員が把握しておくことで、子どもが心底問題と向き合いたいと思った時に適度なサポートができる。

ただし、注意しなくてはならないのは、担当者が寮の子ども全員の安心・安全な生活環境を守れると確信が持てる範囲で積極的に待つのであって、自分の力量ではコントロールできなくなるまで待つべきでは

ない。つまり、前述の職員のアセスメントに基づくバランス感覚が非常に重要な意味をもつのである。

(二) 子どもの失敗を保障すること

児童自立支援施設では、長年「失敗を保障する」という理念が重視されてきたiv。トラブルが起こることで、子ども自身の課題、寮集団の課題、職員の課題が明らかになるといふ信念があるため、トラブルを抑え込むためのアセスメントや支援方針を立てることはない。

アセスメントの過程で子どもの失敗を計算に入れておくことで、事前に対応策を考えておくことができると。さらに、集団のアセスメントの際には、安全に失敗することができるような「枠組み」があるかという点も考慮する。そうすることで、前述の「積極的に待つ」という姿勢を保ちつつ、失敗を保障することが可能になるのである。

(三) 子ども自身が責任をとれるよう支援すること

子どもが自分の課題に向き合うまで積極的に待ち、失敗を保障する以上は、彼・彼女らの失敗を失敗として認知し、そこから学ぶための機会を提供しなければならぬ。職員側の意識が欠如していると、失敗をしても、それをプラスの方向に昇華させることは難しい。「失敗を保障すること」は「失敗から学ぶ環境を整え、支援すること」とセットでなくてはならない。具体亭には、相澤(二〇一一)は、それらを説明責任、賠償責任、再発防止責任という三つの自己責任を果たすために、「子どもの納得と合意を基本にした問題解決を行うことが重要である」と述べている。

さらには、問題を起こした本人の納得と合意に留まらず、寮集団や学園全体をも視野に入れる必要があるということも付け加えておきたい。問題を起こした本人、寮集団(多くの場合、大なり小なり問題行動の影響を受けている)、職員という生活を共にするもの全員、さらには可能であれば学園全体が納得できる

責任の取り方の合意に達することが重要であろう。

六 現状を改良するために

本稿では、日々行っているアセスメントを言語化することで、現状で達成できている部分と改善の余地がある部分が浮かび上がった。

利点としては、生活の中で教時間、教日単位でアセスメントを微修正しながら、支援方針を臨機応変に変容させている事が挙げられる。夫婦制による寮運営では、夫婦という二者がアセスメントし、支援決定することによって情報共有や合意形成がしやすく、決定後も支援にぶれが生じにくい。

一方で、課題も浮き彫りになったのではないだろうか。夫婦職員のみがアセスメントしていくことで、視野狭窄になること、考えが偏ること、過度の「巻き込まれ」が生じてしまい、支援が空回りしていてもブレイキが利きにくく、方針転換が困難であるというデメリットが生じやすいと思われる。さらに、学園全体の支援方針と合致しているのかという評価ができないことや判断基準や実践知を他職員（特に、後輩職員）に伝達する機会が少ないという課題も挙げられる。

夫婦制の利点を活かしつつも、課題を克服していくためには、制度の整備が必要だと思う。学園を例にとると、子どもに関わる全ての職員や教員がアセスメントに参加できる民主的な意思決定の仕組みを整えることで閉鎖性を改善できるのではないだろうか。支援について話合う場を繰り返し持つことで、子どもと支援者にとってその時々々の状況に応じた無理のないゴール設定をし、共有することができる。公式の会議だけに頼らず、頻繁かつ短時間のミーティングの設定、子どもや支援者の悩み事や困り事を軸にアイデアを出し合う場など、様々な工夫が求められる。さらには、アセスメントの場が、支援に関する学園全体の価値観を統一することにつながれば、なお効果的であろう。

制度を整備する上で一つのヒントとなりうるのが、筆者の一人である徳永が視察した英国 S A C C S の取り組みである(徳永、二〇一二)。子どもに関わる三つの専門職(ケアワーカー、心理職、ライフストーリーワーカー)が、数か月おきにアセスメント会議を設けている。ここでは、学力、愛着、身体的・感情的発達、についての子どもの成長段階を円グラフに示し、今後の支援目標を決定するという方法をとっていた。このアセスメント会議の場を管理職がリードすることで、施設の処遇方針を各職員に浸透させることができるという効果を生んでいることが印象深かった。

他にも、当事者(子ども、保護者)の参加も新たな視点を提供してくれることだろう。例えば、近年、信頼できる支援者と共に成育歴を捉えなおしていく「ライフストーリーワーク」^vが我が国の実践現場でも導入され始めている。これは、単に子どもに情報を伝達する手法としてだけではなく、そのワークの過程で子ども自身がどの程度自らの生育歴や自分が置かれている状況を理解しているか、という点を明らかにしていく。そのため、アセスメントをする際にも子ども理解の一助となりうる。

家族の参加という観点からは、拡大家族と支援者がいかにその子どもを支援できるかを話し合い、実際に支援を決定していく「ファミリーグループカンファレンス」^{vi}、家族の強み(ストレングス)に着目して、子どもの安全を中心に据え、当事者も参加しながらアセスメントをしていく「サインズ・オブ・セーフティ」^{vii}の取り組みなどがある。

これらの新たな支援手法を日本の実践に即した形に修正し、取り入れることで、専門家が「勝手に」決めた支援ではなく、皆が納得できる支援が提供される可能性が高まる。そのためにも、当事者が参加できるアセスメント(現状把握と目標設定)の場を意識的に設けていく必要があるだろう。それによって、支援の透明化が促進され、施設や寮の密室化を防ぐことができるのである。

七 おわりに

学園でも近い将来、自立支援計画の策定と定期的なレビューが本格的に導入される見込みである。その初期過程では、これまでに定着してきた判断基準や価値観を明らかにし、必要なものと改善すべきものを取捨選択しながら学園全体の支援指針を作っていく作業をしなければならぬ。共通認識を作るまでには多くの時間と労力を費やすものの、点(個人)ではなく、面(組織)で対応できるようになることのメリツトは大きい。

組織力が向上すれば、子どもだけでなく職員も試行錯誤を繰り返しながら、困難を乗り越えていける。説明責任を果たしながら実践を継続していくためには、個々人の力量や経験のみに頼るのではなく、新任職員であってもベテラン職員であっても支えられていることが実感できるような仕組み作りが不可欠である。アセスメント過程は、その仕組みの中核として大いに活用していくべきである。

(引用・参考文献)

- ・相澤仁 二〇一一 「施設内虐待を予防するために基本を踏まえてあたりまえのことをあたりまえに」 非行問題 二一七号
- ・青木延春 一九六九 「少年非行の治療教育」 国土社
- ・アンドリユー・ターネル、ステイブ・エドワーズ (白木孝二、井上薫、井上直美監訳) 二〇〇四 「安全のサインを求めて子ども虐待防止のためのサインズ・オブ・セイフティ・アプローチ」 金剛出版
- ・北島英治他 二〇〇二 「ソーシャルワーク実践の基礎理論」 有斐閣
- ・厚生労働省 二〇一二 「厚生労働省第三者評価基準」

- ・菅野道英 二〇〇七「児童虐待対応における見立て」育ちと臨床三 明石書店
- ・全国児童自立支援協議会 二〇一一「児童自立支援施設の支援の基本」
- ・徳永祥子 二〇一二「海外視察報告・英国の治療的養育と地域非行対策について」児童自立支援施設の将来展望を添えて」非行問題二二八号
- ・徳永祥子・徳永健介 二〇一二「生活の中のライフストーリーワーク」季刊児童養護 全国児童養護施設協議会
- ・トニー・ライアン、ロジャー・ウォーカー（才村眞理、浅野恭子、増田啓裕監訳）二〇一〇「生まれた家族から離れて暮らす子どもたちのためのライフストーリーワーク実践ガイド」福村出版
- ・中村沙織 二〇〇二「ソーシャルワーク・アセスメント」相川書房
- ・西田芳正編 二〇一一「児童養護施設と社会的排除」解放出版社
- ・林浩康、鈴木浩之 二〇一一「ファミリーグループ・カンファレンス入門―子ども虐待における「家族」が主役の支援」明石書店

（注釈）

i 近年、ソーシャルワーク理論の主流となっているクライエントの自己決定を支える生活モデル（エコシステム）理論においては、生活を人（個人）と環境のシステムとしてトータルに捉える視点を重視している。

詳しくは、中村（二〇〇二）を参照のこと。

ii 西田（二〇一一）によると社会的排除とは「…長時間働いても貧困水準から脱却できない、安定した住居を持っていない状態、そして、十分な教育を受けることができないといった排除に至る過程も含めて、安定した生活を享受できない状態とそれをもたらすプロセスを合わせて意味している。」（P一九九）

iii 西田（二〇一一）の中で内田は、主に児童養護施設の生活者や経験者が「自身が親元で暮らさない／暮らせないことを、社会的な背景を含めて納得していく、そして自らの立場を了解する物語を構築していくプロセス」の重要性を訴

えている。(P 一七二) 児童自立支援施設においても同様の視点をもち、子どもをアセスメントし、支援すべきである。
iv 古くは青木(二九六九)が治療教育の施設では、治療的観点から問題を抑え込むべきではないとしており、最近では相澤(二〇一一)においても「強すぎず弱すぎず小さなトラブルが発生する若干弱めな枠組みを整えて問題発生を確保し、大きな問題発生にいたらないように早期発見・早期対応による適切な支援を行い続けることが求められている」(P 一七九)としている

v 詳しくは、ライアン、ウォーカー(二〇一〇)や徳永、徳永(2012) pp. 19～25他を参照のこと

vi 詳しくは林、鈴木(二〇一一)を参照のこと

vii 詳しくは、ターネル、エドワーズ(二〇〇四)、菅野(二〇〇七) pp. 27～30他を参照のこと

児童相談所におけるアセスメント

山口県周南児童相談所 児童心理司 永 富 徹 志

一 はじめに

「アセスメントって何」と聞かれたとき、皆さんはどのように回答しますか。私も正直どのように答えて良いか迷ってしまいます。児童福祉分野に限らず様々な分野で「アセスメント」という用語が用いられており、その定義や利用の仕方まちまちです。児童相談所の中でもその目的や水準の異なる使われ方をしていますし、特に児童虐待の関連では、「リスクアセスメント」という用語が頻繁に用いられ、虐待対応の指針の一つにもなっています。

今回のテーマである「アセスメントの充実と自立支援計画への展開」に関しては、どのような視点から論じれば良いのか迷いはありますが、児童心理司としての日頃の業務や事例を紹介しながら、心理司の役割やアセスメントの活用について考察していきたいと思えます。

二 アセスメントのいろいろ

(一) 判定のためのアセスメント

例えば、医療現場では診断が重視され、診断名により治療方針が決定されます。疾病の種類にもよりますが、診断を行うためには様々な検査を行いアセスメントします。その後医師が診断を行い、診断に適した治療が行われます。診断を行うことが治療のスタートになると言っても良いかもしれませんが、児童福祉の領域でも同じように診断が支援のスタートになることがあります。特に児童相談所では複数の診断を元にした総合診断を判定と呼び支援に役立てています。医療現場と同様、判定するためにはアセスメントが必要です。ここでは、児童相談所で行う判定を目的にしたアセスメントについて少し考えてみたいと思います。

児童相談所で行われる判定のためのアセスメントで代表的な業務は療育手帳の判定です。療育手帳は、知的障害児・者への継続的な支援を目的にし、児童相談所または知的障害者更生相談所（十八歳以上）が判定を行い、都道府県知事等が交付することになっています。児童心理司は、知能検査の結果や日常生活状況を確認し、療育手帳に該当するかどうか、障害の程度はどのくらいかを判断します。ここでの判断は、いわば知能検査という物差しにより線引きを行うことです。ご存じの方も多いと思いますが、二〇世紀初頭フランスで知能検査が開発された当初の目的は知的障害者の判別でした。全員教育が一般的に行われるようになる中で、集団での一斉指導の限界を知る必要が出てきたためです。その後、知能指数（IQ）等の概念が導入され、その時代のニーズに合わせて現在の形に変化してきました。もともと、近年は、そのような判別だけではなく、個人内差のアセスメントや特別支援、リハビリテーションとの連携にも活用されるようになり、知能検査活用の幅はずっと広がっているようです。

話しは元に戻りますが、児童相談所がこのような判定を行う理由の一つは、知的障害というハンディ

キヤップに対し必要な支援を提供するためです。医療分野で必要な治療を受けるために医師の診断が必要であることと同様に、知的障害としての必要なサービスを受けるために、児童相談所や知的障害者更生相談所という行政機関による判定が必要になります（ちなみに身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳は、医師が診断を行います）。

このような判定に対し、ラベル付けとの批判もあろうかと思えます。しかし、時に知的発達という外部からは分かりにくい障害であるが故に、周囲の誤解や無理解に苦しみ、必要なサービスを受けることができない児童が存在する事も事実です。このような時には支援を必要としている児童であるという証明が何らかの形で必要になってきます。ただし、療育手帳に限りませんが、権限を伴う判定を行う際には、その目的と予後、リスクも含め慎重に対応しなければならぬことは言うまでもありません。

また、療育手帳の判定以外にも、医療機関等と連携し発達障害などの診断のためのアセスメントを行うこともありますし、施設への加算のためのアセスメントを行うこともあります。

（二） 個別支援のためのアセスメント

先ほどの判定のためのアセスメントは、主に知能検査が用いられ、一般集団とどの程度差があるのかという主眼でアセスメントが行われます。このようなアセスメントは個人間の差を見るアセスメントと言われますが、一方で、学習障害（LD）やその他の発達障害のように能力の偏りやゆがみを把握し、支援につなげることを目的としたアセスメントがあります。個人間差ではなく、個人内差に焦点を当て、どの領域でつまずきがあるのか、またどのようなつまずきがあるのかといったアセスメントを行い、具体的な支援を検討していきます。このアセスメントでは、主にウェクスラー系の知能検査やK-ABC、新版K式発達検査などが使われることが多いようです。

このアセスメントの特徴は、アセスメントの結果と支援の方法が密接にリンクしていると言うことで

しょうか。例えば、ウエクスラー系の知能検査で「言語理解」や「注意記憶（ワーキングメモリー）」がやや低い、「知覚統合（推理）」が高い場合には、言語で延々と説諭するような指導は効果が低く、逆に視覚情報を用いた指導や、実際に体験させるような関わりが効果的です。「説諭して反省させ悟らせたい」という支援者側の希望もあるかもしれませんが、対象となる個に合わせることで、福祉的な支援の基本ですので、相手を知ると言うことが何より重要になります。

児童相談所でのこのようなアセスメントは、保護者への助言や教育機関や療育機関、福祉施設など児童の生活に密着した機関と連携する際に用いられています。児童相談所の機能として、直接生活に密着し指導や支援する機会が少ないため、実際の支援者にアセスメント結果をつなぐような役割になります。特に施設への入所措置を行った場合などは、児童の特性などを施設職員に伝えていかななくてはなりません。児童の課題が複雑になればなるほど、アセスメントも複雑になり、周囲に伝わりにくいという課題も生じてきます。さらに、アセスメントの内容が検査自体の解釈になってしまいうリスクなど、アセスメント結果をつなぐという意味においては課題がまだまだ多いように思われます。

(三) 措置決定のためのアセスメント

児童相談所は、相談の受理に対し何らかの援助方針を決定しなければなりません。基本的な流れは、これまで述べたように、主訴に対しアセスメントを行い、支援の方針を決定する流れに変わりはありませんが、措置という行政機関としての処遇を決定する際には、少し意味合いが違ってきます。例えば、児童養護施設に入所という措置は、児童を家庭から引き離して新しい環境に置くもので、非常に権限の強い判断と言えるでしょう。さらに、このような措置には、税金を使用することになりますが、適切な税金の使われ方がなされているのかということについても、客観性を保つ必要があります。

そのため、誤った判断や独断を防ぐため、複数の客観的な情報が求められます。児童相談所運営指針に

よると、児童相談所の援助方針を決定するために、「社会診断、医学診断、心理診断、行動診断、その他の診断がなされた段階で各分野の担当者が協議の結果、判定と援助指針案を導き出す。」とされています。

「診断」という言葉が使われており、児童の立場に立ったアセスメント以外に、児童相談所という公的機関の立場からのアセスメントという意味合いも含まれています。

ケースの状況や目的にもよりますが、先ほどの施設入所の判断を行う場であれば、本当に施設入所が適当か、適当であればどのような施設か、配慮すべき点は何か、などについてアセスメントを行っていきまします。例えば、性非行では、「暴力行為の有無」「被害者の数」「被害者への関心」「エスカレーターの程度」「家族の理解や支援者の有無」等の観点から、再犯のリスクなどを考慮し、在宅での指導で可能か、施設処遇が適応かを判断します。

三 アセスメントの活用（文脈を変化させるアセスメント）

これまで紹介したアセスメントは児童相談所という組織の機能に即したアセスメントでしたが、今度は支援者（保護者）と児童の関係性に視点を置いたアセスメントについて考えてみたいと思います。判断や支援と密着した直接的なアセスメントというよりも、保護者や支援者の意思や感情も意識した少し間接的な活用方法かもしれません。その活用例について、簡単な事例を交えて紹介したいと思います。なお、ここで紹介する事例は、実際の事例を元にした創作事例です。

（一）事例A

Aは、五歳の男の子。家で母親の言うことを聞かず、幼稚園でも指示に従わず立ち歩きがあります。言うことを聞いてくれない我が子に対し、母親の指導もエスカレートして時に手が出ることもあったようで

す。母もAに対し「問題児」と表現します。

児童相談所は、Aの母親に來所相談を勧め、Aの発達検査とAの母親から直接日常生活の様子や生育史を聞き取ることにしました。母親から詳しく話を聞いていくと、Aは、公園やデパートで度々迷子になり、危険な行為で周囲をハラハラさせます。そのようなAに対し母親は育てにくさをずっと以前から感じていたようでしたが、父親や周囲の親戚は、母親の育て方が原因であると考えており、母自身もAの問題行動の原因は自身の関わり方にあると自責の念を持ってAと関わってきたことが分かってきました。

ここに「問題児」と「しつけのできない母親」という文脈の存在がみえてきます。少なくともAの母親はそのような評価をされていると受け取っていました。ここで大切なのは、我々の仕事は、「問題児を優等生に」「しつけのできない母親を賢母に」変えることではないということです。周囲の偏った文脈を専門性のあるアセスメントにより塗り替え、相談に來られた親子の問題解決の手伝いをします。問題を無くすのではなく、問題の見方を変えて、今より少しだけ親子が上手く関わりを持てるようになるよう支援するというのが我々の仕事です。そのためには、やはりAのことも具体的に知っていかなければなりません。

その後、児童心理司がAと面接を行い、知能検査を実施しました。その結果、興味のある動作性の課題に対しては、難度が高くとも的確に答えることができますが、やや複雑な言葉表現を必要とするような課題では、不合格が目立ちます。また、刺激の少ない面接室にも関わらず、廊下の外の物音や窓の外の風景に反応するなど注意集中が大変難しいことが分かりました。知的発達に遅れはありませんが、能力に偏りがあり、困難さを抱えている児童です。どうやら母親の感じる関わり難さも、このようなAの特性を理解していないことに由来するようです。

母親担当の児童福祉司とも情報交換を行い、Aの心理検査の結果を母親に伝えることにしました。本児の問題行動は母のしつけのせいではないこと、母親としてしっかり関わろうとしていること、実際にできていることもたくさんあることを伝え、今までの母親の苦労をねぎらいました。そして、Aの発達検査の

結果について、具体的な検査結果を見せながら母に伝えることにしました。母親はとてもショックを受けていましたが、検査結果に基づき関わり方のコツと利用できる医療機関や支援サービスを紹介し、さらに、地域の子育てサークルなどの身近な相談の場を紹介するなどして、具体的な方向性を助言していきました。この事例で母親は、Aのことを愛しい我が子として関わってきましたが、Aの言動やそれに対する周囲の評価から問題児としての側面も目に付くようになってしまいました。愛しい我が子に問題児として接する、母親としてこんなに辛いことはありません。その辛さが相談の原動力になっていることも推測でき、とても愛情を持っていることも伝わってきました。しかし、問題児としての枠組みで関わり始めるとそこから抜け出すことは容易ではありません。その枠組みからの開放が、この事例の主題と言ってもよいでしょう。

我々は、「母親の話」「Aの行動」「Aの知能検査」などの情報を解釈し、アセスメントを行って、母にフィードバックしました。知能検査の結果自体は馴染みのないものですが、実施するAはいつもと同じAですし、Aの話をする母親もいつもの母親です。日常のありのままの状態に対し児童相談所がアセスメントしフィードバックしただけですが、親子、特に母の中に、Aは「困らせる子」ではなく、「いろいろなことに困っている子」ではないかという文脈の変化が生じます。もちろんこの変化で、すべてが解決するとは考えにくいですが、今までの枠組みを外れるきっかけにはなるかもしれません。少なくとも「Aの困っていることを解決してやりたい」という前向きな気持ちで母はAに関わることができそうです。またA本人にとって、問題児としての扱いを受けるよりもストレスはぐっと少なくなり、困難なことや新しいことに挑戦する意欲も高まりそうです。

このように人は日常の生活や人間関係に解釈を与え理解しようとしています。これは人様々で、同じ事象に対して全く異なる文脈で理解していることも多々あります。そこに正しい理解や正しくない理解というものも存在しませんが、一つの文脈にこだわり過ぎてしまうと、柔軟な思考ができなくなってしまうことも

あります。この事例では、心理検査の結果や行動などに対するアセスメントを利用して、Aの母の文脈を変えることを試みました。アセスメントを利用せずに文脈を変えることもできたかもしれませんが、客観性のある数値が示されたことや結果から導き出される児童像がAと似ていると母が感じたこと、また児童相談所という専門機関の助言であったことなど、いろいろな条件が揃い、母にとって納得しやすい方法であったと考えられます。

(二) 事例B

Bは、中学2二年男子。就学前に両親が離婚し母子家庭で育ちました。中学入学直後から母の指導にも反発し、非行のグループに入るようになり、学校も休みがちになりました。そしてとうとうグループで万引きをしたことで、触法少年として児童相談所に通告。各種の検査や面接をもとに児童相談所が判断した援助方針は、児童相談所に通所し、児童福祉司の指導を受けることでした。

しばらく通所指導を続けたある日、Bの通う中学校の先生から連絡が入ります。詳しく話を聞くと、「一応学校には登校しているものの、授業態度は悪く、指導を行った先生にも反抗的な態度を取る。このままでは、他の児童への影響もあり、Bの行動もエスカレートしてしまうので、施設入所等の対応を取って欲しい」との訴えでした。もちろん、学校での状況だけでは施設入所の判断はできませんが、Bの将来を思うが故の先生の訴えでした。

そこで、保護者にも了解を得て、この先生に児童相談所に来ていただき、情報交換をすることにしました。その先生は、何とかBに更生して欲しいと思い、毎朝熱心に声をかけ、時には数時間Bと面接をするようなこともあったようです。それでも同じことを繰り返してしまうBに対し、裏切られたという怒りと同時に自らに対し無力感を感じている様子でした。ところが、一方のBは聴覚記憶が高く傾向を持っており、長時間の注意集中も苦手です。抽象的な言語理解も苦手で、具体的な指示でないと理解が難しい

傾向が知能検査の結果からも確認できました。長時間の説諭やメリハリのない指導とは、相性が良くない特性です。

このような検査結果を先生に伝え、具体的な対応を一緒に相談していきます。とりあえず、これまで行っていたような長時間の言語による説諭は、Bの記憶にとどまっていけない可能性を伝え、効果がないばかりか、二人の関係を悪化させる可能性があることを説明しました。先生は、「こんなに時間をかけて説明したのに何故分かってくれないのか」という文脈でBと関わっており、先ほどのような怒りや無力感を感じていましたが、Bの気持ちや先生の熱意の問題ではないことを理解され、少しほっとした表情を見せられました。

その後も何度か具体的な対応を相談しましたが、先生なりに対応を工夫され、次第にBとの関係も良くなり、先生から児童相談所への相談はなくなりました。通所指導の中でもBから「最近、学校が楽しい」との話が聞かれるようになり、笑顔も増えてきました。これでBの問題がすべて解決したわけではなく、その後も色々トラブルは続きますが、先生のBに対する理解の変化が、Bの行動に変化を与えた一因になっているのではと感じています。

児童相談所に連絡をした時点での先生の状態は、いわゆる巻き込まれている状態です。私自身も一時保護所や障害児施設で指導員として勤務した経験がありますが、児童たちと生活を共にすると、日々の生活に埋没し客観的な視点を忘れてしまうことがあります。もちろん、そのような生身の関わりも児童の育ちには重要だと思いますが、度を超してしまうと、周囲が見えずに巻き込まれた状態になってしまいます。特に経験の浅い時には、このような経験が多く、私自身も（未だにありますが）必要以上にイライラしたり、疲労したりといったことがあります。時には、問題となる行動をとってしまう児童や保護者に恐怖を感じてしまうこともあるかもしれません。

このようなとき、専門家として、行わなければならないことは、「なぜこのような行動をするのだろう」

と児童と児童の行動を切り離して対応を考えていくことです。巻き込まれている状態というのは、児童と支援者の二者関係が密になりすぎて「目の前の児童」と「児童の抱える課題」をひとまとめに認識し身動がとれなくなっている状態です。当たり前ですが、人が人を変えることは容易ではありませんし、状況によっては不可能とも言えます。それでも変わって欲しい、分かってくれたいと思ふときは、必要以上に感情が動かされ、怒りとも不安とも言える感情が吹き出してしまふことがあります。こういった感情は当然誰もが持つもので、幸せな人生を歩んで欲しいと思うのが故の感情ですが、不用意に感情だけで行動してしまふと、その思いとは裏腹に児童との関係が非常にこじれてしまふことがあります。場合によっては、支援者にも強い罪悪感や劣等感をもたらすこともあります。動機は真つ当ですが、手段が適切でなかったと言えるかもしれません。

このように児童と児童の行動を切り離し、客観的に支援を考える際に、心理アセスメントが役に立つことがあります。例えば、指導に従うことが難しい児童の場合、知能検査の数値が標準より低ければ、指示が十分理解できない可能性があり、わかりやすい指示の出し方という支援に繋がります。また、心理所見に低い自尊心とあつた場合、自信のなさから困難な行動に取り組めないのではという理解が生まれます。その結果、指示を聞かない子、反抗的な子という児童への偏見は、複雑な指示理解には支援を要する子であるいは、新しいことには励ましが必要な子という評価に変化します。別の極端な表現をすると、児童と支援者の二者関係での文脈が、児童の抱える課題を外在化させた三者関係の文脈に変わったということになります。児童自身と児童の抱える課題を切り離し、「児童」と、「課題」と、「支援者」の三者関係を築くプロセスです。二者関係に比べ、三者関係は、児童や課題から少し距離をとることができ、冷静に対処することができまふ。

事例Bで、先生はBの「周囲の心配を理解せず、何度も同じ過ちを繰り返す」という問題行動を、能力のせいという形で外在化させ、先生自身がもともと持っていたBへの熱意を活かすことができた事例だと

思います。

さらに、巻き込まれてしまうとなかなか見えてきませんが、アセスメントが良い面や得意な面に目を向けるきっかけになることもあります。発達障害の傾向がある児童でよく見られますが、「視覚優位」や「興味のある事への集中力」などの特性は、関わり方によっては児童の自尊心を高めるリソースになり得ます。心理検査等でそのような特性が確認できれば、日常生活でも応用できる可能性があります。心理検査の結果や検査場面での行動観察は構造化された場面でのアセスメントであり、日常生活では役に立たないとの意見もあるかもしれませんが、検査場面での特性はその児童の中にすでにある特性です。たとえば、今は検査場面ではかできない行動であったとしても、日常生活でもそれが発揮できるようになれば、問題が解決できる可能性が高くなるのではないのでしょうか。

四 まとめ

ここまで紹介したアセスメントの活用はあくまでも一例です。実際にはもっとすばらしい活用の仕方があるかと思いますが、どのような活用でも、アセスメント自体はただの道具であり、それ自体が児童や保護者の課題を解決することはまずありません。さらに、完璧な正しいアセスメントというものもありませんし、児童のすべてをアセスメントしているわけでもありません。その道具をどのように使うかは、やはり使う側にかかっていると思います。そのヒントとして今回は文脈や外在化という視点から、児童と支援者の関係性を意識したアセスメントの活用を紹介しました。

特に多くの職種が児童に関わる場合には、心理アセスメントに対して、時に、分かりにくい、使いにくいと指摘を受ける事もあります。しかし、使い方次第では、児童と今までと違う枠組で関わることもできますし、新たな支援チームを作ることもできるかもしれません。使い方がわからなければ、使い方を一緒

に考えていくような、そのような関係を関係機関と構築していくことが、アセスメントを活用する者に求められている課題です。これは、児童心理司個人の課題だけではなく、スーパーバイズ機能を含めた児童相談所組織機能の問題や、自立支援計画に対する施設と児童相談所の考え方、施設心理士等の活用など施設機能の問題も関係しており、慢性的なマンパワーの不足の問題も含め解決していかなければならない課題と言えます。

アセスメントは、皆が腑に落ちてこそ役立つ道具になります。自立支援計画への展開についても、書面でのやりとりだけでなく、腑に落ちるまで意見交換ができるような、支援者同士の関係構築が必要ではないでしょうか。

アセスメントで支援のポイントを絞る

～認知行動療法の立場から自傷行為への介入～

香川県立斯道学園 児童心理司 竹内 健文

はじめに

筆者は昨年度、香川県の新規採用職員として香川県立斯道学園の配属となった。そして斯道学園に心理職が配置されたのは昨年度からである。つまり筆者が斯道学園の心理職第一号である。何をどうすればいいかわからないまま、先輩職員の助言と支援をいただきながら児童自立支援施設の心理職として活動を開始した。今回は心理職のアセスメントでは何を把握する必要があるのか、そのアセスメントをどのように寮職員・家族への関わりに活かすことができるか筆者なりに考えてみたいと思う。

一 斯道学園と心理職

(一) 斯道学園の概要

香川県は全国一面積の小さい県である。学園の寮体制は男女各一寮ずつで定員が三十名という規模の小さな施設である。立地も高松市の市街地であり、すぐそばに児童相談所や一時保護所があるなど、他県から来園される方に驚かれることが多い。このような少し変わった環境の児童自立支援施設である。

(二) 心理職の動き

筆者の斯道学園での心理職としての業務は主に三つに分類されると考える。①個別心理面接、②集団心理療法(SST)、③家族面接である。①は心理職としてメイン業務であるが、どのように展開していくかが大きな問題であった。斯道学園に心理職が配属される前から児童の日課は朝から晩までほぼ決まっており、心理面接を実施する時間をどこに設けるかを決めなければならなかった。他県の状況を見てみると、授業の時間や体育の時間に心理面接をしている状況もあったようだが、筆者はそれはしたくなかった。入所してくる児童は学力が低く、受験をする児童にとっては一度の授業が非常に重要である。また、体育活動を最初は嫌々やりながらも、逃げずにやり遂げることで児童は大きな成長をする。心理面接をすることが嫌なことから逃げるができるという構造にすることは施設運営全体にとってマイナスになることが多いのではないかと考えたからである。そのため、平日の日課の合間のわずかの時間、日曜の余暇時間を中心に個別面接を実施することで寮運営に対する支障が少なくなるようにした。面接可能時間が少ないので、児童ごとに心理面接の頻度も変えることを考えた。トラウマ、性、自傷などの問題が顕著であり、寮生活の指導のみの対応では難しい児童に対しては週一回や隔週一回の心理面接を行い、心理的な緊急性が低い児童や寮生活そのものが治療的効果の高い児童に対しては三〜五週間に一回程度である。その面接頻

度の判断にアセスメントが非常に重要な意味を持つ。

②に関して、斯道学園に入所してくる児童は社会的スキルが低いゆえに暴力やトラブルに発展していることが多いと感じたので導入することにした。③について、入所時の児童の家族関係は非常に悪い状態であることが多く、退園後の社会適応状況は家族の関わりで雲泥の差が生じるため、入所時から家族と関わりを持つようにしている。家族面接の具体例は後述する。

二 事例

斯道学園入所時から自傷行動が問題となった事例をもとにアセスメントと介入、寮職員と家族との連携を考えてみる。事例には個人情報保護のため、筆者が修正している点がある。

(一) 児童の概要

A (仮名) 十四歳 中学三年女子

全検査IQ…八十四 言語性IQ…八十一 動作性IQ…九十 (WISCIII)

〈家族構成〉

養父 自営業

実母 主婦 Aが十歳のころに養父と再婚

実弟 中学生

実弟 小学校高学年

実妹 小学校中学年

〈家族歴〉

Aが七歳まで実父（内縁 暴力団関係 現在服役中）と生活。実父はDV、第二人に虐待、Aが七歳のときに逮捕。Aが十歳のころ実母が再婚。養父はAのことを親身になって考えてくれるが、A本人に抵抗がある。母方祖父母は県内に住んでおり、年に数回会う程度。

（入所までの経緯）（注）入所年をX年とする。

X一年十月 自転車のかごの中から所有者不明の財布を窃取。母の申し出により事件化。これまでも小学校三年生頃より友人の物を勝手に持ち帰る、金銭の持ち出し、万引きが頻繁にあり、家庭内は母子関係を中心にぎくしゃくしていた様子。母は本児の行動抑制に限界を感じ、Aは母からの叱責や勉強に固執した教育方針にストレスを感じている。

X年一月 一時保護。保護中に中学校で集金袋（千円余り）に手を出していたことも発覚。家に帰り小遣いを与えて自己管理するなどして試していたが学校に行きづらく、家にも居場所はなく、両親も限界と感じ入所を決意。本人は明るくふるまって自分をよく見せようとするところがある。母子で暮らしていた時は家のことや小さな兄弟の世話をよくしていた。兄弟関係良好。学習は集中力にかけ、成績は二五〇人中二三〇番。男子への関心高い。盗癖の自覚はあった。通告書の話をもとに話をするると反省はするが、すぐけろりとしている。

X年四月 斯道学園入所。

（二）面接内容

〈面接構造〉

入所後すぐのインタビューから一か月は心理面接は行わない（施設の環境に慣れるため）。

その後、週一回の面接を行う。

第一期 問題の確認期（リストカット多発の時期）（注）筆者の発言を◇、児童の発言を○で表す。

一時保護所にいたときは職員が話しかけてくれたり、小さい子どもとの関わりがあったので居場所があったと感じていた。家にいるときは引きこもっていて、誰とも関わりがなくて一人のときはカッターでリストカットをしていた。弟にも包丁を向けられたことがあり、家族は嫌いと話す。

入所から一か月半を過ぎたころにAが寮でリストカットを行った。著者がリストカットについて尋ねると、リストカットをする前は会話がなく、悲しく、辛く、寂しい状況だったので、それに気づいてほしかったという。Aは小さい頃、母に抱きついたが拒否されたことがあり、できなくなつた。自分は甘え下手で職員にアピールしているが伝わっていないと感じる、話をしたいけど言えないことを知ってほしい、言語では表現できないが表情には出しているので気づいてほしい、と自分を見てほしいという気持ちを強調していた。

それから約二週間後にAは再びリストカットを行った。その日から数日後の面接でAは対立関係にある児童のB（仮名）に対する怒りを爆発させた。BがAのリストカットのまねをして、左手首に軽い傷をつけていることに腹が立つとのこと。Bと一緒にのことが嫌、自分は真剣に悩んでいるのにBが遊び感覚でするのが嫌、自分の唯一のストレス発散を取られるのが嫌というのがその理由である。筆者が「リストカットが自分だけいいのはどうして？」と尋ねると、「自分は傷ついていいけど、他の人は傷ついてほしくないから」と答え、これまでもAはストレスに対して自分が我慢することや自分を傷つけることで対処し、人を傷つけることはしてこなかったと話す。

第二期 アセスメント期

まずはAが根本的に何が怖いのか（中核信念）を把握することにした。職員にかまってほしいと言えな

いことに關してなぜ言えないか、そうするとどんなことが起こると思うかを尋ねていくと「職員がベタベタされるのが嫌いかもしれない」↓「嫌われる」↓「飽きたら捨てられる」↓「はぶられる」↓「そうしたら終わり」という流れであった。なるほど、Aは「はぶられる」⇨「独りになること」が怖かったのだ。

また、話を進めていくと、Aは自分のことをめんどうくさい人間と捉えており、自分が職員を頼ると、職員が自分のことで悩むので申し訳ないと考えていることがわかった。自己評価の低さが他者との関わり行動の低減に影響しているのではないかと思われた。さらにAは小さい頃に母が実父からDVを受ける様子を見て、「わがままを言ったら自分もこうなる」と考え、両親が離婚後、母と暮らしていく中で「わがままを言わず、母を助けてあげないといけない」と強く思うようになったという。そのため、寮でわがまま言いたい放題のBに対して腹が立つということであった。

ここまでの面接でAを苦しめるパターンが見えてきたので、Aと一緒に問題パターンを共有するため、一緒にケースフォーミュレーションをすることにした。Aの話を基に話をまとめ、図1にまとめた。すると介入が可能なポイントがいくつか見えてきた。

①重要なできごと、②先入観、③行動の3点が注目すべき点であり、心理面接での突破口だと筆者は考えた。筆者は当初、①↓②↓③の順番に面接を展開していこうと考えていた。その理由として、Aは②の先入観の部分に偏りが顕著であり、①の重要なできごとを先に取り扱ったほうが先入観に変化が起りやすいのではないかと考えたからである。

しかし、図1の簡易版を筆者が作成してAと一緒に問題のパターンを確認しようとしたところ、Aから「難しい」という反応が返ってきた。①や②の部分への介入が難しくなったなと思っていたときに、Aから思いもよらない言葉が発せられた。「最近、私がんばってる」という言葉であった。新入所見にがんばろうと声をかけたり、職員に悩みを相談しようとするなど、「自分で歩きたそうと行動に移しとる」と今までのAからは考えられないような前向きな発言が続いた。

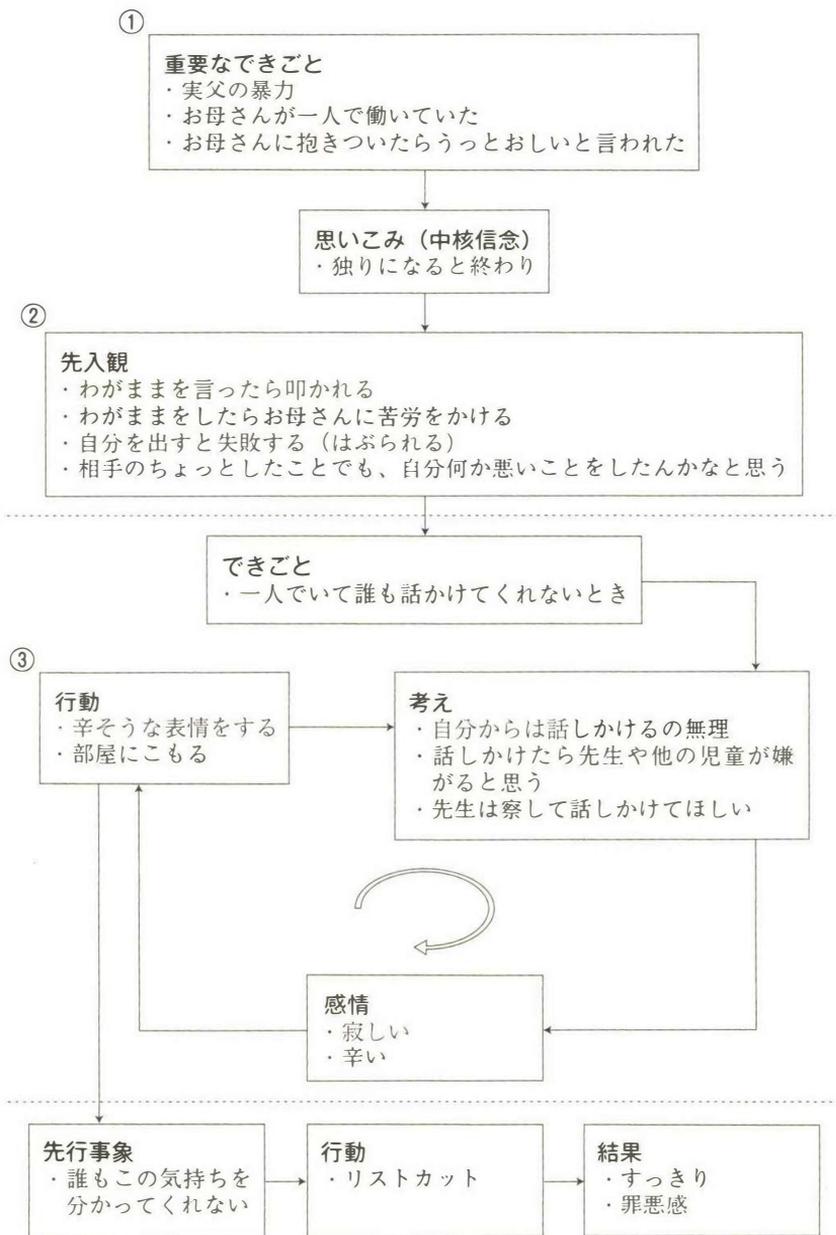


図1 ケースフォーミュレーション

これは③の行動の変化が自発的に起こっていることである。筆者はそのときAの問題に対して、まずは③の行動を最初の突破口にできそうだと考えを切り替えた。

第三期 介入期

③の行動に介入するという方針が決まると支援のポイントがより絞られてくる。まず、Aは他者から話しかけられるのをずっと待っているような児童なので、Aの行動面の問題は自分から他者に話しかけることが非常に困難ということである。とりわけ、主張行動が極端に弱いということが面接からも寮での様子からもわかる。つまり、Aの他者に対する話しかけ行動や主張行動を増やしていけばいいわけである。それを心理面接場面だけではなく、寮職員、保護者にも協力をお願いして、より多くの場面でAの行動を肯定的に捉えてもらうようにした。

心理面接の中では、Aからの話しかけ・主張行動の話題が出ると、筆者は「すごいね」「よくそんなことができるようになったね」「成長したね」「勇気出してがんばったんやね」といった褒め言葉を徹底的に使い、身につけた行動をその度に確認するようにした。寮職員にも気づきにくいAの主張行動になるべく反応してもらおうようお願いした。

そして大事なのが保護者との協力である。斯道学園では児童が大きな問題を起こさなければ、月に一度、家で宿泊ができる「帰省」と、月に一度休日に保護者と昼前から夕方まで外出ができる「面会外出」という制度がある。これを利用してAの行動をより多彩な場面で練習できるようにする。

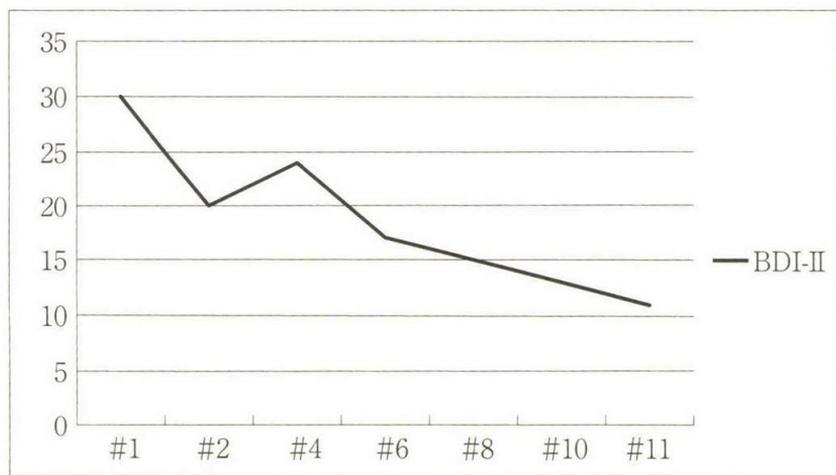
保護者もAの自傷行為を非常に気にしていたので、筆者から、人はストレスに対して様々な対処行動を持っているが、すべての対処行動がとれなくなったときに、最終的に残った自傷行為を選ぶと言われていることを説明した。そのため、Aは自傷行為を可能ならばしたくないと思っっているし、再発予防のために、対処行動のバリエーションを増やすことが現在では有効であるという筆者のアセスメント内容を伝えた。

保護者から、Aの状態がひどかったときは部屋に引きこもって、まったく会話もなかったということであった。帰省時の様子を見てみると兄弟とは仲良く過ごしているが、Aのほうから両親に話しかけてくることはないとのこと。しかし、Aが自分の意思を伝えたいときに、一番下の妹が両者の間を伝言ゲームのように行き来し、母に「Aは〇〇したいんやって」と伝えていているという。

間接的な方法ではあるが、Aからの話しかけ・主張行動が活かされているので、まどろっこしいと思われる行動でも大事にしてほしいと伝えた。

具体的な介入を始めてから約一か月後の面接で筆者はAにリストカットのことにについて尋ねてみた。入所してからしばらくは「いつもしんどくて、したら怒られるって分かっているけど、ずっとリストカットしたいと考えてた」という答えであった。最近の一週間でリストカットしたいと思ったことは何回あるかと尋ねると「いや、ないけど」ということであった。

それから数か月後、今度はBが手首に薄い傷をつけるという事件があった。そのことについてAは「リスカに逃げんなって感じ」と話してくれた。どうやらAにとってリストカットは「自分だけの唯一のストレス発散方法」という大事なことから「問題に対する逃げ行為」に格下げされたようである。



グラフ1 抑うつ得点の変化

参考資料としてグラフ1を提示している。こちらはBDI-Ⅱと言う抑うつ感情の強度を表す心理尺度の得点変化である。抑うつ感はいじめや自傷と関連が深いと言われている。成人では十八点以上がケアが十分必要とされる基準点で、十点以下が通常範囲とされている。Aの落ち着いていく様子が客観的にも見てとれる。今後は再発予防の話をAと進めていきたい。

三 まとめ

今回は一つの事例に関して、問題把握、アセスメントから介入までの展開を心理職の目線から改めて見つけ直してみた。自傷行為そのものに関しては様々な要因や治療法が書籍やインターネット上に散乱している。心理職のアセスメントとして大事なことは普遍性ではなく、個別性の重視である。

自傷行為とはそもそもこういうものだといふと決めつけてかからずに、この児童はこういう背景があり、こういう考えや対処の結果として自傷行為をした、というように大事な部分をしっかり聞いていくことで、支援のポイントが明確になっていく。そして心理職も独断的にならず、児童の話に耳を傾け、何度も何度もアセスメントを適切な形に修正していくことが必要であると感じた。

施設の心理職が認知行動療法を用いる利点として、他職種と問題共有がしやすいという点があげられると思う。児童の問題をできごと、行動、思考、感情などに分類し、図1のようなケースフォーミュレーションを作成することで、誰でも児童の問題を視覚的に捉えることができ、心理職側も誰からも意見をもらうことができる。寮職員と共同でケースを進めることを円滑にしてくれたと感じる。

Aの自傷行為の改善に関しては心理職のケアだけでなく、寮職員の手厚い対応が欠かすことができなかった。Aから自発的な行動が生まれて来たのは、寮の雰囲気や職員の様子を見て、「ここががんばろう」という気持ちが生えたからに他ならない。

そして、保護者がAに対してしっかりと向き合ってくれたことが大きかったと思う。保護者面接の際には両親が毎回そろって来てくれること、母も児童のがんばりを認めて禁煙・平日禁酒に取り組んでいることなどがある。直接の会話はまだ難しいが、Aも自分のために家族ががんばっていると感じ、行動の増加を後押ししてくれた。

四 おわりに

今回のケースをまとめてみると、児童自立支援施設の心理職とは不思議なポジションで仕事をしているなど改めて思う。斯道学園は二年前までは心理職がいなくても機能していた施設である。そこにどれだけものをプラスできるかということが課題であることは分かっているが、これをしなさいという指示はなく、何をしてもいいというのが現状である。

児童自立支援施設は施設ごとに規模や運営方針が違う。ということは施設ごとに心理職ができることや求められることが違うのである。心理職はまず施設全体がどういう動きをしているか、どういう支援が不足しているか、何をしたら寮が困るか、今以上に施設の機能強化になる点はどこか、ということを考えながら動かねばならないと思う。施設全体を把握すること、それも一つのアセスメントかもしれないと感じるところであった。

最後になったが、施設のことなど何も知らない新規採用の職員を専門職として話を聞いて下さり、快く受け入れて下さった全ての先輩職員の協力があってこそ、わずかな期間に心理職の動きを確立できつつあると強く感じている。この場を借りてこの上ない感謝を申し上げます。

参考文献

- ・ 林直樹 二〇〇八 「リストカット・自傷行為のことがよくわかる本」 講談社
- ・ ポール・スタラード著 下山晴彦訳 二〇〇七 「子どもと若者のための認知行動療法ワークブック」 金剛出版
- ・ ポール・スタラード著 下山晴彦訳 二〇〇八 「子どもと若者のための認知行動療法ガイドブック」 金剛出版
- ・ ポール・スタラード著 松丸未来・下山晴彦訳 二〇一〇 「子どもと若者のための認知行動療法実践セミナー」 金剛出版

アセスメントの充実と自立支援計画への展開

〈アセスメントの実際〉

宮崎県立みやざき学園 児童自立支援専門員 日 高 昌 弘

一 はじめに

私が児童自立支援施設に児童自立支援専門員として着任してから一年半が経ちました。これまで福祉事務所や児童相談所のケースワーカーを経験しましたが施設勤務は初めてで、子供たちと寝食を共にして寄り添って支援を行うことのおもしろさと難しさを、この短い期間でも十分に経験することができました。しかしながら、まだまだ子どもたちに振り回され、目先のことに一喜一憂するばかりで、子どもたちにどれだけの影響を与えることができているのか力不足を感じる毎日です。

二 みやざき学園の紹介

(一) 場所

宮崎県の西部に位置し、鹿児島県と隣り合っている都城市にあります。都城市は人口一七万人と県内二番目に大きな都市で、農業や畜産が盛んで全国的に有名な焼酎「霧島」の生産地でもあります。学園の周辺は見渡す限りの畑で囲まれ、夜になると真つ暗で星がきれいに見えます。二年前には近くに見える新燃岳の噴火により、砂場の砂のような火山灰が一面に五センチほどの厚さに積もり、火山灰の撤去が主な作業となりました。

(二) 体制

正職員一六名(うち学校職員五名)、非常勤職員一七名(うち学校職員五名)の計三三名が在籍しています。在籍期間は園長が計十三年目ですが、基本的には三年で異動となるため、ほとんどの正職員が経験年数三年以内となっています。そのため経験の積み重ねが難しく、試行錯誤しながら子どもたちの対応に奮闘しています。

(三) 公教育

未だに公教育が導入されていないため、分校、分教室という位置づけにはなっていません。制度上は子どもたちの教育の保証が十分ではない状態ですが、寮職員だけではなく学校職員も寮宿直に入るため、子どもたちの問題について同じだけの責任を負い、同じ立場で考えることができるため、お互いに連携して子どもたちの問題に対応できていると考えています。なお、公教育については導入に向けて関係機関との協議が進められています。

(四) 入園人員の推移、新寮舎の紹介

過去五年間の児童数を見てみると、平均して六名の男子、一、二名の女子が入園していました。児童数が増えないことについてはいくつかの理由があると思いますが、老朽化した寮舎もその理由の一つでした。そこで新しい寮の建築が進められ、今年五月に男女寮が別途建てられました。新寮は男女寮が職員室で繋がっており、男子が二ユニット、女子が一ユニット(男女ともに一ユニットあたり五名定員)となり、ホールの周りに個室があります。

新寮になってからは入園児童が相次ぎ、現在は一一名(男八名、女三名)となっています。他県に比べると児童数が少ないですが、それ故に子どもたちと話をする機会が多く、子どもたちの状態や考えていること、人間関係の移り変わりなどが見えて、変化を見逃さずに介入することができていると考えています。

三 入園に際して

(一) 入園までの流れ

当学園における児童の入園までの流れについて説明します。児童相談所が措置を検討している児童について、措置決定前に入園の可否について打診があります。そこで児童自立支援施設での生活が適当かどうか、在園児との出身地における関係性などを検討し、児童相談所に意見を伝えます。また、児童が入園について自分で決断したり、動機付けしたりするためにも事前の見学をお願いします。児童相談所が措置を決定し、入園日には児童のほか保護者、児童相談所の担当ケースワーカー、出身学校の先生にできるだけ同行してもらいます。そこで、児童の状況の説明を受け、児童台帳を受け取ります。

(二) 児童の情報について

児童が入園するまでに、児童相談所の担当ケースワーカーと社会診断や心理診断を元に児童の状況について確認し、今後の処遇について意見を交換します。これにより受け入れに際して具体的に必要な児童の衣服や部屋の位置、入園日の対応等について検討します。その後、入園以降の生活状況を見ながら台帳を十分に読み込み、児童のイメージを作っていきます。疑問点や質問事項があれば児童相談所に問い合わせ、概ね一ヶ月以内に家庭環境の調査のために家庭訪問を実施します。最初の家庭訪問は保護者と関係のとれている児童相談所のケースワーカーに同行をお願いします。

家庭訪問では、入園した子どもの生活状況を伝えて保護者に安心感を与えると共に、入園以降見てきた子どもの特性や人間関係などを確認します。また、学園と保護者と信頼関係を結ぶことも重視します。

(三) 自立支援計画の策定

入園後は児童相談所の援助方針に基づき処遇していきますが、概ね入園一ヶ月程度で自立支援計画を策定します。入園一ヶ月では実態がまだ見えていないことも多く、児童相談所の援助方針と大きく変わることはありませんが、その時点で明らかになったことを加味して作成します。

四 アセスメントの実際

(一) アセスメントとは

アセスメントとは、対象者を支援していく上で必要な情報の収集や分析・評価をすることであり、アセスメントに基づいて支援計画を立て、その計画により支援を実施するという流れになります。また、支援を一定期間実施した後には再評価を行い、必要に応じて再アセスメントを実施し、評価によって計画の見直

し又は終結することとなります。

アセスメントは子どもたちにどのような支援をしていくのか具体的な計画を立てる上で重要であり、個々に応じた支援を実施するためにも様々な視点からの見立てが必要です。

自立支援計画の策定において、「子ども自立支援計画ガイドライン」によると施設職員だけではなく子ども本人、保護者、児童相談所等の関係機関が参加して「子ども本人」「家庭」「地域社会」の各領域について検討することが重要であり、策定された計画について子どもや保護者に説明して合意を得ておくことが必要不可欠とあります。

このことから、子どもや家族、学校等の関係機関の各分野でアセスメントを行い、信頼関係や協力体制の構築を視野に入れなければなりません。

またガイドラインには、施設において作成する自立支援計画は、施設適応のための課題を優先せずに退園後の在宅での生活課題を意識して策定することが必要とあります。そのために、

①不適応行動パターンの発達の道すじ・過程を理解し、適応行動パターンを獲得するための道すじ、過程を重視した計画作り（育ち・育てなおしの過程など）

②個々の子どものストーリーの連続性（これまでの関係性など）を重視した計画作り

③多くの場合、単一の要因によって行動上の問題が生じるものではなく、多数の要因が複雑に絡みあつて生起するので、好転する優先的的重点的目標を設定すること

④子ども・家庭・地域社会といった三つの領域について計画を立てること。

⑤個々の子どもの状態や活用できる資源に応じた計画作り

さらに、子ども自身が職員と相談して自己目標・計画を立て自己評価しつつ、主体的に自分の課題と取り組むといったことが望ましい。

とあります。これらの項目を念頭にアセスメントを実施することとなります。

ここ数年の当学園の取り組みを振り返ってみると、子どもたちの学園で生活する目的は、生活習慣や学習習慣の獲得、集団生活を送る上での規範性の習得が主な内容でした。十分なアセスメントを元に個々の特性や生育歴に応じた支援計画を立て、その計画に基づいて支援を実施、評価するという取り組みはまだ不十分だと感じています。

子どもたちは日々の処遇、集団生活、職員の関わり（信頼関係）等により変容してきましたが、児童も職員も計画や目標の理解・把握が不十分のため評価も曖昧となり、退園時期についても基準が不明確でした。

五 事例

事例を通してアセスメントの経過を追っていききたいと思います。

（一）ケース概要とアセスメント

A子は小学六年生の女子。小学一年生の時に両親が離婚し、弟二人と一緒に父に引き取られたが、まもなくして父は交通事故で亡くなっている。そこで引き取り手がなくB児童養護施設入所となっていた。スポーツが得意で男子とサッカーやキャッチボールで遊ぶことが楽しく、無邪気で生活にはなじんでいた。入所してから一年くらい経った頃、小学生男子から性的被害を受けていることが判明。意志をはっきり伝えられない、断れない性格のため、人気のない場所に連れ出されて体を触られたりしていた。施設では指導をしたり男女での外出を禁止したりと対策を講じたが、その後も何度か同様の被害に遭っている。

当学園への入園に関しては、これまでは施設内における性被害児童とみられてきたが、相部屋のもう一人の中学生の体を繰り返し触るなどの加害行為が判明したため、B児童養護施設での対応が困難となった。

ことによるものである。

入園一ヶ月前

児童相談所より入園を考えている児童がいることについて、右記の情報が伝えられる。また、二週間前に同じB児童養護施設から入園となった中学生男子が、本児と交流があり性的な関わりがあった可能性がある、他の児童間についても施設内で同様の性問題があるとの情報も伝えられる。

性的行為については、措置前の児童相談所での一時保護中にA子より、自ら中学生を触ったのではなく、そうするように言われたので断れずにしたとの話が出ているが、能力的に実際に覚えていないからか悪いことと指導されているからか、恥ずかしいからか、A子は具体的な内容を口にせず黙り込むため、児童相談所でも性的行為の内容については被害者とされる中学生の一方的な意見からしか判断できず、性問題を明らかにすることの難しさがあった。

入園二週間前

B児童養護施設を訪問。既出の中学生男子のことで訪問したが、本児についても生活状況や学校での様子を聴取する。小学校では特別支援学級（知的）に在籍しており、能力は境界層だが療育手帳取得まではない。日常生活は自立しており職員が手を貸す必要はない。他の児童と一緒に過ごしており、孤立はしていない。学校でも施設でも生活上の問題は見られず、唯一施設での性行動のみが問題である。

過去に二度、男子に連れ出されて体を触られたりしており、性被害児として見てきた。今回は相部屋の中学三年生の体を触ったり、自分の体を触らせたりしていることがその中学生からの聞き取りで分かった。性については教育や指導をしているが、行為が収まらず問題が続いている。

入園当初は一般棟で生活していたが、性被害を考慮して男子の入らない別棟のユニットに移している。

そのユニットは五部屋ほどあり、食事や風呂はユニット内で完結している。夕食以降は職員は一般棟に移動して子供だけの空間になっているため、職員の目の届かない時間帯がある。

中三児童の話を担当児相の心理司が聞き取ったことから、本児の性加害が判明した。本児も行為自体は認めているが、動機や経緯については話をしない。

当学園に先に入園した男子中学生との関係については、その仲間と性交渉があったとは聞いているが、この児童とは手紙のやり取りくらいではないか。

また、本児が在籍していた小学校に学校での様子を電話聴取したが、性の問題については把握していないとの回答だった。性の問題については、B施設、学校共にこれ以上の情報は得られなかった。

入園日

児童相談所職員が本児を連れてくる。未成年後見人となっている親戚は仕事の都合で同行できず、学校やB児童養護施設職員も来ていない。これまでの経緯や子どもの特性等を児相職員から聞き取り、台帳を受けとる。

本児は小柄で口数が少なく、緊張している様子。指示したことは行動に移せるが、意思表示が上手にできない。この日からあいさつ、返事、敬語を目標とする。

当初は在園児が新入生を歓迎していたため生活にスムーズになじんでいったが、本児はあいさつ、返事、敬語ができないことが度々あり、指導に従わなかったり無言で固まったりする様子が見られている。この反応から指導指示が理解できていないのかも不明であった。言葉使いが横柄に聞こえることや、気を使う余地にすぐわかない行動をとってしまうことから、在園児の反感を買うことも多く萎縮することもあった。しかしこれまで児童養護施設で生活していたことから、施設生活になじむのは早かった。

性については、発言や行動、服装等からは一切感じられず、隠しているというよりは興味関心がまだ薄いように思われた。

入園一ヶ月半経過

他の女子児童より、本児から手紙を受けとったとの申告がある。手紙のやり取り禁止を知つての行動である。手紙の内容は「愛している」「チューしたい」との簡単なものだが、当学園に入園以来見られることが全くなかった性に関するものであった。このことを本児から聴取しても、手紙を書いて渡したことは認めるものの、それ以上のことを聞くと無言でうつむき、泣き出したりして問いかけには反応しなくなる。本児が言葉の意味をどのように認識しているのか疑問である。

この後も何度か手紙のやり取りがあり、指導を繰り返すも直後にまた同様のことを起こした。また、トイレでいきなり他児の胸を触るといった行為もあった。指導について本児の理解能力が低いのか、他の児童にそそのかされているのか、抑えきれない気持ちがあるのか不明であるが、自分に興味を持ってもらいたいという気持ちや喜んでくれるのではないかと考えているようにも思える。

(二) 考察

この事例については「性」の問題が元で入園に至つたため、「性」が中心的なテーマでした。性の問題が起こる場所は人気のない場所のため事実の客観的な判断が難しいこと、能力的に性の問題についてどの程度認識できているのか把握が難しいこと、幼少期の生活で刺激を受けたかどうか、性について興味関心がどれくらいあるのかなど、子ども自身も話しにくい事柄で問題行動の背景にあるものが見えにくく、評価が定まりませんでした。

また、性的問題だけでなく、子ども間のコミュニケーションや自分の気持ちを言葉で表現することの苦手が目立ち、性的問題に結びついているようにも感じました。

過去の事象についてのアセスメントは、児童相談所が生育歴や家庭環境、特性、起こした行為等を調査していますが、これは援助方針を決定するために必要な情報を中心に収集していると思われれます。施設において実施するアセスメントは、日常生活上の様々な行動が、特性なのか能力なのか、それとも他児との関係性なのか、生育上身につけたものなのか、より子どもの理解を深めるためには児童相談所からの情報だけでは不十分で、援助を直接提供する施設として、より具体的な情報の収集が必要だと感じています。

(三) 再アセスメント

子どもが問題とされる行動を繰り返していること、指導の中身を理解しているかが不明であることから、目の前の行動をどのように評価すべきか、この子どものこれまでの行動を元に判断の基準が必要であると感じました。目の前の姿ばかりではなく幼少期の家庭環境を知るために、交流の続いていた祖母宅を訪問しました。祖母には児童相談所の過去の担当CWが会っていました。現担当CWは会っていません。たよりで、共通認識を持つために同行訪問をお願いしました。

祖母は子どもの幼少期から現在まで交流が続いており、施設入所後も外泊先になっていました。本児の育った家ではありませんが、祖母宅の家の様子、人柄、経済状況などからも本児のこれまで育ってきた環境をイメージすることができました。

実母については感情の起伏が激しく暴力的で子どもたちは怖がっていたこと、亡父は子どもが認識していた職業ではなく農家の手伝いなどで経済的には苦しかったこと、アパートは一部屋しかなかったこと、祖母たちには性的問題行動があるとの認識はなく、今でも無邪気な姿しか知らないこと、同世代の親戚の子どもたちとよく遊び関係がよい等、実際に会って話をすると話題が広がっていききました。

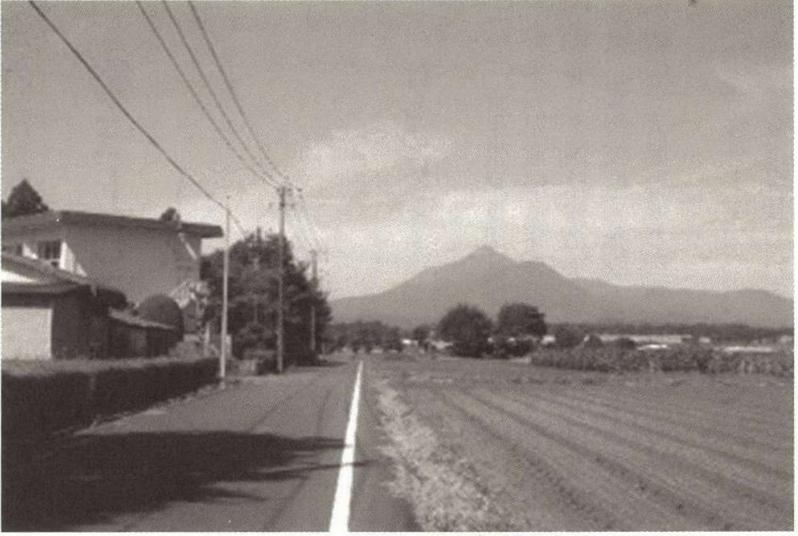
また、これらの調査事項は児童相談所が措置をする時点で十分なアセスメントを行うこともでき、時間が経つと当事者の記憶が曖昧になっていたり当時の困り感が薄れて深い部分の話が聞きにくかったりすることも感じました。

いずれにしても、入園時には見えなかったことや疑問点が入所期間がある程度経つと出てくるため、入園児の情報に頼らずその都度必要に応じて家庭や関係機関から情報や意見を求めることが大事だと思います。

六 最後に

事例を振り返る中で、アセスメントの中身がこれまでの経験からケースワーカー的な視点に偏っているように思いました。施設の機能上、児童心理司や教員が配属されているため、子どもの特性や能力、学校生活や学習面といった視点からの意見を取り入れてアセスメントや計画ができることより重層的に支援に繋がると思います。

この執筆にあたり、日々の目の前の出来事に対応することは十分に気を取られ、子どもたちの行動の背景にあるもの、根拠となっていてるものに対する視点がぼやけていると感じました。このことは、アセスメント、計画、支援、評価といった援助の過程の一つ一つが十分でなく、一連の流れとしても機能していないことが原因と思います。この援助の過程を可視化して計画的に実行していくことが、子どもたちの自立に向けての具体的な支援に繋がるのではないのでしょうか。



第三十七回資生堂児童福祉海外研修報告

「北欧の児童福祉」

広島県立広島学園 指導専門員 福田義浩

一 はじめに

(一) 資生堂児童福祉海外研修とは
将来の児童福祉界を担う人材の育成を目的に、公益財団法人資生堂社会福祉事業財団主催のもと、厚生労働省、全国社会福祉協議会の後援で、児童福祉施設の中堅職員を対象に、福祉先進国の福祉事情、専門知識、支援技術、施設の運営形態などの研修に加え、広く訪問国における人々との交流を通して、参加者の幅広い人間形成と資質の向上を目指している。

(二) 研修テーマ

高福祉を実現している北欧の子ども福祉の歴史的背景と理念を学びながら、スウェーデンとデンマークにおける「子ども虐待の予防・介入・支援」及び「社会的養護のあり方」を中心に、各種の関連機関・施

設を視察し、それらについて日本の実情と照らし合わせながら理解し、次世代に向けたあるべき児童福祉の姿を探る。

(三) 研修先

- ① 児童福祉施設・団体（親子入所施設）、病院（虐待防止部門）、性的虐待対応専門機関、子ども・女性の支援機関、シエルトアの視察研修
- ② 国、地方自治体行政における講義

(四) 実施期間

二〇一一年八月二十八日（日）～ 九月十日（土）十四日間

(五) 派遣人員

全国の児童福祉関係者から選抜

児童養護施設六人、乳児院一人、母子生活支援施設二人、情緒障害児短期治療施設一人、児童家庭支援センター一人、児童自立支援施設一人、団長として長崎県児童養護施設「大村子どもの家」施設長松本先生、特別講師として神奈川県「子どもの虹情報研修センター」研修部長増沢先生、資生堂事務局二人の総勢一六人。

二 北欧の概要

我々が今回視察した、スウェーデンとデンマーク二か国の概要を説明すると、特徴としては、租税負担

スウェーデン・デンマークの概要

	 スウェーデン王国	 デンマーク王国	 日本国
首都	ストックホルム	コペンハーゲン	東京
国土面積	44.9万平方km (日本の約1.2倍)	4.3万平方km (九州とほぼ同じ)	37.7万平方km
人口	940万人	560万人	12,750万人
GDP 1人あたり	世界第8位	世界第6位	世界第17位
女性就業率	72%	74%	60%
合計出生率	1.87	1.84	1.37
国民幸福度	第7位	第1位	第90位

の意識が強くなっている。子育て支援サービスの意識が強く、共働き家庭が多い。このため子育ては社会で担うということや男女同権意識が強く、合計特殊出生率は回復した。

国民の政治に対する関心は高く、選挙での投票率は両国ともに八十%を超え、情報公開も徹底している。選ばれた議員は市民の代表であり、信頼されている。両国ともに、地方分権が進み、行政の権限は日本でおこなっている。市民感覚の反映された施策が功を奏しているのか、特にデンマークは英国レスター大学

率と社会保障負担率を合わせた国民負担率がスウェーデンは約六十%、デンマークでは約七十%と日本の約四十%に比べ、かなり高い負担率となっている。特に地方税が高く、収入の約二十五〜三十%、消費税も商品種別による差異はあるものの十二〜二十五%と高税の国々である。その分社会保障は充実しており、医療費や教育費、必要であれば高額医療も無料で、年金制度も確立されている。子育て支援サービスにおいても、子どもたちの各年代に応じた子ども手当の支給や、保育サービスの百分保障など国民全体を対象とする高福祉を実現している。

特にスウェーデンでは「国民の家」という理念のもと、国全体を家族ととらえ国が親、国民は子どもであり、社会をみんなで支えていくという考え方が確立されている。もちろんデンマークにも似通った共生社会がある。

国家予算を確保するための労働力として女性の就業率が高く、共働きの家庭が多い。このため子育ては社会で担うということや男女同権

調査において、国民の幸福度世界第一位を誇っている。

しかし、両国にもさまざまな社会問題が生じている。ユーロ加盟についての是非、経済問題、移民の増加、薬物乱用者の増加、離婚率の高さ、DVなどが挙げられる。

また、子どもに関する様々な問題もあり、子ども虐待だけでなく、いじめ、ドラッグ、アルコールの問題など多岐にわたっている。このような問題に対応するために、暴力に関しては、デンマークのダイアログ・モッド・ボルドなど暴力加害者治療施設が両国にあり、暴力を認めない国の姿勢を示している。

三 北欧の児童家庭相談サービス

(一) 小さなエリアでの手厚い児童福祉

①ソーシャルサービス（日本でいう児童相談所）の具体的な実践

視察した両国ともに、日本同様、通告や任意の相談に始まり、調査介入、それに基づき行う支援という流れであった。

〈虐待の通告〉

両国ともに、すべての国民に通告義務が課せられている。特に学校の教員や福祉関係者には一般国民に比べ、強い義務が課せられている。デンマークでは、ソーシャルサービス法の中で、一般国民と専門職との義務の重さの違いを明確にしている。

〈調査介入〉

児童虐待対応については、北欧両国では、ソーシャルサービス法を中心に、対応に関する諸規定が盛り込まれている。社会的養護の規定については、スウェーデンでは「青少年のための特別措置法」に基づいている。

調査介入のシステムは、通告ケースも含めて、虐待が疑われる場合、まず家庭訪問をし、子どもや親とソーシャルワーカーとで必ず話し合いをする。そして、今後支援していくことについての同意を得、できる限り子どもと家族の協力のもと調査を行い、子どもと関わる祖父母や保育園、学校などのあらゆる関係機関に対して調査を行う。

調査期間は、最長四か月で、特別な理由がない限りこの期間で終え、その間に必要な支援計画を示さなくてはならないことが法律に定められている。四か月以内の規定は両国で共通であった。なお調査内容のすべては子ども、保護者に開示しなければならないことも法律で定められている。

〈支援〉

支援においては、ケースに応じて様々な支援施策を講じ、手厚いサービスを実現している。地域により様々であるが、具体的には、保育料の免除措置、保育園の送迎、家庭訪問による家事支援、親としてのロールモデルを示す在宅支援、家族全体あるいは個人でセラピーを行う家族治療など、子どものニーズに即した多くの支援が実践されている。

また、在宅支援の中に、「行動命令」という行政措置があり、子どもや保護者に対する一定の行動をとるように命令できる権限がある。具体例として、保護者に対して学校への送り迎えを義務付ける、門限の決定、学校や関係機関の会議及び研修に参加させるなどである。

支援内容の中その他の行政措置としては「家庭外措置」がある。措置先は、里親、治療施設など様々である。今回の視察先の中にも家庭外措置に関する機関があった。

スウェーデンにおいては、ストックホルム市内での家庭外措置のほとんどは里親である。

一方デンマークコペンハーゲン市では、家庭外措置には様々な形態がある。

先に述べたように、措置に至るまでには、家族と子どもの同意を得る必要がある。しかし、中には同意を得られないケースもある。その場合、スウェーデンでは、ソーシャルサービスが県の行政裁判所に承認

各地域のエリア人口と職員配置数の比較表

都市	人	管轄エリア人口	職員数	単純比率
 ソーデルマルム地区 (ストックホルム市)		120,000人	45名	2700 : 1
 スポンガ・テンスタ地区 (ストックホルム市)		35,000人	15名	2300 : 1
 ブロンスホイ地区 (コペンハーゲン市)		80,000人	90名	900 : 1
東京都児童相談センター		2,150,000人	62名	34700 : 1
横浜市中央児童相談所		940,000人	76名	12400 : 1
鳥取県倉吉児童相談所		110,000人	12名	9200 : 1

マークで規模の大きいソーシャルサービスが、日本では規模の小さい児童相談所に相当するという状況である。その上でスタッフ配置を比較すると三〜八倍の開きがある。管轄エリア人口の規模が小さいことは、どこでどのような問題が生じているか把握がしやすい利点がある。関連する様々な情報が得やすいのは小さなエリアゆえで、日ごろから様々な情報に触れており、支援に重要な家庭訪問もしやすく、一つの通報に対しても情報が集まりやすい。規模が大きくなればなるほど、地域の情報は乏しくなり、通報に対しても情報ゼロからのスタートとなりがちで、虐待の有無の判断が難しくなる。またスタッフ配置の充実が家

を求める申し立てを行い進めていくこととなる。

一方デンマークでは、市レベルでの委員会と国レベルでの審議会で、措置の適切性を家族と共に協議するシステムがある。デンマークでは、措置に関して同意を得られないが、必要である場合、市に設置された「児童青年常任委員会」が措置決定権を持つ。ここでは、可能な限り児童の意見を尊重し、予防措置を行うことを前提に審議される。審議会としての決定に対し不服がある場合、「国の不服申し立て審議会」に申し立て、再度審議を行い、最終的な措置決定をするしくみがある。

どちらの機関も審議情報は公開され、保護者と十二才以上の児童には無料の弁護士支援があり、会議にも参加できる権利が保障されている。このように子どもの意見表明権が適切に尊重されている。

② 小規模展開のソーシャルサービス

ソーシャルサービスが様々なニーズに対応できる主要な理由に、管轄するエリアの小ささと職員体制の厚さがある。スウェーデンやデン

庭への介入に対してチーム体制が組みやすいというメリットもある。

③あらゆるニーズに対応するソーシャルサービス

以下に説明するソーシャルサービスはそれぞれに特徴がある。管轄するエリアの地域性（たとえば移民が多い地域や治安が悪いなど）により、それらの問題に対応するために、特徴的な部分として表れている。つまり、地域住民のニーズに合わせて、できる支援、サービスを工夫し提供している。このような実践を
実現できる背景には、地方分権はもちろん、やはり管轄エリアを小さくすることにより見えてくる、個々のニーズの把握が考えられる。

■ストックホルム市ソーデルマルム・ソーシャルサービス（スウェーデン）

〇〇十八歳未満の子どもとその家族を対象に、養育に関する相談と通告を受けて調査とアセスメントを行い、支援を行っている。特徴として、虐待相談は全体のごく一部にすぎず、保護者のアルコール依存、子どもの薬物使用など、様々な問題に関する相談に対応しているという点が挙げられる。二〇一〇年対応件数の九百四十二件のうち、虐待対応は、身体的、性的虐待合わせて、五十五件に過ぎず、支援も総合的で虐待対応に限定されていなかった。

■スポンガ・テンスタ地区ファミリリソース課（スウェーデン）

〇〇十二歳の子どもとその家族が対象で、通告に基づき子ども虐待、夫婦間、家族のあらゆる問題に対して調査と支援を行っている。年間約二百ケースに対応。特徴としては、人口三万五千人と非常に小さな規模を管轄しているという点、アセスメントの中で多分野の連携を重視したネットワーク会議を実施していた点である。その会議は家族に関係のある様々な専門機関で構成されており、子どもを中心に、子どもの安全を最優先に考えた取り組みがされている。

■ブロンスホイ地区ソーシャルサービス（デンマーク）

困難な問題を抱えサポートを必要とする十八歳未満の子どもとその家族が支援の対象で、任意の相談・

通告に対して学校・警察と協力しながら支援や指導を行っている。任意の相談件数は年間約三百五十件。ここで特徴的であったのは、先にも説明した「行動命令」であり、中でも印象的であったのは、必要であれば子どもの足にセンサー付きのリングを付けて監視するというものである。命令が守られない場合は、子ども手当の支給停止という経済的措置も行われる。ただし、こうした措置は必ず報告され、不適切な行動命令が出されないような監視機能も整備されている。日本と比較し、ソーシャルワークの権限が強いようにも感じられた。しかし、権限だけが強いのではなく、調査内容の開示を含め、ケースに応じた様々な支援策を用意しており、だからこそ支援の必要性を説いた説得力のある手厚い支援が実現されている。

④ ファミリーセンター

ソーシャルサービスとは別に、子育て支援の拠点となり、子どもや家族の任意の相談を受ける機関

■ スポング・テンスタ地区ファミリーセンター（スウェーデン）

当ファミリーセンターは、任意の相談に対応する機関であり、妊娠から出産、産後の子育て相談や支援などを目的としたセンターである。

妊婦相談のマトニテイケア、乳幼児の保健サービスのチャイルドヘルスケア、オープン保育、子ども家庭相談という四つのセクションが統合されており、妊娠・出産・子育ての悩みをここ一か所であらうことができ、家族の負担が軽減される。日本に置き換えると、保健センター、産婦人科、小児科、児童家庭支援センター等が統合されたイメージの機関で、それぞれのセクションが密に連携することによって、虐待をはじめ様々な問題の予防や早期発見につながっている。

■ ミゼルフアート・ファミリーセンター（デンマーク）

市のソーシャルサービスの要請に基づき支援するのが主で、〇～十八歳までの子どもとその家族を対象に、無料で相談・支援を提供している。視察時には、約百家族二百五十人の子どもと関わっていた。

家庭内暴力、薬物依存、夫婦間の問題等に対して、在宅支援、予防的支援、家族・子どもの治療など必

要な支援を行っている。また、多分野の専門機関によるネットワーク会議のイニシアチブをとるなど、専門職の連携においての重要な役割を担っている。児童家庭相談の機能のみではあるが、カバーする人口規模が小さく、在宅支援を手厚くされており、家族全体を支援の対象と捉え、高度な社会福祉サービスが実践されている。

(二) 高度な専門性を備えた機関の協働 (ネットワーク会議の充実)

ネットワーク会議とは、家庭に関わる様々な専門職が一堂に会して、意見を出し合い、連携するシステムである。デンマークでは、国が率先して多分野協働の姿勢を打ち出しており、機関協働によるサービスに対して、優先的に予算をつけている。

両国ともにネットワーク会議を重視し、意見が食い違っても情報を共有し合い、あくまで子ども・家族を中心とした支援を考え実践されている。

具体的な機関の実践

〈発見及び通告〉

■カロリンスカ病院内児童虐待防止部門ミオ(スウェーデン)・医療との連携

病院を入り口とした虐待防止のシステムを実践している機関。病院内の各科を受診した子どもが虐待の被害を受けている可能性が疑われる場合、病院内の虐待対応チームであるミオが虐待の有無について調査を行い、疑いが強い場合、子どもの住む地区のソーシャルサービスに通告するシステムになっている。その後の支援については、多機関協働の一機関として病院のできる役割を担い、連携を図っている。

〈調査介入〉

■バーンセントルム(スウェーデン)・司法、警察との連携

子どもが受けた虐待被害に対して法的措置を検討するソーシャルサービス機関。虐待が立件に至るには、

子どもの証言や身体的所見が重要な証拠となる。そのため、司法面接を行う警察や法医学的検査を実施する医療機関、その他検察や心理士など多分野に亘る専門家がここに集結して協働できるシステムが備えられている。この多機関協働のシステムは、迅速な調査介入を可能にするとともに、被害を受けた子どもの負担を最小限にする取り組みでもある。

〈支援〉

■BUPグリーンデンクリニック（スウェーデン）

ストックホルム県管轄のトラウマ（心的外傷）を受けた子どもたちを対象とした治療機関。〇～十八歳児を対象に、家庭内外で身体的暴力や性的被害を受けた子どもたちに加え、性的加害や性化行動の問題をもつ子どもたちを対象。年間の患者数は八十～百人で、サイコロジスト、カウンセラー、ソーシャルワーカー、精神科医など十五人でチームを組んで治療を行っている。

印象に残ったのは、トラウマに焦点づける治療技法を行う大前提として、子どもの安全の確保と精神的な安定を強調されていたことである。養育者から綿密に子どもの生活の様子を聞き取り、子どもの不安は何かを見極め、その要因を取り除くよう生活を工夫するなど、生活環境へのアプローチと子どもと養育者への心理教育に重点を置かれていた。

■マリアウンゲドム（スウェーデン）

ストックホルム市の施設で、薬物とアルコール依存の青少年の入院治療と外来相談に対応。多職種の特任家が、調査・治療部門で約二十人、センター全体では百人おり、二十四時間体制で統合的にケアを行っている。二〇一〇年の一般外来相談総数は三百七十七ケース、救急外来は年間六百～七百ケースあった。

治療では本人のみならず、両親を必ず呼び、両親もプログラムを受ける。また、家庭外に分離することもできるだけせず、地域、家庭から週三回治療プログラムに通ってもらうとのことである。これを可能にしているのは、警察との連携である。この治療施設に相談したケースは、懲役二年以上に相当する重大な

罪を除いては、警察への通報義務はなく、記録も残さないとのことである。薬物使用は違法であるが、立ち直る可能性のある青少年にチャンスを与えるのが目的とのことである。

■グローストロップ観察治療センター（デンマーク）

情緒や行動に問題を抱える〇～六歳までの子どもが入所し、治療的生活を通して問題改善をするための施設。定員十八人で、スタッフの総勢は四十五人。

特徴としては、施設と里親との協働に力を注いでいるという点が挙げられる。十五年間にわたり施設独自に「里親」を開拓し、充実した支援体制を構築してこられ、より良いマッチングとなるように、子ども、里親、子どもの家族について理解し、配慮がされている。里親委託後もコペンハーゲン市と連携を取り、定期的に家庭訪問をし、子どもが安心して生活を送れるように、施設職員が支援や指導を直接行っている。

■ジョバニス緊急及び短期避難所（スウェーデン）

ストックホルム市が管轄する十三～二十歳までの行き場のない子ども（青年）たちを対象とした緊急一時入所施設。入所中も学校や仕事などを継続できるよう個々に合わせた柔軟なサポートが行われている。虐待やドラッグ、深夜徘徊、難民の子どもなど多様な問題を抱える子どもが入所してくるが、充実した生活空間と手厚い人員配置の中で、子どものニーズを第一に考えた丁寧な支援がなされている。

(三) 社会的影響力のある専門機関

実践やその効果測定を実施し、それらを社会や政府に訴え、現場で起きている問題へ対応できるように動いている専門機関がある。

■BRIS（ブリス）（スウェーデン）：子どもの声を直接聞き取り、社会に反映している。

電話やインターネットを用いて子どもの相談に対応する機関で、企業や民間人からの寄付と国からの補助金で運営されている。マスコミを活用した幅広い広報活動をしているため、BRISは全国の子どもたちが

周知している。電話はフリーダイヤルで、番号も記録されず、匿名で相談できることもあり、相談件数は、二〇一〇年度で約二万四千件に達している。相談者の多くは女子で、平均年齢は十四歳。子どもたちからの訴えは、匿名が功を奏し、本音が多く語られている。こうした子どもたちの生の声を聞き取り、レポートにして、子どもたちの問題やニーズ、要望を社会に訴え、政策や法律に反映するよう求める活動をしているということである。

■ アラクヴィンノスフス（スウェーデン）

□<を受けた女性とその子どもを受け入れる民間のシェルター。定員は十一家族で、二〇一〇年は女性約七十人、子ども約七十人の利用があった。利用者の負担金はない。職員は十一人で、その他、約九十人のボランティアスタッフががいる。利用者の孤立を防ぐため、グループ活動、子ども学習指導やレクリエーションなど様々なプログラムが用意されている。子どもが望めば、父親との面会も地域のソーシャルサービスのソーシャルワーカーが対応することである。

■ マザーヘルプ（デンマーク）

□<被害を受けた女性の相談や治療的ケアを行う民間の組織。夫から暴力を受け、十二歳未満の子どもがいる母子がサービスの対象。デンマーク国内三か所で、常勤スタッフが約一二〇人、ボランティアスタッフが約六百人活動している。二〇一〇年度は、八千件以上の問い合わせがあった。大学に研究依頼し、取り組みの評価を行うとともに、政策を充実させるためのロビー活動も行っている。

相談サービスの内容は、女性や子どもの安全の確保、社会的孤立や経済的問題等への具体的なサポートに加えて、心理教育や心理治療を個別やグループで行っている。

■ ダイアログ・モッド・ボルド（デンマーク）

□<加害男性に対する心理治療を目的とした施設。現在デンマーク国内に三か所あり、年間受け入れ件数は二百ケース。

日本では、DV加害男性から離し、女性や子どもへの安全を確保する取り組みはされているが、加害者側への治療はあまり耳にしないので驚きであった。刑法に基づいた治療刑として来談するケース、服役後の仮出所の条件としてや保護観察として利用するケース、DVに介入した警察からの紹介など、司法や警察との連携もなされている。前述のマザーヘルプとも連携し、母子の治療をしているマザーヘルプから紹介されてくる父親のケースもあるとのことである。

治療は、同居する家族の安全のためのネットワークを確保した後に、さまざまな理論や技法を駆使して、個別およびグループで心理治療を行っている。「暴力を根絶するためには、暴力をふるう側へのケアが重要である」との考え方に基づいている。

四 考察

北欧での福祉は、一部の弱い人達だけのものではなく国民全体のもので、国民幸福度も他国に比べて高く、地域に密着した顔の見える濃密な支援活動により、支援を必要とする子どもや家族へもニーズに即したサービス提供がなされているようであった。

しかし、それぞれの訪問先で聞いた現場の方々が抱える課題は、日本で働く私たちが現場実践で日々試行錯誤し突き当たっている課題と似通っており、共感できるものであった。

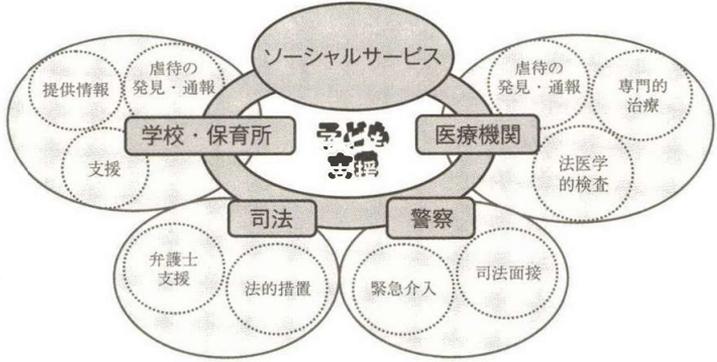
(一) 他機関連携の充実・協働

① 専門性を生かしたサポートシステム

ミオやスポンガ・テンススタッフファミリーセンターでは、ともに、「医療とソーシャルサービスの専門性を生かしたサポートシステムを作ることとはとても画期的なことだった」と話されていた。特にファミリーセン

● 多分野協働によるネットワーク支援

- 福祉・教育・医療・警察・司法など多分野にわたる協働支援
⇒ 機関協働への優先的な予算づけ、協働システムの整備など行政も推進



ターの機能は予防的センター機能として、日本でも大変参考になるのではないだろうか。

② 司法・警察との連携

バーンセントルムの特徴は、ソーシャルサービスと司法、警察が一所で連携できることである。これについても、性的虐待対応についての課題に対して、日本でも感じていた壁を乗り越える、画期的な取り組みであると感じた。

③ ネットワーク会議の充実

ネットワーク会議については、多くの視察先で取り上げられていたが、誰がそのチームのコーディネーターになるかはケースによって様々であるように、チームの機能が生かされるよう、ニーズに即して柔軟に取り組まれていた。その背景には、行政のバックアップもあるとのことだった。日本でも要保護児童対策地域協議会があるが、より有機的に機能できるよう、北欧での取り組みが参考になると感じた。

(二) 家庭外措置（治療入所施設の必要性）

は日本よりも多い割合で、家庭外に措置される子ども達があり、これだけの支援機関によるサポートがあっても、家庭外措置が必要な困難なケースが多いことも推測された。北欧でも治療入所施設が質・量ともに足りないという指摘を聞き、治療入所施設の必要性は、日本と同様であると感じた。

これについての北欧における、ひとつの取り組みとして、グローストロップのように、乳幼児の施設に子どもや家族への治療機能をもたせ、その施設が支援ネットワークのコーディネーターとして、里親委託後の子ども、里親、家族を支援していくということは、大変に参考になるものであった。

(三) 小さなエリアでの柔軟で迅速なサービス展開

北欧におけるこれらの取り組みは、最近急速に展開されている。例えば、ダイアログ・モッド・ボルド、ミオ、スポンガ・テンスタファミリーセンターは二〇〇一年、バーンセントルムは当初二〇〇五年に六か所で発足し、二〇一一年には二十二か所になっている。このように必要となれば、社会のニーズに即し迅速に整備されるスピード感ある行政対応を実感した。

提供する支援が効果的かどうかの評価と判断も早く、また経済学や社会学の専門家との協働により効果測定も取り入れて、ニーズとコストに対応した柔軟な施策が展開されていた。

(四) 一定の支援の質を保つための工夫

個人の力量や素養に頼らずに対応できるしくみ作りがなされていた。具体的には子どもと家族の支援に関わる人数も多く、子どもを取り巻くネットワークが厚いとともに、調査の仕方も法的に細かく決められ、さらにアクセスメントの方法は特定の指標を共有することで一貫したサービスの提供が可能となっていた。援助プログラムも多数あり、ニーズに即した柔軟な利用がなされていた。

このように、子どもや家族のニーズ、支援や治療にかかるコストや効果をトータルに考えると、日本でも取り組める工夫が多くあると感じた。

五 終わりに

国民の幸福度が高いとされる北欧の優れた児童福祉を学ぶ貴重な機会を得られた今回の研修であったが、人と人が関わり助け合っていく福祉においては北欧も日本も共通であり、身近な現在の職場でも重要視されてきたチームワークや協働の大切さを改めて再確認させられるものであった。

子どもと一緒に生活をする「W I T H の精神」をもった児童自立支援施設だからこそ、得られる子ども情報は多く、有益である。多分野協働を通して子どもと家庭をケアする全ての機関、関係者に情報を発信し連携することが職員として求められており、それが支援の質をあげていくことにつながる。北欧研修でネットワーク会議について学んだ際の『What can I do?』（自分にできることは何か）をそれぞれの機関が考え、行動する協働体制を整えていき、共生と連帯の精神を広げていきたい。

今回、二週間という長期間の勤務不在で多大な負担をかけたにも関わらず、快く送り出して頂いた広島学園の先生方、研修中我々を時に励まし時に指導しまとめてくださった松本団長、児童福祉に精通した示唆や助言をくださった特別講師の増沢先生、現地に同行し細部調整を担当いただいたコーディネーターの深井様、本当にありがとうございます。また、全国各地の児童福祉関連施設・機関で勤務する高い意識と熱意を持った団員の方々との出会い、そして異国の地を含め帰国後の編集や議論で苦楽を共にしたこれらの経験と交流はこの海外研修で得た最も大きな宝となった。

最後に今回の海外研修参加に対してのみならず、事前・事後研修並びに報告書編集委員会とたくさんのお力添えを頂き、私の学習意欲を盛り立てて下さった資生堂社会福祉事業財団の皆様方に改めてお礼を申し上げます。

海外研修の詳細については「第三十七回資生堂児童福祉海外研修報告書」にまとめてあります。北欧二か国の概要はもとより、写真やデータを含め、詳しく各視察先がまとめてあるこの報告書を是非ご覧頂き

たく思います。左記のホームページからも読むことができます。なお、本文に関しては、この報告書を参考に記述していることを申し添えます。

公益財団法人 資生堂社会福祉財団 (<http://www.zaidan.shiseido.co.jp>)

児童自立支援施設の機能強化に向けて

神戸市立若葉学園 管理担当課長 赤尾雅裕

平成二十四年度の全国児童自立支援施設職員研修会は十月三日（水）から五日（金）にかけて、神戸市内のシーサイドホテル舞子ビラ神戸を会場に、全国から約百人の参加者のもと開催されました。「児童自立支援施設の機能強化に向けて」をテーマに基調講演、パネルディスカッション及び分科会を通じて意欲的に討議が行われました。以下、研修会の概要を報告します。

第一日目

一 開会式

挨拶

全国児童自立支援施設協議会会長 梶原 敦
神戸市こども家庭局長 長田 淳

二 行政説明

「社会的養護の課題と将来像への取組」

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課児童福祉専門官 田中 浩之

まず、社会的養護の現状について説明がありました。施設では情緒障害児短期治療施設と自立援助ホームを将来的に増やしていきます。児童自立支援施設の児童は減少気味ですが、社会的養護を必要とする児童は増えており、被虐待児や障害などのある児童も増加しています。また、海外と比べて低い里親委託率を引き上げたいということです。

次に、社会的養護の課題と将来像について話がありました。最近の取り組みとして四月に人員配置基準の引き上げと第三者評価の義務化が施行されました。また、二つの社会的養護の基本理念と六つの社会的養護の原理及び子育て支援施策との連携について説明されました。児童自立支援施設関連では、課題として被虐待や発達障害などの増加に対しての機能強化、年長児への対応や学校教育の未実施施設が残ること、通所及びアフターケア機能などの充実があげられました。

社会的養護の共通事項の課題と将来像では、施設の運営の向上として施設運営指針、第三者評価の仕組みを、ほかに、施設職員の専門性の向上、親子関係の再構築支援の充実、子どもの権利擁護などを説明されました。

最後に、社会的養護の整備量の将来像と児童入所施設措置費予算額の推移について説明がありました。

三 基調講演

「感化院、教護院、児童自立支援施設が蓄積してきたもの」

―次世代、そして次の二〇〇〇年に向けて―

東京福祉大学 教育学研究科教授 松浦 直己

講師はきぬ川学院や若葉学園で、児童自立支援施設についてさまざまな研究をされています。今回の講演では、国際的視野から見た非行少年の特性や児童自立支援施設のシステムなど多様な内容で講義されました。

まず、世界と日本の少年犯罪について説明がありました。日本の少年犯罪は人口比で見るとトレンドとして増えています。世界から見ると他に例を見ないほど極めて少ないということです。

次に、感化院からつくづく児童自立支援施設の歴史を述べられた後、アメリカにおける非行予防・介入研究の知見として、コ罗拉ド大学などが連携して行っているシステムが紹介されました。ここにおいてもキーワードは家族・家庭でした。

人間（ヒト）は、世界の共通として十歳ぐらいから急激に反社会的になり、二十前後になると急激に落ち着きます。これは青年期において最もかつ急激にテストステロンというホルモンが分泌され、興奮性と抑制性の神経伝達物質の関連性が変化し、同時に脳そのものの物理的変化が生じるためです。思春期が早期に訪れた子ほど問題行動のレベルは深刻になります。二十歳前後になると興奮性の神経伝達物質は減少し、抑制系のが増えるため成人独特の抑制された人格が形成されます。

発達障害と非行との関連は古くから指摘されていましたが、子ども自身の要因だけで非行へ進むのではなく、環境要因と相互作用することにより問題行動などが発達して、非行などへ結実していきます。ニュージーランドのダニー・デインで縦断的に行われているコーホート研究では、三歳児時点でADHDと診断さ

れた子どもは約八パーセントで、そのうちの約半数が十五歳までに非行化しました。LDや虐待、家庭崩壊、養育機能崩壊、低所得の家庭など負の要因が累積している少年ほど予後が悪く、また、学童初期の学校不適応は決定的要因となることが分かりました。

発達障害のようにみえますが、実は逆境的小児期体験（ACE）である児童がいます。逆境的小児期体験とは、子どもの時に心理的及び身体的虐待があった、アルコールなどの依存者や精神疾患などの人が家族にいた、DV、両親が揃っていなかった、家庭に逮捕された人がいたなどの体験のことです。少年院生は一般高校生と比べると逆境的小児期体験を持つものが多く、その体験の項目が複数あるものが多いですが、若葉学園で同じ調査をすると少年院よりもさらに酷い状態であり、児童自立支援施設の児童の方が少年院生よりも逆境的小児期体験は多くて、より過酷であることが分かりました。児童虐待は脳そのものを傷つけますが、夫婦小舎制の児童自立支援施設での処遇は、被虐待児の回復メカニズムを明らかにする可能性を持っていると考えるので、これからこの研究のプロジェクトを進められるということです。

発達性トラウマ障害は、十一歳以下の幼い時期から多様な虐待を受けていたためと考えられます。発達性トラウマは、幼児期に反応性愛着障害を呈し、学童期にADHD様の多動と破壊的行為障害が表面化、思春期に外傷後ストレス障害（PTSD）と解離症状が明確化、青年期には解離性障害及び素行障害へと深刻化し、一部は成人期に複雑性心的外傷後ストレス障害（complex-PTSD）に発展します。

最後に、児童自立支援施設は百年以上の間、非行化した児童に「家族を教える」しごとをしてきています。この百年間の知見を集積し、成功をしっかりと認識して、問題点を挙げ、時代にあわせて変化し、核（コア）になる部分は変化させず、これらの財産を次の世代につなげていくことが大切です。これらことを実行していけば児童自立支援施設は大きな可能性を持っているとおっしゃられ、講義を終了しました。

四 講演

「絵画に見る非行を犯してしまった子どもたち」

神戸親和女子大学 発達教育学部教授 大島 剛

講師は長年、心理士として神戸市児童相談所に勤務されました。今回は、若葉学園に入所した児童が描いた絵を参照して、児童の状況を判断していくことを学びました。

描画にはそれを描いた人の意識的、または無意識的な心理側面が投影されます。絵にこめられたメッセージは無数にあるので、それをたくさん見つけ、その重みづけをし、理解し、生活と結びつけることが大切です。全体的印象、形式分析や内容分析という視点で見ること、どのような状況で描かれたのかなど作品を味わう視点が大切です。問題点だけでなく健康的な側面をさがしたり、絵の解釈を生活面とつなげたり、表に見せていない世界の可能性を考えることも大事だと話され、若葉学園の児童が描いた「一番古い楽しかったこと」というテーマで描いた絵をひとつひとつ鑑賞していきながら、注目する部分やその解釈の仕方について講義をしていただきました。

第二日目

五 パネルディスカッション

「児童自立支援施設に期待すること」

コーディネーター

国立きぬ川学院院長

井上 保

パネリスト

東京福祉大学教育学研究科教授

松浦 直己

児童養護施設神戸少年の町施設長

野口 啓示

大阪府池田子ども家庭センター課長補佐

浅野 恭子

神戸市子ども家庭センター担当課長

伊藤 晴雄

まず、コーディネーターの井上院長より教護院から児童自立支援施設となって、どのように変わってきたのか、どのように変わらざるをえないのかということ踏まえて、パネラーの皆さんがそれぞれの立場から児童自立支援施設をどのように見ているのか、または見えているのかを話していただきたいと話を向けられました。

松浦教授は、一日目の参加者のようすや意見交歓会での参加者との会話などから、当初予定していた話を一部変更されました。一日目の基調講演で話された逆境的小児期体験のことも交えて発達障害と問題行動と虐待の関係、さらに、チャウセスク孤児の事例などあげて反応性愛着障害が原因で発達障害と診断されている子どもの問題や、ADHDの子どもに対する指導方法などを紹介していただきました。

野口施設長は、児童養護施設を運営している立場から児童養護施設の問題とそこから望む児童自立支援施設役割について、また、留岡幸助の言葉を引用して厳罰化が犯罪を減らすものではなく児童の養育が大切であること、海外の実践例としてアメリカのボイスタウンにおけるボイスタウンモデルを紹介し、施設での養育にはマニュアルが必要であるとお話いただきました。

浅野課長補佐は、心理職として児童自立支援施設で働かれた経験の中で、施設で子どもたちの心やからだ但至少つ安定し、できることが増え、自己肯定感が幾分回復していく様子から児童自立支援施設がもつ、見えない「枠組み」、生活を構造化する力は、行動上の課題に深刻なトラウマや発達障害などを併せも

つ子どもたちの支援にはなくてはならないものであるとお話いただきました。

伊藤課長は、被虐待体験のある児童や発達障害のある児童が増加していると言われているが、以前よりこれらの児童も児童自立支援施設へ入所していて、これまでも現在の基準で「被虐待児」「発達障害児」と言われる児童にも支援がなされ、児童自立支援施設の「枠のある生活」がこれらの児童にとって過ごしやすい構造になっていると言われます。今まで施設や職員が培ってきた経験知や支援の技を後輩にどう伝承していくかが課題になっていると話されました。

六 分科会

第二分科会 「エビデンスから見た少年非行」

— 発達障がいと被虐待との関連から —

講師 東京福祉大学教育学研究科教授

司会者 神戸市立若葉学園指導係長

松浦 直己

山本 泰寛

エビデンスとは、「科学的根拠」「実験の結果を元に根拠があると考えられる事案」のことです。

まずは、発達障害の概念について説明を受けました。発達障害は「広汎性発達障害」「言語障害」「学習障害」「運動障害」「注意欠陥・多動性障害」「知的障害」に分類されますが、「注意欠陥・多動性障害」は非行につながるケースが多く、「知的障害」は先進国で大幅に減ってきています。

次に、脳の働きと虐待が脳に与える影響について話していただきました。虐待を受けた影響で「境界性人格障害」になることは知られていますが、講師たちは子どもの時に虐待を受けると、感情の中心である扁桃体が興奮して大量の副腎皮質ステロイドにさらされることによって、脳がダメージを受けると仮説を

立っています。脳は虐待の種類によつて影響を受ける部分が異なり、さまざまな虐待を受けると脳のいろいろなところが影響を受けることとなります。また、虐待を受ける時期によつて脳への影響も変わります。虐待による「こころ」の傷は簡単には癒されないので、回復可能なうちに虐待を発見し、社会的な支援を行つていくことが大切です。

最後に、エビデンスから見た非行（行動の問題）の危険因子（リスクファクター）について話を聞きました。危険因子はそれに働きかけることによつて、将来の結果を変えることができます。ニューजीランドのダニーデンでの健康と発達に関する学際的研究から、発達障害や虐待などの危険因子が蓄積されることが問題であり、危険因子に積極的に出来るだけ早く介入する必要があります。また、個人や世帯では危険因子の回避は困難であるので、行政による政策が重要であるということです。

第二分科会 「児童自立支援施設における問題解決アプローチ」

— CSPP（コモンセンス・ペアレんティング）を使つて—

講師 児童養護施設神戸少年の町施設長
司会者 神戸市立若葉学園児童生活支援員

野口 啓示
永田 美佳

CSPPとは、アメリカの児童福祉施設であるボーイズタウンにおける数十年の取り組みの中で開発されたプログラムで、講師である野口先生が日本版を作成しました。現在、子育てに悩む保護者や虐待をしてしまった保護者への支援として、また、児童福祉施設職員のスキルアップ研修などに利用されており、有効な方法として全国に広がっています。

プログラムの内容は、次の六つの教育法で構成されています。抽象的な言葉を使わないで具体的な言葉で表現する「分かりやすいコミュニケーション」、子どもが良い行動した時には子どもにとって良い結果が、

悪い行動をした時には悪い結果が与えられる「良い結果・悪い結果」、良い行動をした時の「効果的な誉め方」、前もって子どもにして欲しいことや理由を説明したり練習したりする「予防的教育法」、子どもの問題行動に対して望ましい行動を提示して練習させる「問題行動を正す教育法」、子どもとの緊張が高まる場面で大人及び子どもが「自分自身をコントロールする教育法」です。

参加者は講義だけでなく、ロール・プレイやデモンストレーションで予防的教育法などについて実践し、クレヨンしんちゃんなどのビデオで行動分析を行って良い結果・悪い結果について学びました。

第三分科会 「心理職員と生活職員との連携・協働」

講師

大阪府池田子ども家庭センター課長補佐

浅野 恭子

司会者

神戸市立若葉学園心理判定員

樋口純一郎

講師の浅野先生より、以前勤務されていた大阪府修徳学院で実践された性教育治療プログラムを通して見えてくるものから、生活との連携・協働についての紹介がありました。

前半は、講義形式で浅野先生の発表を聞き、質問に答えていただくという形をとり、後半は、グループディスカッション形式で、各施設の現状や心理職員・生活職員がそれぞれに期待することをテーマに討議を行いました。心理職員だけでなく、生活職員の方の参加もあり、それぞれの立場からの意見が出て、施設に持ち帰って今後に生かせるディスカッションとなりました。最後に、浅野先生より心理職員は、生活職員に比べて少数なため、孤独感を感じていることが多いと指摘があり、連携・協働の必要があるとの助言を頂きました。

第四分科会 「女性力のパワーアップ」

―児童自立支援施設における「育て直し」と女性力の必要性について―

助言者

児童養護施設鹿深の家施設長

打田 絹子

司会者

京都府立淇陽学校児童生活支援員

明田 良子

話題提供者

大阪市立阿武山学園児童生活支援員

武部 あい

大阪府立修徳学院児童生活支援員

松田 充代

兵庫県立明石学園児童生活支援員

島野 絃子

一人を除いて参加者がすべて女性という状況の中で行われました。今大会唯一の討議形式の分科会でした。

まず、司会者から分科会でこのテーマを取り上げた経緯の説明があり、つぎに助言者から「やり続ける中でパワーが生まれる」「自分自身の仕事に対する生きがいを持つことが大切」などの話のあと、話題提供者から児童生活支援員となった経緯、施設での悲喜こもごもの体験や当時の心情、これからの決意などが発表されました。また、参加者からは、ベテランの職員から若い人への助言、若手の職員からは質問などたくさん意見や発言ができました。特に多くの発言者が「辞めたい」「無理」と、壁にぶつかったことやしんどい時期があったことを話されました。発言しているうちに涙にぬれる場面もありましたが、いずれの発表や意見なども前向きで、児童生活支援員としての仕事に誇りと生きがいを持っていることがよく伝わってきました。そして、司会者の「寮生の華になりたい」の言葉で最後を結びました。

三日目

七 分科会のまとめ

各分科会のまとめが、それぞれの分科会の司会者から発表されました。ただし、第一分科会は、講義をさせていただいた松浦教授が自ら発表され、三日間連続の登壇となりました。また、第四分科会の発表では、分科会の参加者が自席から意見を発表する場面もあり、サプライズな報告となりました。

八 全体のまとめ

三日間の講演、パネルディスカッション及び各分科会で出た話を総合的にまとめ、注釈を加えていただき、この研修で学んだ内容を再確認していただきました。

このまとめの中で、良質な養育環境基準の確保、職員研修の必要性と強化（職員資質の向上は職員自らが主体的に取り組む）、第三者評価基準作成の留意点と評価機関への要望、被虐待児童などへの支援、児童自立支援の理念、子どもの権利擁護、子どもの状態に合わせた特別な保護及び援助、自立支援計画に基づく個別支援、安定した集団の形成及び確保などについても話されました。

そして、児童自立支援施設の機能強化には、子どもが育つための居場所と心理治療的なサポートを組織で機能させることと、スマールステップができる子どもの家庭支援システムの構築が大事ということです。最後に、これからの児童自立支援施設のつながりあるケア・支援システムを構築していく、つまりは、最低限の画一的サービスから高品質の多次元サービスへどう変えるか、どう機能強化していくかが、我々の課題だということで締めくくられました。

国立武蔵野学院院长 相澤 仁

九 閉会式

挨拶

次回開催県挨拶

謝辞

全国児童自立支援施設協議会 副会長

岡山県立成徳学校 校長

神戸市立若葉学園 園長

田宮 雄介

山本 繁

前田 誠次

十 施設見学

閉会式の後、神戸市立若葉学園の施設見学に約五十名が参加されました。

今どきの少年たちとの関わりの中で

富山県富山中央警察署 少年警察補導員 三ツ井 紀子

婦人補導員として採用され、少年非行防止が仕事となつてから四半世紀の歳月が流れた。

長い年月の間に、婦人補導員から少年警察補導員に名称が変わつて女性に限定された職業ではなくなり、仕事の内容も街頭補導中心の活動から、少年相談、継続補導、被害少年のサポート等、より専門性が必要となり、かつ法に則つた対応が必要になるなど、職務内容が大きく変化した。また、近頃では日々発生する少年事案が過去に経験したことがないような事案ばかりで、経験に頼れず試行錯誤と勉強の連続である。さらに人も変化した。少年の保護者である三十代、四十代の大人が、昔前の保護者と全く違つており、昔のお父さん、お母さんのような人、警察に子どもを迎えに来たときの第一声が「迷惑をかけてすみません。」と謝るタイプの親はいなくなつた。

今の親の大多数には世間の尺度というものがなく、自分個人の価値基準で物を判断する。子どもをのことを考えているようで、実は自分、つまり親の気持ちがつつきりするかどうかが大事である。さらに、自分がしたくないことはしないため、子どもが窃盗をして補導されても、被害者に謝りに行かない親、警察からの電話に出ない親が増えた。警察からの電話は面倒なのか、聞きたくない内容だからか、出ないことにしているらしい。

子どもよりも自分の仕事や用事を優先し、自分の時間を子どものために使う気がない人もいる。非行をした子どもが警察で事情を聞かれていても、親の用事を優先し、子どもの迎えをすっばかしたり、急に祖母に迎えに行かせたりする。警察で母を待つ子どもは、「ママは買い物に行くから、警察に迎えに来ないと言ったよ。ママはぼくなんかどうでもいいんだ。」とつぶやき、非行を繰り返す。

子どもが非行をしても悩むことがなく、「子どもの非行は本人が気づかなければ直りません。」と言って放置する親もいる。私が若い頃にあった親達は、子どもの非行を真剣に悩んでいた。子どもの非行を心配して何度も警察に足を運んだり電話をかけてきたりし、子どもが悪いことをすれば、すぐに謝罪に行った。電話に出ない親、謝りに行かない親は皆無だった。

あの頃は私も若く、知識も能力もないくせに、ただ一生懸命子どもの後を追いかけて、非行を繰り返させまいとし、何かある度に子どもを警察に呼び出し、事情を聞いて注意し、家が溜まり場になれば、何度も家庭訪問した。その頃の子ども達は悪いことをするけれども、一対一で話すと気持ちを通じたように思う。しかし、今の子ども達は昔の子どもと全く違ってている。

ここ数年親が変わったと感じるが、子ども達も非常に変わった。子ども達と話し合おうとしても意思疎通ができない。非行で補導された中学生が、自分の思い通りにならない補導員に向かって、「あんた嫌い。気持ち悪い。」「クソババア、面倒くさい。」「あんたムカつく。私とタイマンはって、一発叩かせて。」と言う。機嫌が良い時はたくさんしゃべるが、自分の都合が悪いことがあると平気で嘘を重ねるか、黙り込むか、威嚇する。

今の子ども達と話していても気持ちを通じる実感を得たことがないし、子ども達は自分の気持ちや行動を受け止める力、考える力、感じる力が未熟で、物事を快・不快でしか捉えていない。したがって、不快なことを言う大人には腹が立つから『一発叩かせて』『気持ちが悪い、あっちへ行って』となる。外見は中学生でも心は幼く、大人がいくら『悪いことをしたらダメだよ。』と言っても、ダメな意味を理解していな

いので再び非行を繰り返す。

非行の低年齢化が進んでいると言われて久しいが、非行少年の心の低年齢化も進んでいる。核家族が進む反面、地域の教育力が低下し、子ども達がたくさん大人の守られ、かわいがられ、時には叱られながら育つ環境がなくなつた。

また、親の離婚も増え、子ども達の周りにいる大人は母親あるいは父親か、学校の先生だけである。片親家庭では、親は生活のために仕事に追われ、子どもと過ごす時間が取れないため、家庭で子どもだけで過ごす時間が長く、本来色々な大人との触れ合いの中で経験をを通して身につけるはずの社会常識、マナーやモラルなどを身につけることがないまま成長する。さらに、身近な大人から十分な時間をとって話を聞いてもらつた経験があまりないためか、大人への信頼感が乏しい。

個人主義やプライバシーを大切にすることは悪いことではないが、反面子ども達の社会性や規範意識が育ちにくい社会環境にある。現在警察では、少年非行を防止するため、農業体験などを通した子どもの居場所づくり事業や、非行少年の立ち直り支援活動を行っているが、子ども達が健やかに育つために、地域社会全体で子育てをする環境づくりが重要であると思う。

社会には、子ども達の健やかな成長の手助けをするたくさんのボランティア活動をしている人たちがいる。私たちはそういつた取り組みをしている人たちと協力し、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでいきたいと願っている。

最後に、私達少年警察補導員を助けて下さっている関係機関の皆様、共に少年非行防止活動に尽力して下さい。下さっている少年警察ボランティアの皆様には感謝の言葉を伝えて終わりとしたい。

女子寮職員としての今

高知県立希望が丘学園 主事 鈴木 良太郎

高知県立希望が丘学園（以下、学園と表記）に勤務して四年目、今年度から女子寮の配属となった。四年前、静岡県立三方原学園で非常勤職員をしていた頃、女子寮職員として働く機会に恵まれた。その頃は、男性職員として女子児童と関わることの難しさ、女子児童との距離間に悩み、試行錯誤を繰り返し、毎日ため息をついていたことを覚えている。当時の記憶を手繰り寄せながら、同じ失敗を繰り返さないよう、決意して女子寮職員としての四月を迎えた。

ここ一、二年の学園は、男女関係なく暴力事件が横行している。最大で四名しか女子児童が在籍していなかったにも関わらず、去年一年間の女子寮だけで、措置変更された児童が四名、対職員暴力により審判待ちの児童が一名、同じく児童相談所長送致となった児童が一名であった。暴力事件により警察が学園に介入して来る事も多く、私自身も事情聴取というものを初めて経験した。

夜中の三時、四時まで騒ぎたて、物という物を壊し、夜中に園内をうろつき、大声を上げ、リストカットで腕から血を流し、寮内を水浸しにする事が多々あった。無断外出、器物破損などを合わせたら、何も起きない日がないといっても過言ではない日々の連続であった。それに伴い、女子寮職員が疲弊していき、精神的な辛さを訴え長期療養する職員も出ていた。そしてそれが去年の女子寮の実態であった。

そのような状況の中、女子児童二名という少なさで今年度の女子寮がスタートした。学園自体も、支援の立て直しを早急にしなくてはいけないという意識の中、まずは女子寮の立て直しを図ることが急務とされた。去年までの女子寮が荒れた原因に、スーパードバイズできる職員がいなかったこと、学園自体も度重なる諸問題に対する明確な方針を打ち出すことができなかったこと、男子寮も同じように荒れており女子寮へのヘルプが出し辛い状況であったことが挙げられる。今年度の職員配置は、その辺りの去年の反省点を考慮したものとなった。まず、去年までの女子寮を支えていた、経験年数一〜二年の二十代から三十代の女性の専門員三名、そして、去年まで分校教諭籍であった四十代の男性職員が寮長として配属され、五人目として私が男子寮から加わった。

四月、新体制で臨んだ女子寮であったが、まだ去年からの不安定さを色濃く残していた。児童が職員の間を盗み宿直室に立て籠もりハサミを盗んだり、リストカット目的で包丁を隠し持ったりすることもあった。女性職員にも児童に対する去年の負のイメージが強く残っており「新体制によって寮や児童が変われるなら変わりたいけど・・・そう簡単に変わるだろうか」という気持ちがあった。しかし、そんな気持ちの中でも、児童と接することに手抜きする職員は最初から誰一人いなかった。そんな女子寮が、チームとして一致団結して取り組むスタイルが確立されるまでに、それほど時間はいらなかった。部活面では、四国地区少女テニス大会に、学園は二年連続で参加していなかった。というより、児童が大会に参加できるように状態ではなく、そもそも部活すら行えない状態であった。そのため、四月当初の段階で、児童も職員もテニス初心者であり、寮長以外はテニスのルールすら知らなかった。私は、児童にテニスを教えるためには自分ができなくてはいけないと思ひ、時間を見つけては体育館で一人テニス練習に励むようになった。また、私は勤務に関係なく、自分の意思でできるだけ寮にいたようにした。園内の官舎に住んでいる私は去年度よくヘルプで呼び出されて女子児童の対応をしていた。そのせいか、女子児童二名は、四月の段階で割とすんなり私を受け入れてくれた。五月、勤務に関係なく寮に立ち寄る職員が出始めた。最

初、私が一人で取り組んでいたテニス練習に、一緒に参加したいと申し出てくれる職員が、一人、二人と増えていき、時間さえあれば職員同士でテニス練習に励む姿も見られるようになった。女子児童からも「先生たち仲いいでね」という言葉が聞かれるようになった。また、勤務ではない職員が児童と一緒に食卓を囲うことも珍しくなくなっていた。児童からも勤務の終わった職員を食事誘う姿が見られた。児童の変化と共に、職員の意識もまた変化していった。六月、女子寮自体が安定し始める。大なり小なり、色んなことが毎日起こっていたが、その一つ一つを女子寮職員は見逃さなかった。どんなに小さなことでも、女子児童と向き合い真剣に関わり続けた。児童と職員の間には、信頼関係に近いものが出来始めていた。また、学園外でのボランティア活動に参加できるレベルまで児童が来ると、職員も積極的に園外で児童が活躍できる機会を作るようになった。ここでは、活動は勿論のこと、挨拶や礼儀もしっかりできるようになっていった。職員と児童、女子寮全体としての仲間意識、チームとしての絆は盤石なものとなった。そんな私たち職員を見て、児童が笑顔で「うちら、なんか家族みたいだね」と言うようになった。七月、四国地区少女テニス大会では、挨拶、礼儀、やる気について、他三県の四国施設長からお褒めの言葉をいただくまでに児童は成長していた。ある児童は「生まれて初めて真剣に取り組んだ」とテニスに対する想いを話し、自分を初めて肯定的に表現するようになった。負けた悔しさ、やり切った感動で児童も職員も泣いた。去年まで暴れに暴れていた児童から「私を見捨てないで真剣に向き合い続けてくれてありがとう」という言葉が聞かれるようになった。八月、花火大会、川への外出、動物園への職場体験、一泊二日の外泊など、女子寮の安定と共に活動範囲が広がっていった。どこに行くにも、何をするにも、児童も職員も全員で体験した。誰か一人でも欠けたら、それは女子寮の取り組みではないという雰囲気があった。児童も職員も、家族のように関わり合い、励まし合い、助け合う姿が見られるようになった。九月、去年「早く退園させろ」と職員に悪態をつけていた児童から「退園するのが寂しい。先生、もう少しここにいたい」という言葉が出るようになった。寮の仲間がしんどい思いをした時、自分のことのように悩み、「仲間なの

に守り切れなかった」と自分を責める児童が始めた。

結局、真剣な想いをぶつけ続けることで、進んできたような気がする。それは、職員が誰一人欠けることなく、誰一人逃げ出すことなく、その場で起こった問題に対し向き合い続けた結果だと思う。そして何より「あなたたちの感覚は間違っていない。正しいと思ったことをしなさい。失敗しても、そこから学べばいい。後は私が何とでもする！」と言い、有言実行し続けた寮長がいたからこそ、私たち女子寮職員は伸び伸びと児童と関われた。誰もがお互いに意見を言いやすい風通しのいい寮だったからこそ、意志の疎通も情報共有もしやすかった。公休で現場にいない職員も、リアルタイムで児童の情報を得ることができ、工夫も、職員同士が一致団結していくことに一役買っていた。また、私自身、学園のどの職員よりも一番児童と関わってきた時間が長いこと、一番傍で児童の成長を見続けてきたという自負と想いが自分自身の自信に繋がっていった。また、毎日児童と顔を突き合わせることで分かっていたことも多かった。そして、本来あるべき児童との関わり方に触れた感覚を持つこともできた。児童の傍に居続けることでしか見えてこない関わり方を経験することができて私は恵まれていると感じている。

新採として高知県にきた時の私は生意気そのものであった。他人を斬る代わりに、自分が斬られても構わないと思っていた。斬られて倒れるくらいなら最初から必要ないとさえ思っていた。静岡に帰るつもりはなく、高知に骨を埋める覚悟で来ていたので、その分の気負いもあった。寮長からは、「二年間だけ鍛えてやる。それでもものにならないければ諦める。最後まで食らいついてこい」と言われた。十年やって半人前と聞くこの業界で、二年でもものになれもないものだとその時は思ったが、要するに、全力でやり続けろということなのだろうと解釈した。やれない理由、できない理由など探せば腐るほどある。寮長は、私が何故この業界に魅入られたか、それを思い出させてくれた。

私の原点である静岡県立三方原学園で、大変お世話になった先生に言われたことがある。「自然体が一番つよい」と。今まで生きてきたすべてが出る仕事だからこそ、自分自身も成長し続けなければと思ってい

る。私は、十年先、二十年先の希望が丘学園を支えられる人財（人材）になっていたい。だから今日も真剣に児童と向き合い続ける。

思い出の写真

元福岡県立福岡学園 保育士 小寺悦子

短大を卒業してすぐに福岡学園に就職し、男子寮で十七年間、児童相談所への転勤を経て、再び福岡学園での小学生寮と女子寮で十年間、トータル二十七年間お世話になりました。

この度、平成二十四年三月をもって県を退職しました。

退職した翌日から毎日がゴールデンウィーク！

三十八年間、仕事と生活に追われる日々でしたが、「これからは時間を自由に組み立てよう。」と、大好きな鉄道・電車に乗って、行きたい所、見たい風景を求めて、歩き回っています。

それとは別に、「退職してからゆっくり片付けよう。」と思っていたことの一つに、写真の整理がありました。

(私は血液型がA型のためか…?) アルバムの整理はその都度していましたが、多すぎて、コンパクトにしようと思っていました。

今まで、アルバムをゆっくりと眺めることもなく、整理をしながら、今までの生活を垣間見ることがで

きました。

写真を整理すると、学園の写真の多いこと…、多いこと…。

でもおもしろい！

男子寮での十七年間は何故か職員との写真ばかり。

年に一度の職員旅行、仲の良かった先生方とのスナップ写真等々、懐かしい顔が並んでいます。(皆様さすがに、お若い…。私も…。)

当時、ベテランの先生方に囲まれて、未熟者の私は毎日の生活を送ることに精一杯、子ども一人一人に気を配る余裕もなく、「集団」しか見ていなかったような気がします。

ひるがえって、後半の十年間は子どもの写真がいっぱいです。

部活動、園外活動、学園行事、子どもたちとのスナップ写真があふれます。

でも待てよ！

どの写真も、職員は皆が穏やかな表情で微笑んでいるのに、子どもたちの表情は様々です。解放され、はち切れんばかりの笑顔の子もいれば、無然として陰を感じる子もいます。

在園している月日やその子の性格等も思い出され、なかなか面白い。そして、懐かしい。

そんな写真を眺めながらも、「この写真に写る笑顔いっぱいの方は、いつも子どもたちと心底向き合えていたのかな？」と、あらためて思い起こされます。

「預かった子どもたちの人生を少しでも良い方向に…」のプレッシャーに押しつぶされていたのでは？との自問が続きます。

学園に入園する子どもたちは、「自分を変えたい。自分を認めてもらいたい。」と求めています。でも、それは簡単にはいかない。そうするためにはどうしたら良いかも判らない。子どもたちは、ストレートにその問題を職員にぶつけてきます。

反抗、失敗の繰り返し等々。

そういう子どもにどういふ言葉をかけるのか。どういふ方向に導いていくのか。自分が伝えたいことが伝わらない。どうしたら伝わるのか。職員の苦悩は続きます。

子どもの声をしっかり聞き、子どもの表情をしっかりと見て、失敗しては次の手を、また失敗しては次の手を：悩みは尽きません。

学園に限らず、子どもと生活する仕事は、大人⇨職員が成長しなければいけない場とされています。どう接すれば子どもが心を開いてくれるか、どういふ話をすれば子どもの心に入っていくのか。

答えは必ず見つかりません。その為には、試練の下積みが欠かせません。

いじめのせいで命を絶つ子どものニュースが流れる度に、「今までの生活の中で本当にいじめはなかったのか。。」と、自分に問うと、心がずっしりと重くなります。

子どもの「人生」を預かるとともに、子どもの「命」も預かっていることに……職員にとって、試練はさらに大きい。

私は、

・子どもとの一対一の対話

・あるいは、子ども集団との対話

・あるいは、子ども集団と寮職員との対話

と、「聞くこと」「話すこと」に重点を置いて生活してきました。

「聞くこと」「話すこと」で、今まで一緒に生活してきた子どもたちからたくさん勉強させてもらいました。

いずれは結婚して、自分の子どもを育てていく幸せを、子どもたちが自らの手でガッチリと掴むこと。

平凡でも良い、愛情ある家庭を自らの手で築くことができる大人になること。

そういう人になるように、子どもたちを導いていくことが目的であると私は思っています。

つらい試練を一つ一つ乗り越えた先に、子どもたちから「先生」と呼ばれることに対して自信と喜びがわきます。

先生方、どうか自分の「弱い心」に負けないでください。今の試練が先生方の「自身の成長」に必ず繋がります。

現場を離れ、気ままな生活を送る私が偉そうなことを述べさせていただきましたが、児童自立支援施設の歴史の一コマを担わせていただいた一人として、現場の皆様への激励の言葉とさせていただきます。

子ども自立センターみらいにおける食育への取り組みについて

青森県立子ども自立センターみらい 技師(管理栄養士) 佐々木 恵 美

一 はじめに

子ども自立センターみらいに入所してくる子ども達の多くは、恵まれない家庭環境の中で十分な愛情を受けることなく生活してきている。そのため、それぞれの成長過程で得るはずの生活習慣等が身に着いていないことが多い。

それは食生活についてもいえることである。食べたいものがあると具合が悪くなるまで食べてしまったり、食べたい物を聞いても「ない」と答える子、麺類やパンを食べづらいう子、食事よりも甘い菓子類を食べたがる子、おかず調味料をたくさんかけたがる子、骨が取りづらい・噛みづらいという理由で魚介類を嫌がる子、など、入所してきた子ども達の食習慣には特徴がある。入所前の食生活が偏っており、子ども達には家庭の中で得るはずの正しい食習慣が身に着いていないように感じる。

恵まれた自然環境と家庭的な雰囲気の中にある子ども自立センターみらいで食生活を送ることで、このような子ども達に食べることの意味や大切さ、みんなと一緒に食事することの楽しさなどを伝えたい。そして、入所前の食生活を見直すきっかけにしてほしい、と思いつつながら日々食育に取り組んでいる。

二 食育の取組み

(一) 食事の工夫について

子ども自立センターみらいでは寮舎（男子寮・女子寮）の厨房で調理を行い、子ども達に食事を提供している。適時適温に力を入れており、揚げものは揚げたてで、焼き魚は焼きたてを皿に盛り、提供するように心がけている。子ども達に食事を渡す際は、調理師から声がけてコミュニケーションをとるようにしている。「お腹すいた」「今日の御飯は何？」と言いながら食事を取りに来た子ども達の中には、厨房をのぞき込み、調理作業を行う調理師の手元をジーッと見つめている子どもや、「作り方を教えてほしい」という子どももあり、食事を作ることへの興味へ繋がっている。

食事をする際は、家庭的で和やかな雰囲気になるよう心がけている。御飯やみそ汁は、一緒に食事する職員が器によそい、食卓についた子ども達に手渡ししている。食事をしながら料理や食材の切り方について話題にすると、家で母が作ってくれたものや、入所前に食べたものなどに思いをはせたり、おいしい食事を作ってくれた調理師への感謝の言葉も聞かれる。

また、「お膳にのっている物は全部食べる」が決まりとなっており、好き嫌いがある子どもも頑張って残さず食べている。下膳する際は、子ども達から毎回「おいしかったです！」「全部食べたよ！」と元気な声が聞かれる。嫌いなものが入っている食事でも「全部食べた」ということが、子ども達の自信につながっている。

(二) 献立の工夫について

普段は旬の食材を使用した家庭的な献立にしている。暦上や施設の行事の時は特別献立にしており、献立表に「今日は何の日なのか」を記入するようにしている。毎日の食事にメリハリをつけることで、子ども

も達が旬や四季を感じとりやすくなり、食に関する意識向上につながると考えている。

また、センター敷地内には畑があり、子ども達も作業指導を通して生産物の収穫を行っている。野菜の成長をよく観察していて、収穫時期を迎えた野菜があれば教えてくれる子どももいる。こうして野菜や果物の成長を見守り、大きくなったら収穫し、料理して食べる、という過程を経験することで、食の大切さを感じとってほしいと思っている。今夏は野菜が豊作であり、七～九月は夏野菜づくしの献立となった。「ピーマン」や「トマト」が嫌いな子どもも頑張って食べていた。

(三) 誕生会の特別メニューについて

毎月行われる誕生会では、その月生まれの子ども達に事前に食べたいメニューを書いた紙を提出してもらい、なるべく希望に沿ったメニューを提供するようにしている。

殆どの子ども達が、入所前に食べたことがあるものや、入所後に食べた給食でおいしかったものを希望してくるが、ご飯もの・芋料理・デザートを希望する子どもが多い。「バケツプリン」「タン塩」などの希望もあり驚かされることもある。

また、「食べたいものが浮かばない」「献立名が分からない」とメニューを決められない子どもや、普段の献立をそのまま希望してきた子どももいた。このような子ども達も退所後にきちんと食事を選択できるよう、今後も色々な食材や味付けの料理を提供し経験させていきたい。

そして、入所中に栄養バランスを考慮した給食を食べることで「バランスが良い食事」を感覚で覚え、退所後も「主食・主菜・副菜」をそろえて食べることを実践してほしいと思っている。

(四) 手作りオヤツについて

月に何度か、調理師が手作りした「ドーナツ」「パウンドケーキ」「プリン」などのオヤツを提供してい

る。子ども達にとっても好評で、手作りおやつを期待していたのに市販のおやつが出た時は溜息をつく子どももいるくらいである。

また、各寮では月一回程度「お菓子作り」を実施している。実際に料理をした経験がない子も、楽しんで作っており、特に「ホットケーキ」や「クッキー」が好評である。寮の花壇でできるブルーベリーで作った「ジャム」や、畑でとれたカボチャを使った「タルト」が特に好評であった。帰省の際、それらのレシピを持ち帰り、「家で作って家族に食べてもらった」とうれしそうに話した子どももいた。

子ども達には、手作りお菓子の素朴さと温かさ、自分で作ることの難しさと楽しさを感じとることで、食事の大切さを理解してほしいと思っている。

(五) 食事アンケートの実施について

年一回、記述式の食事アンケートを実施し、結果は今後の献立作成や調理業務にいかすようにしている。結果としては「肉類が好き、魚と野菜が嫌い」と記入してくる子どもが多くみられる。魚や野菜については、様々な調理方法や味付けをして提供し、子ども達には好き嫌いを克服してもらいたいと思っている。

(六) 食育指導の実施

併設している「分教室」で年二回、子ども達に対し健康教室として栄養指導を行っている。今年度は5月に「体にあつた量を食べよう」というテーマで講話を行った。年代毎の一日(一食)に必要なエネルギー量と、実際に給食として提供している食事のエネルギー量を比較してもらったことで、量を多く食べたがる子どもは「これ以上たべると食べ過ぎだ」と理解したようだった。また、病院等で使用しているフードモデルを使用して「バランスのよい食事」について説明した。子ども達はフードモデルに強く興味を示していたため、次回の健康教室でもフードモデル等の媒体を使用して話をしたいと思っている。

(七) 自立支援の為の自炊訓練について

今年度は、退所後に自炊する必要性がある子ども一名に対し、よく使う食材で実際に調理する自炊訓練を行った。料理を作った経験がほとんど無かったことから、生姜焼きの豚肉が焦げるなどしたが、「自分で作って食べた」ということが退所後の食生活を送る上での自信につながったに違いない。

三 おわりに

食育基本法においては、「食育」は「生きる上での基本であつて、知育、徳育及び体育の基礎となるもの」と位置づけており、「様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する人間を育てる」食育が求められるとしている。

今回、この実践報告を執筆したことで、私達がいま取り組んでいる食育は、子ども達がこれから生きて行くうえで基本となるものだということを再認識することができた。今後子ども達が喜び驚き、安心して食べられる食事を提供するとともに、子ども達個々の状態に応じた食育を考え実践していきたいと思う。

(資料1)

～ お誕生会メニュー (9月) ～



- たらこスパゲッティ
- タコ三種盛り
たこからあげ、たこ焼き
タコと胡瓜の和え物
- フライドポテト
- 春雨サラダ
- 卵とトマトのスープ
- フルーツ盛り合わせ
※この他にケーキと
ジュースがつけました。

※7月のメニューは、
オム焼きそば・サイコロステーキ・ポテトサラダ・フルーツポンチ
卵スープでした。

～ 手作りオヤツ ～

★調理師が作った手作りオヤツの一部を紹介します。

- ・白桃ケーキ
- ・マドレーヌ
- ・ポテトドーナツ
- ・ミルクレープ
- ・アメリカンドック
- ・焼きリング
- ・ミルクゼリー
- ・フルーツミックス寒天
- など

～ お菓子作り(寮)～



【クッキー】



【カップケーキ】



【クレープ】

※子ども達はみんな楽しんで作っています。

(資料2) 予定献立表 (9月16日～22日)

注意：イラストは実物と異なります。

	16(日)	17(月)	18(火)	19(水)	20(木)	21(金)	22(土)
朝食	<p>主食 ご飯 </p> <p>主菜 主菜 釜の塩焼き </p> <p>副菜 副菜 ビーコンとじゃこの炒り煮 </p> <p>汁物 汁物 じゃが芋のみそ汁 </p> <p>牛乳(児童のみ) </p>	<p>主食 ご飯 </p> <p>主菜 主菜 ナスのそぼろ炒め </p> <p>副菜 副菜 イカハンバーグ </p> <p>汁物 汁物 チンゲン菜のみそ汁 </p> <p>牛乳(児童のみ) </p>	<p>主食 ご飯 </p> <p>主菜 主菜 ほうれん草と焼き豆腐の炒め煮 </p> <p>副菜 副菜 トマトサラダ </p> <p>汁物 汁物 卵と葱のみそ汁 </p> <p>牛乳(児童のみ) </p>	<p>主食 ご飯 </p> <p>主菜 主菜 かんもの詰め煮 </p> <p>副菜 副菜 小松菜のなめたけ和え </p> <p>汁物 汁物 はんぺんのみそ汁 </p> <p>牛乳(児童のみ) </p>	<p>主食 ご飯 </p> <p>主菜 主菜 キヤベツとベーコンの炒め物 </p> <p>副菜 副菜 卵みそ </p> <p>汁物 汁物 豆腐のみそ汁 </p> <p>牛乳(児童のみ) </p>	<p>主食 ご飯 </p> <p>主菜 主菜 ミカベツ、ケトル入りスチーフルイェグ </p> <p>副菜 副菜 ゆでアロココリーふりかけ </p> <p>汁物 汁物 小松菜のみそ汁 </p> <p>牛乳(児童のみ) </p>	<p>主食 ご飯 </p> <p>主菜 主菜 インゲンの炒め物 </p> <p>副菜 副菜 丸納豆 </p> <p>汁物 汁物 かぼちゃのみそ汁 </p> <p>牛乳(児童のみ) </p>
昼食	<p>主食 主食 天ざる </p> <p>副菜 副菜 冷しゃぶサラダ </p> <p>果物 果物 フルーツヨーグルト </p>	<p>主食 主食 手作りチヂミ </p> <p>主菜(スーフ) 主菜(スーフ) ミネストローネ </p> <p>副菜 副菜 アロココリー </p> <p>果物 果物 ドレッシング和えバナナ </p>	<p>主食 主食 惣の香草フライ </p> <p>主菜 主菜 きゅうりとわかめの酢の物 </p> <p>果物 果物 グレープフルーツ牛乳 </p>	<p>主食 主菜 焼きそば </p> <p>副菜 副菜 餃子 </p> <p>汁物 汁物 白菜の中華スープ </p>	<p>主食 主食 鶏肉と野菜の揚げ煮 </p> <p>主菜 主菜 ヲカロニサラダ </p> <p>副菜 副菜 果物 オレンジ牛乳 </p>	<p>主食 主食 ご飯 </p> <p>主菜 主菜 豚肉と野菜の炒め物 </p> <p>副菜 副菜 白菜甘酢漬け </p> <p>牛乳 牛乳 </p>	<p>~秋分の日~</p> <p>主食 主食 さつま芋ご飯 </p> <p>主菜 主菜 さんまの蒲焼き </p> <p>副菜 副菜 ホタテとキノコのバター炒め </p> <p>デザート デザート ぶどうゼリー </p>
夕食	<p>主食 主食 ご飯 </p> <p>主菜 主菜 すきやき風煮 </p> <p>副菜 副菜 キヤベツのみそ和え </p> <p>汁物 汁物 板麩のみそ汁 </p>	<p>主食 主食 ご飯 </p> <p>主菜 主菜 ぼっかけのみそ焼き </p> <p>副菜 副菜 切干大根の五目サラダ </p> <p>汁物 汁物 なめこのみそ汁 </p>	<p>主食 主食 ご飯 </p> <p>主菜 主菜 豚肉とじゃが芋のきんぴら </p> <p>副菜 副菜 蒸し鶏と野菜のサラダ </p> <p>汁物 汁物 大根のみそ汁 </p>	<p>主食 主食 ご飯 </p> <p>主菜 主菜 煮込みハンバーグ </p> <p>副菜 副菜 ツナと大根のマヨ和え </p> <p>汁物 汁物 コーンスープ </p>	<p>主食 主食 ご飯 </p> <p>主菜 主菜 いかの甘辛炒め </p> <p>副菜 副菜 野菜サラダ </p> <p>汁物 汁物 さつま芋のみそ汁 </p>	<p>主食 主菜 ビーフカレー </p> <p>副菜 副菜 チーズ入りコールスロー </p> <p>デザート デザート マンゴープリン </p>	<p>主食 主食 ご飯 </p> <p>主菜 主菜 鶏肉のトマト煮 </p> <p>副菜 副菜 キヤベツとタコのトッピング和え </p> <p>汁物 汁物 じゃが芋スープ </p>

(資料3) 食事に関するアンケート



氏名 _____

次の質問について、当てはまる番号を○で囲んでください。

また、() 内には感想・意見などを記入してください。

1 食事の味付けはどうですか。

- ① 濃い ② ちょうどよい ③ 薄い

味付けについて書きたいことがあれば記入してください。

()

2 食事の量はどうか。

- ① 多い ② ちょうどよい ③ 少ない

食事の量について書きたいことがあれば記入してください。

()

3 미래の食事で好きなメニューや食材はありますか。

- ① ある ② ない

↓ そのメニューや食材は何ですか。

()

4 未来の食事で嫌いなメニューや食材はありますか。

- ① ある ② ない

↓ そのメニューや食材は何ですか。また、どういうところが嫌いですか。

記入例) ハンバーグ：ひき肉が嫌いだから。

()

5 今後 食べたいメニューはありますか。

また、給食に関して希望や意見があれば何でも書いてください。

()

困ったときは、いつでも戻ってきていいんだよ

「自立援助ホーム「ふじえホーム」(横浜市)を訪ねて」

横浜市向陽学園 児童自立支援専門員 司 万 仲 哲 郎

「自立援助ホーム」とは、児童福祉の最後の砦とも言われており、今現在(二〇一〇年度)では全国に七十三か所設置され、およそ六年間で四十六か所の施設が開設されました。そのニーズは年々高まるばかりです。しかしながら、まだまだ自立援助ホームへの理解や認知度は不十分といえます。児童虐待やアスペルガー症候群などの発達障害が、世間では注目を浴びるなか、その中心になる子どもたちに安心・安全な居場所づくりを提供し、支援し続ける藤江夫妻に話を聞きに行ってきました。

「ふじえホーム」(以下、ホーム)は、二〇〇四年度から定員男女六人の夫婦制で開設し、現在(二〇一二年八月三十日)までに五十六人の入居児童を受け入れてきました。児童の平均入居期間は、六か月から一年となっており、月々に自ら働いて得たお給料から三万円を生活費として納めるのが、ホームの約束事です。また、ホームから自立後のためにも月三万円以上を貯金するのも約束です。

① 就労支援と子どもたちとのつながり

「就労自立をすることが子どもたちの目標」と藤江夫妻。「中学を卒業したばかりの子どもたちが仕事を始めて失敗することは当然。失敗から学び、自らの得意・不得意を気づかせ、子どもたちに選択肢を与えていきたい」と語る姿勢には、児童自立支援施設と似するところであり、大変感銘を受けました。

また、子どもたちが仕事から疲れて帰ってきた際には「おかえりなさい」と必ず迎え入れるようにしている。家庭で交わされるごく普通の会話ひとつとっても、子どもたちにとっては新鮮であり、「ここで私は大事にされているんだ」という認識を持つ。その繰り返し返しが子どもたちにとってこのホームが安心でき、「心の安全基地」になるよう支援する。そして在り続けていたいんですと強く語っていたのが印象的です。

② 退所後のアフターケア

その「ふじえホーム」ですが、二〇一二年三月をもち、九年間の自立援助ホームとしての機能を終えることになっていきます。これからは、藤江夫妻が里親登録を行い、今現在いる子どもを里親になることを決めました。また同時進行で、ボランティアでこれまでホームから退所した児童のアフターケアに徹します。退所児童が出産ラッシュや結婚をするといった年齢にも近づいたということもあり、このホームから社会に飛び出した子どもたちの悩みごとや一線で活躍する児童を末永く見守り続けるのです。

児童自立支援施設そして自立援助ホーム。どちらの二つにも共通している「自立」という言葉。自らの力のみで立ち続けるという解釈をしていた筆者でしたが、このような児童福祉施設で働くようになって二年目、自らの力のみだけではなく、大切に想ってくれる人の支えがあってこそその「自立」であるということを再認識した職場訪問でした。



外部の声

①履歴書に書けない 児童の個性を伝える

ヒューマンリソシア株式会社

北海道就業支援事業

函館地区担当

古川

勝

初めに北海道就業支援事業とは、北海道保健福祉部子ども未来推進局より業務委託にてヒューマンリソシア株式会社が札幌、旭川、北見、函館、帯広、釧路のエリアを中心に道内在中の児童養護施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム等を退所予定及び退所した児童の求職活動のサポートをしている事業です。

社会問題にもなっている就職氷河期の現代、新卒者を取り巻く求職活動は年々厳しさを増しています。昨年高校新卒内定率は、八十六・四%また中卒内定率は、十九・三%です。

施設を退所した児童が就職や社会的に自立をしていく為に様々な困難を乗り越えなければならぬ問題も存在します。例えば、入社時やアパート入居時の保証人、金銭感覚の欠如による生活苦、気軽に相談できる人がいない事などです。

現在、長期就労や生活基盤を作る為のヒントを一緒に考えていけるような支援をしております。支援す

る上でのポイントを三点紹介させていただきます。

児童との連携

子ども達が何を必要としてどんな経験をして来たのかを、対話を通じて人生の棚卸をしながら未来設計の枠組みを創造して行く。これらが履歴書の記載事項の材料になり、企業側に対して私どもが子どもの個性をアピールする際のポイントになります。

また、職種に対してやりたい仕事と取り組める仕事を見極めて、適職に近い形の職種に導けるようにしていきます。

後に履歴書の書き方、模擬面接、職場内の人間関係の築き方・リビングケアー（自立模擬練習）の一部で「給料の使い道」と題して自立時の生活費の使い方やネット社会との上手な付き合い方等を伝えていきます。

企業との連携

私どもが企業担当者にお問い合わせ頂くことが「学歴の問題」、「運転免許の問題」、「親権者保証の問題」、「社宅・寮・賃貸保証人の問題」、「社内での人間関係の問題」、「私生活でも良き相談相手」、「個性を伸ばして欲しい」などで企業担当者が困惑してしまうケースもあります。通年、企業が採用している人材とは異なった内容を話しているかもしれません。最終的にその子の個性を理解し企業が求めている人材に育成して欲しいと依頼しています。しかし一〇〇%その場で企業が理解を示し採用したとしても、その後、時間が経つてくると業務になれてきて「まったく問題ないでしょう」という印象にかわり、次第に当初のお願いした内容が薄れてしまうことが有ります。私どもは、月に一回程度、企業に訪問して担当者との面談等を通じて安心して子ども達が成長しながら働ける環境作りを企業と連携しながら進めています。

関係機関との連携

基本的にハローワークとの連携が多く、求人情報、セミナー情報等の協力を頂いております。

支援開始後に療育手帳等の交付を受けた児童との支援連携を社会福祉協議会、保健所、市福祉課等とのあらゆる場面でも対応して行く為の情報収集も我々の大きな仕事となっております。

もちろん、児童相談所、各児童養護施設、里親等との関係は欠かせないものです。

我々は「児童との連携」、「企業との連携」、「関係機関との連携」の情報を活用しながら児童一人一人が社会に巣立ち生活をする上で安心安全に暮らせる環境作りのサポートをしています。

これまでに我々が活動を通じて子ども達が、何で困り、何で悩んでいたのかを幾つか紹介させて頂きます。

求職活動編

- ①どんな仕事をしたいのか解らない。
- ②仕事の中身より自由な髪型や服装が出来る仕事が良い。
- ③何でもいいから給料が多い所。

生活編

- ①ひとり暮らしで寂しいから遊びに行く回数が多くなる。
- ②寂しいから誰かと電話し、暇なのでネットで遊び気が付いたら携帯料金が高額になった。
- ③コンビニのATMでお金を下ろすことが多く気が付いたら手数料が高額になった。
- ④パチンコ・パチスロにはまり込み借金地獄。
- ⑤同じ施設の卒園生がお金を借りに良く来るので一言「俺はお前らのキャッシングカードじゃない」

就 職 決 定 者 数

	21年度	22年度	23年度
決 定 人 数	1名	13名	60名

児 童 対 して 紹 介 企 業 数

	21年度	22年度	23年度
札幌エリア		5社	12社
旭川エリア		12社	23社
函館エリア	1社	17社	37社
帯広エリア		1社	1社
釧路エリア		3社	25社
北見エリア		1社	10社

開 拓 企 業 数

	21年度	22年度	23年度
札幌エリア		74社	27社
旭川エリア		12社	23社
函館エリア	1社	75社	37社
帯広エリア		47社	4社
釧路エリア		75社	26社
北見エリア		88社	24社

⑥ 灯油が無くなり部屋が寒いので灯油を買いに連れて行って。
 ⑦ 体調が悪いが病院にも行けず、如何すればいいの。
 この様に自立を見守る間にいろんなケースが有ります。我々にSOSを発信して来ることが多くなり、その結果、就業支援だけで無く、子ども達の心の拠り所になるケースができています。
 昔ながらのお節介なおじちゃんのような存在で関わりあい、早くて約一年、遅くて約二年位で生活基盤を作り巣立つ子ども達が多いと感じます。

この就業支援事業は平成二十一年度にスタートし平成二十三年度で終わる予定でしたが、平成二十四年度まで延長になり、現段階までの実績を紹介させていただきます。

就業支援活動を通じて年々就職決定児童数が増えている様に感じますが、前年度に決定した児童の再就職支援もこの数字に反映されています。やはり再就職に関しては何らかのトラブル等を抱えて離職し再チャレンジを重ねる事により恐怖心や苦意思識が多くなり、前に進む気持ちになるのも時間が掛かります。ゆえに初期段階にて子ども達の悩み、SOSに気づき、問題が小さい内に解決や緩和のお手伝いをする事が長期就労に繋がると感じています。

様々な活動を通じて私どもも経験を積み、また、子ども達から学ぶ事も多くありました。この就業支援事業の継続は未定ですが、十分な社会性を習得できずに、自立を目指す子どもたちにとって、寄り添う人の存在は、安心感とやる気の継続に少しでも寄与できていると思います。たとえ就職に失敗してもリトライできる環境は重要だと思えます。成熟しつつ有る事業なので、皆様のお力添えをいただき北海道のみならず全国において社会的養護を必要としている児童の見守り、導きをしていきたいと思えます。

② 富山学園での実習を終えて

富山県立保育専門学院二年 藤城美緒

富山学園へは、入学前から存在を知り、ずっと実習を希望していました。自分で学園について調べたり、授業で教えてもらった知識を身に付け、頭の中では児童自立支援がどんなものであるか分かったつもりでした。家庭に複雑な事情や問題を抱える子どもたちへの支援、援助は私が普段学んでいる保育とは全く別のものであるという意識で実習に臨んでいました。しかし、子どもたちと共に生活していく中で、先

生方の厳しくも暖かい指導を見させて頂いたり、講義をして頂いたりしていく中で、私は間違った考えを持って子どもたちに接しているのではないかと気付かされました。何より、子どもたちが純粹に「高校に行きたい」「就職したい」「保育士になりたい」という夢をかなえるために、自分が自立できるように日々の課を一生懸命に頑張る姿に考えが変わりました。親との愛着をうまく形成できなかったのは子どもたちのせいではなく、確かにかわいそうではあります。私がするのは同情ではなく、私に何ができるのかを日々考えて行動することだと思ふようになりました。飛ばしてしまつた発達段階をもう一度育て直すこと、保育こそが全ての基本であると学び、それこそが私のできることであると感じました。寮に戻つた子どもたちを母親のように迎え入れ「おかえり。」と云うこと、「今日、どうだった?」「疲れたでしょう?」と子ども達に温かい言葉を掛けること、元氣のない子ども達の表情に気付いたら話を聞いて共感すること、甘えてくる子どもを抱きしめてあげること、全てが保育なんだと体験し、感じる事が出来ました。何よりも、子どもたちと毎日共に過ごすことが本当に楽しく、人や子どもと関わることの素晴らしさを知りました。

勉強を教えるとすぐのみ込み、出来なかつた問題が解けるようになったR君は、「先生ありがとう。」と毎日のように言ってくれます。R君は勉強して高校へ行つて将来就きたい仕事があるので漢字検定も頑張るのだそうです。次第に打ち解けると、地元の話や父親の話もしてくれました。周りからの信頼も厚い彼の将来が私はとても楽しみです。立山級のH君はいつも収穫した野菜を、実習生のお姉さんへと言つてプレゼントをしてくれました。物静かな彼は意外にもうちに秘める情熱や人への思いやりがある子で、野菜をあげた人の笑顔が自分にとつての喜びだと感じていたようです。突つ張つて見ように見えるEちゃんも、年上のお姉さんとして毎日の日課をこなし、装飾と一緒に作る際には、リーダーとなつて短冊を配つたり説明したりしていました。「自分は短気だから。」と話すEちゃんではありますが、苦手と思う子にも最近では積極的に話しかけ、コミュニケーションをとつて見ようです。子どもと関わるということは、

決してマニュアル通りではなく、人と人との感情で関わるもので難しいことではあるが、内面をぶつけて関わっていくことこそが子育てをするということであると学びました。

今回現場で先生方の子どもたちとの関わりや援助を見させて頂き、また、富山学園にて素敵な職員の方々、子どもたちと出会えたことにとっても感謝しています。自立支援への熱い思いを持っておられる職員の方々や、かつて私が出会った、少年たちの自立を支援しておられるボランティアの方のように、世間では「問題児」と呼ばれている子どもたちを絶対に見捨てないという意志を受け継ぐ大人になりたいと思います。非行少年と呼ばれる子どもたちも、いずれは社会に出て仕事に就き温かい家庭を築けるようにならなくてはなりません。その自立を支援し、次の世代の子どもを育てていく力が育まれるように内面から支えていくことができるのだと思います。綺麗事だけでは通用しない難しい事ではありますが、私は子どもと関わる仕事に就くと決めたので、どんな現場であっても、この富山学園での実習で学んだことを活かしていきたいと思えます。

③ 寮長先生の教え

「何事にも一生懸命頑張る」ということ」

和歌山県立仙溪学園 卒園生（昭和六十三年卒園 三十九才 女性）

私は今でも思い出します。仙溪学園で過ごした日々のことを。仙溪学園に入園した時は、「なぜ私がこんな所に入れられたの?」「なぜ規則に縛られて生活しないとダメなの?」と、そんなことばかりしか考えられませんでした。中学生生活の三年間を仙溪学園で生活して卒園する時は嬉しくて、やっと自由になれると思

いました。

就職を選んだ私は、卒園後すぐに仕事に行きました。でも、卒園して友達と遊びたいばかりで、仕事が終わって友達と夜遊びするようになり、仕事中はあくびばかりしていました。私は人と接するのが、あまり上手ではなかったのです。寮長先生と話し合って犬の訓練士を目標にして訓練所に就職したのに、一年半くらい経ったある日、友達の単車を借りて事故ってしまった修理代を弁償しないといけなくなりました。月に五万円の給料では弁償できず、訓練所を辞めて給料の良い仕事に変わるしかありませんでした。私は今でも訓練所を辞めたことに後悔しています。私のために一生懸命頭を下げて就職できるよう頼んでくれた先生のことを、今でも忘れることが出来なからです。

仙溪学園でいる時は寮長先生や寮母先生に怒られてばかりで、「うるさいなあ」といつも思っていました。学園を卒業していろんな事に気づくまで、私は自分勝手にわがままだったと思います。気づいたきっかけは、二十二歳の時で土木作業をしたいと思って、建設会社に就職したことでした。男の人のの中に混ざって一緒に仕事していく厳しさの中で、私は少しずついろんな事を感じ学びました。仙溪学園での生活は、会社で生きていくためのルールや基本でした。集団生活の中で、人との輪はとても大切なんだと思います。「人は一人では生きていけない」ということにも気がつき、仕事はみんなと協力し、助け合っていくことが大切なんだと思います。

寮長先生がいつも言っていた言葉「何事にも一生懸命頑張る」という言葉が、私は大好きです。始めの頃は一生懸命頑張ることができなかつたけど、自分がやりたいと思う仕事を見つけ、一生懸命頑張ることができるようになった今、とても感謝しています。仙溪学園での生活も、今は良い思い出だと思います。あの時は辛く感じる日もあつたけど、あの日があつたから今があると私は思います。いつも真剣に向き合ってくれた寮長先生に、感謝しています。

今現在、教護院（児童自立支援施設）で生活している皆に、私は伝えたいです。夢を持って一生懸命頑

張れば、生きていく希望になるということ。一日一日ただ過ぎていく毎日じゃなく、一日一日学ぶ日々であるようにと。児童自立支援施設を卒園した後、進学する人も就職する人もあるけど、いつか振り返った時に、児童自立支援施設で学んだ事を思い出して前向きに頑張ってほしいと思います。

私は中卒で学歴はないけど、仕事で必要な資格をとって頑張っています。体力的にとでもしんどい仕事ですが、今は建設の仕事を選んで、本当に良かったと思っています。この仕事に就くまでは自分に自信がなく人に流され、誘われては悪いことでもつるんでばかりでした。今の仕事に出会ってから、「こんな私でも物を造り残すことができるんだ」と生き甲斐を感じ、少しずつ自信が持てるようになりました。夏の猛暑日の建設の作業は倒れそうになるし、冬の凍てつくような寒い日は帰りたくなる時もあります。でも「自分に負けたらあかん」と思い一日一日を重ね、そして一年また一年と季節を肌で感じながら一生懸命頑張ることで、人から信用されるようになりました。「頑張ってきて良かった」と実感できる瞬間です。自分の生き甲斐を見つけ、自分の生き方や感じ方を変えることが出来、本当に良かったです。仙溪学園で寮長先生に出会い、学ぶことができなかったら、今でも何事もすぐに諦めてしまっていたと思います。生きていくといろんな壁におつかる時があります。そんな時こそ、学園での生活や寮長先生のことを思い出して、歯を食いしばって頑張ろうと思うようにしています。そして何事にも諦めずに前向きに生きていくと思います。どうしようもなかった私がこんなに変わることができたのも、人との輪の大切さを学び、「何事にも一生懸命頑張る」ことで、人と支え合うことができるようになったからです。これからも私は、一日一日を大切に一生懸命生きていこうと思います。

④大内中学校氷上分校での取組

山口市立大内中学校氷上分校 教頭 関 明

平成二十四年度の人事異動で、大内中学校氷上分校に着任しました。本校は今まで勤務した学校とは違い環境や様子そして、指導の仕方が異なりますので気持ち新たに、毎日が勉強だと思つて過ごしています。また、この環境や雰囲気慣れ生徒一人ひとりがしっかり自立できるように支援していければと思います。

では、本紙面をお借りしまして、平成二十四年度の大内中学校氷上分校の取組について、簡単に紹介します。

本校は、平成十三年四月一日に山口県立育成学校の敷地内に山口市立大内中学校氷上分校として開校され、本年度で十二年目に入ります。現在の生徒数（平成二十四年八月十七日現在）は、一年生が男子生徒のみの一名、二年生も男子生徒のみの二名、三年生は男子七名、女子二名の九名で、全校生徒十二名が在籍しております。また、教職員は、本務者六名（教頭一、教諭五）と非常勤四名の計十名で生徒の教育にあたっています。

分校の学校教育目標は、育成学校の教育目標・経営方針と関連をもたせながら、「心身ともに健康でたくましく心豊かに生き、自立する人間の育成」としています。この学校教育目標を基軸にしながら、生徒一人ひとりに夢や希望を持たせそして、それが実現できる基盤を身につけさせるために、重点項目として、「基礎学力の定着」「豊かな心の育成」「地域と連携した教育の実践」の三つを掲げて取り組んでいます。また、本校は四月九日から十月九日までを前期、十月十日から三月二十六日までを後期とした二学期制を導入し授業数確保や体験活動の充実を目的にした弾力的な教育課程を編成しています。

一つ目の「基礎学力の定着」におきましては、全ての学年においてT.T（施設の職員と連携して）の授業を行い一人ひとりの学力の定着を図っています。中でも、三年生は四月当初から二つのクラスに分け、きめ細やかな指導にあたっています。また、学力の差が激しい英語・数学科においては習熟度別クラスで授業を進める計画をしています。現在、各自の能力に応じた学力の定着に向け、落ち着いた雰囲気の中で一生懸命取り組み着実に学力を身につけています。新入生に対しては、必ず学力を確認してから授業を進めていますので、学習に対して意欲を持ち始め、高校への進学を希望する生徒が多くなっています。

また、生徒一人ひとりに将来についての夢を持たせるために、昨年度から計画的なキャリア教育に取り組んでいます。具体的には、本年度も夏休みに「職場体験」「高等学校体験入学」を実施しました。この体験活動を通して「夢の実現」に向けて努力していく「きっかけ」創りになればと思っています。

二つ目の「豊かな心の育成」におきましては、毎週水曜日の朝学では「読み聞かせ」の時間として地域でボランティア活動をしておられる「おはなしクレヨン」のメンバーの方に来ていただきまして、絵本の読み聞かせや紙芝居をしていただいています。また、二週間に一回来ます市の巡回図書である「ぶつくん」を活用して、豊かな感性の育成を図っています。また、よりよい人間関係を築かせるためにS.S.T（ソーシャル・スキルズ・トレーニング）を道徳の時間に取り入れ、「思いやり」や「コミュニケーション能力」そして「よりよい人間関係」の定着を図っています。

三つ目の「地域と連携した教育の実践」におきましては、各関係機関と連携しながらまた、地域の教育力を活用しながら進めています。例年行っています、和太鼓の披露、合同運動会、日本伝統文化教室（礼作法等）等を通して、生徒一人ひとりの成長の一助、そして自信に繋げながら氷上分校の頑張りを発信し地域等の見方が変わってくれることを願っています。五月三日にありましたマラニック大会では和太鼓を力強く披露してくれ、素晴らしい評価を得ています。機会あるごとに氷上分校の元気を発信できればと思っています。

最後に、分校での一日の生活について簡単に紹介します。基本的には八時十分に各舎から登校し職員室前に集合します。その後、育成館に移動して朝学習（一週間同じ教科で、国語・社会・数学・理科・英語）を行います。そして、朝学習終了後に本館の教室へ移動し朝の会そして、午前中に四コマの授業を受けます。午前の授業が終わりましたら各舎にもどり昼食・休憩をとります。午後は、十三時十分に各舎から登校し清掃を行った後、午後の授業を行います。午後の授業が終わりましたら部活道を十六時五十分まで行い十七時には各舎に戻って分校での一日が終わります。

部活動におきましては、最初に男子は野球、女子はバレーボールに取り組み、特に男子生徒は四月からの練習成果を七月四日から六日まで岡山で開催されました中国野球大会（オープン参加でありましたが）で素晴らしい成果をあげてくれました。女子生徒も技術向上を目指し日々前向きに練習に取り組んでいます。

最後に、この学校に着任し生徒一人ひとりの活動を観て感じたことは如何に学習環境や生活環境が大切であるかを再認識しました。今後とも生徒一人ひとりがさらに自立しそして、それぞれの生徒の夢が実現していけるように関係機関と連携しながら進めていければと思っています。

⑤ ロートル判定員の昔語り

愛媛県中央児童相談所次長 久保慎一

教護院（児童自立支援施設）と関わりを持ち始めたのは、今から三十年近く前の三十歳の頃である。大卒卒業後、精神科、精神保健領域での勤務経験しかなかったが、突然に東予児童相談所に異動することになった。赴任の挨拶回りで、えひめ学園に行き、「稚拙な心理判定書をお送りすることとなりますが、よろしく願います。」といった型通りの言葉を述べた。それに対して、当時の学園のベテラン職員A先生から、「僕は、心理判定書は知能検査結果しか見ません。性格等は二、三日も付き合えばすぐにわかるし、変な先入観を持ちたくないからです。学力だけでは、潜在的な能力はわからないから、知能検査結果は役に立ちます。」という強烈な返しがあった。恒常性に疑問のある知能検査を評価しすぎであるし、人格検査も参考資料としては捨てたものではない。内心ではそう思ったが、A先生に専門家としての矜持を強く感じ、正直圧倒された。

それからしばらくして、東予児童相談所で、えひめ学園入所児童B君の一時保護を行うこととなった。三十年も前の話であり、もうそろそろ封印を解いても良いと思うが、事の発端はえひめ学園で無断外出児童が続出し、中には無断外出中に窃盗等の事件を起こす者がいたことである。周囲からの批判、非難に業を煮やした当時の県の上層部から、「無外児童は、えひめ学園に帰す前に児童相談所で一時保護し、反省させろ。担当福祉司等と一緒に入室するのであれば、施設した部屋を使用しても良い。」との厳命が下った。B君は一時保護当初から処遇への不満をぶちまけており、反省どころの話ではなかった。結局はトイレの隙に二階の窓から階下に飛び降り、脚を骨折しながら逃走した。それまでは統合失調症、自閉症等のケースで興奮や衝動的行動が治まらぬ事態を経験していたが、精神疾患のない非行児でも結構激しい行動を起

こすことを実感した。

この一時保護については、それが一方的命令であったために、児相内部でも抵抗や異論があったが、当のえひめ学園職員の心中はどうだったのだろうか？先ほどのA先生は、「教護院Ⅱ湯治場」論を主張しており、教護院という二十四時間の濃密な人間関係の場の中にどっぷりと浸り、様々な経験を重ねる中で、非行児が癒されることを強調していたと思う。それが、自分たちの指導、処遇に関係機関から不信感を持たれ、児相に入所児童を委ねることを命じられることは、今までの実践を全否定されるような屈辱感があったのではないか？A先生を初めとして、個性豊かで魅力的、仕事に関しては（良い意味で）自分を譲らず、誇り高い職員が多かっただけに、よけいそう思えるのかもしれない。

あれから三十年が過ぎ、えひめ学園は児童自立支援施設と名称が変更し、分校の設置による教育権の保障、心理職の配置等、傍から見ても大きく様変わりした。児童の変化もあろうが、無外の頻度も激減したと聞いている。

児童のアセスメントにおいて、発達障害と虐待に起因する愛着障害、トラウマ反応（ストレス障害）を見逃すなど言われるが、最近の特徴として、それらの障害が複合した児童が数多く入所しているように思う。知情意がアンバランスで、自己統制が難しい発達障害等の児童の行き場として、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、小児病院精神科の△（トライアングル）が考えられるが、愛媛県では後者二機関がないため、えひめ学園がそれらの役割を担うことも期待されそうである。処遇が難しくオーダーメイドの指導、治療が必要な入所児童が増える中で、「訳のわからないフラッシュバックや突発的な行動」に振り回され、職員が疲弊してしまう心配もある。

課題はあろうが、長いタームでみれば、何度かの大きな波を職員の方達は果敢に乗り切っている。三十年前の先達のように「専門家の矜持」を高く抱き、業務に励まれることを確信している。

全児協転退職者交友会の報告

第三十五回 全児協転退職者交友会報告

全児協転退職者交友会 会長 長 嶺 耕 次

はじめに

第三十五回全児協転退職者交友会総会は、さいたま市「ラフレさいたま」で開催されました。

第一日目は、役員会に総会、懇親会が開かれ、平成二十三年度の報告や平成二十四年度の諸案の検討を行い、夕刻より一年ぶりの再会を祝し交流を深めました。第二日目は、大宮益裁美術館と鉄道博物館を見学して回りました。

開催に当たりましては、小山久男関東支部長をはじめ関東地区会員の方々、埼玉学園OB榎本先生、広瀬園長はじめ、学園のOB・現役方々のお世話になり感謝申し上げます。

また、全国児童自立支援施設協議会会長の梶原敦氏にもお忙しい中ご参加いただきご挨拶・ご祝辞を頂き厚くお礼申しあげます。

一 役員会

協議題

(一) 平成二十三年事業報告

(二) 平成二十三年決算報告

(三) 監査報告

(四) 平成二十四年度事業計画(案)について

(五) 平成二十四年度予算(案)について

(六) 平成二十五年度開催地について

(七) その他

① 総会特集号並びに会計出納簿・各種領収書の扱いについて

② 東北地区の援助について

③ その他

会長より、平成二十三年事業報告、決算報告があり承認される。

竹沢喜心前監事より、監査報告が行われ承認される。

平成二十四年度事業計画(案)、予算(案)の説明と提案がなされ、審議して承認される。

平成二十五年度総会開催地は、中部支部・三重県で開催する事を決定する。

(七) その他

① について、総会特集号については各年一冊保存。会計出納簿・各種領収書等については三年間保存、期間を過ぎたものについては処分可とする。

② について、会費の有無は問わず、総会特集号はしばらく送り続ける。

その他、慶弔費の扱いについて、支部も各個人から連絡がない限り情報がかめず、会員に不公平が生じることと、平成二十四年度より慶弔費についてはカットする。平成二十四年度予算(案)は補正で修正する。

名簿の訂正と前会長 平井氏を顧問の所に載せる事、OB会組織のない所への働きかけを行う事を審議、確認する。

大阪市立阿武山学園生が、三名野球推薦で高校へ入学すること。

二 総会

役員会に引き続き総会が開催されました。

小山久男関東支部長の歓迎の挨拶に始まり、会長挨拶、物故者並びに今なお厳しい東北地方の方々はまだ確認できていない方々への黙祷を捧げました。

梶原敦全児協会長からもご挨拶をいただき、全国の児童自立支援施設の現状(学校教育未実施が十一か所あること、夫婦制の施設が二十施設を切った事、虐待の子どもたちが半数を超える等など)をお聞きしました。

そして、協議題に入り、会長より役員会の報告があり、全議題とも承認されました。

その他で、鈴木豊男先生より「福祉 教育 現状と問題」というタイトルで現児童自立支援施設を憂える(児童福祉法の一部改正や学校教育と施設の教育内容・権限の問題、児童福祉司の育成等々)発題がありました。

最後に、西田達朗副会長(次期開催県)より「先輩を大事にする施設は栄える」を最後の言葉に閉会しました。

三 懇親会

長沼友兄副会長の開会の挨拶に始まり、叶原土筆中国支部長の乾杯の音頭で懇親会に入りました。一年ぶりの再会を祝い、また、埼玉学園のOBの方々も参加され賑やかに、楽しく歓談させていただきました。最後、平井光治監事（前会長）の閉会の挨拶で幕を閉じました。

四 第二日目 市内観光 「それぞれの町に歴史あり（小山関東支部長）」

大宮盆栽美術館は、関東大震災後、盆栽業者だけの村 大宮盆栽村が誕生し、この村に近接して、三つの方針―盆栽にかかわる研究、さいたま市の新しい観光拠点、盆栽産業の活性化―を掲げ、盆栽の文化を広く内外に発信する事を目的に二〇一〇年に開館したそうです。鉄道博物館は、東京の交通博物館の閉館に伴い、さいたま市に移転し二〇〇七年に開館しています。二施設とも比較的新しい施設ですが移転と言う共通点を持った長い歴史を感じる施設です。

(一) 大宮盆栽美術館

何十年、何百年という時代を経た松や紅葉、かりん等々の木々が、単木、寄せ植えとすばらしい枝ぶりや幹、根の張りを誇らしげに見せ堂々としています。代々引き継がれてきた数々の作品に圧倒されるばかりでした。近所にある盆栽園にも立ち寄り、これまた素晴らしいものを見せて頂き歴史ある盆栽村、盆栽を堪能させていただきました。

日本人の代々引き継がれてきた技術―大きな宇宙・自然を小さな宇宙・自然へいくらでもしてしま

う（建部昌明の天を抱く：か）——の高さ、そして、今も、今後も引き継がれていくだろうきめ細やかな木の特性を生かした技術と伝統、更に栄えて欲しいものです。

(一) 鉄道博物館

ボランティアガイドさんの案内により色々説明していただきました。蒸気機関車の車輪の大きさや重りの役割、蒸気で車輪へ砂を出す理由、車輪を導く車輪、皇室御用達列車の歴史、列車のこげ茶色の理由、連結器、新幹線の出来るまでの騒動、鉄道弘済会の事、日本の技術の高さの事等々全て初めて耳にする事ばかりで大変興味を持ち勉強になりました。鉄道オタクでない方はガイドさんの説明を受ける事をお勧めします。また、見学の時間を十二分に取って見学される事も付けくわえさせていただきます。

五 やまぐち

「それぞれの町に歴史あり」

総会は大宮の一つ手前、さいたま新都心駅近くで開かれました。埼玉は、新しい町づくりの中に古い歴史ある盆栽村、伝統ある盆栽を守り、さらに、新しいアイディアを加えながら盆栽文化を広める事がいまでも脈々と引きつがれています。鉄道博物館も東京から大宮へと場所に移ったものの国鉄時代の歴史を大切に守りJRへ引き継がれています。未来へ向かって絶えず技術革新を行い、今では世界一と言われるま
でなっています。

それぞれの町にあっても、色々な分野においても深く長い歴史あります。盆栽も鉄道も児童自立支援施設も明日への模索を忘れることなく後世に引き継いでいきたいものです。

文 献 賞

平成二十四年度 文献賞

優秀賞

「さわらび学園における退所に向けた支援及び

事後指導（アフターケア）の取り組みについて」

～現状と課題 繋げること～

宮城県さわらび学園 技術主査 加藤 亮 太

「わかたけ学園におけるリーディングケア・アフターケアの実践」

島根県わかたけ学園 主任家庭支援員 石 飛 勝

文献賞選考経緯

平成二十四年度文献賞は、「非行問題」第二一八号に掲載されている論文が対象になりました。

最初の論文は、施設としての支援プログラムの流れに沿って、また専任職員の配置により、成果を上げてきた経緯がよく伝えられています。さらに退所児童の動向を把握し、施設でのケアの成果や不備などについての考察は今後の施設の支援力の向上につながる知見を得ることに繋がるものであり、また、対照的

な二事例も有用な情報を提供している内容でした。

次の論文については、今回のテーマに沿ってよくまとめられた報告になっています。中でもリーディングケアの各取り組みは有用な情報提供になっています。また、アフターケアについては、専任職員の配置の意味に触れられるとともに、経年的調査から得られた課題に対する対応などについて考察されており、幅広く示唆を与えてくれる内容となっています。

このような点が評価され優秀賞授与にいたしました。

今後の発展ある研究や実践への取り組みに期待します。またその貴重な研究・実践活動の成果をご報告下さい。楽しみにしております。

国立武蔵野学院長 相澤 仁

選考委員

梶原 敦 (全児協会会長 北海道立大沼学園長)

豊岡 敬 (全児協副会長 東京都立萩山実務学校長)

田宮 雄介 (全児協副会長 大阪市立阿武山学園長)

井上 保 (全児協顧問 国立きぬ川学院長)

松本 武士 (非行問題) 第二一九号編集長 山形県立朝日学園長)

相澤 仁 (全児協顧問 国立武蔵野学院長)



Q E D

高田崇文 著
講談社

序段

「桃太郎のお供はなぜ、犬、猿、雉なのか。」

「七福神に女性の神様が一人だけいるのはなぜか。」

「正月になると、なぜ門松を立てるのか。」

「節分の掛け声、福はうち、鬼は外は実は間違っている?」

「百人一首はどうして、百人の歌人の歌を一首ずつ集めたのに百人百首と言わないのか」

「謎」 私たちの身の回りには、たくさん歴史の出来事が息づいている。その中には、どうやらたくさん「謎」が隠れているらしい。しかし、私たちは、その「謎」を謎と思わず、当たり前前にそれらを受け入れ

ている。

ところが、その一つ一つについて過去の文献をあたり、詳しく調べてみると、これまで知らなかった歴史の裏側が顔を出す。

一段

児童自立支援施設で働き、日々様々な子どもたちと接している中で感じたこと。それは、「彼らの多くは歴史が好きだ。」ということ。

学習自体は苦手だったり関心が薄かったり。でも、歴史には興味がある。

皆さんの周りでも、歴史好きな子どもが多くないだろうか。

そんな子どもたちが聞きたくなる話題が冒頭の『謎』。子どもはうんちく話が好きだから、このような『謎』には食い付きがいいはずだ。

これらの『謎』は全て、高田崇文（たかだたかふみ）氏の『QED』シリーズに出てくる。子どもだけでなく、歴史に興味、関心のある大人の方にもぜひ読んでいただきたい。私は自分がこのシリーズが大好きで、妻から友人や職場の仲間まで、「面白いからぜひ読んで」と薦めてきたが、読み終えた人はみなこぞって「すごく面白かった。」と言う。一冊読めば、きっと歴史の裏側を知ることにも虜となる。そんな本がこの『QED』シリーズだ。

二段

『QED』シリーズは、十七冊という多くの作品からなり、最近完結した。

この『QED』シリーズの特徴は、現代の事件の背景が、歴史的な事柄とリンクしていることだ。

例えば、シリーズ第一作目『QED 百人一首の呪(しゆ)』では、現代の場面で殺人事件が起きる。百人一首のかるたのコレクターだった被害者は、ある一枚の百人一首の札を握りしめて殺害されていた。その札を握りしめていた理由とは…。

また、同時に百人一首の考察も行われる。天才歌人と呼ばれた藤原定家が編纂した百人一首。それなのに歌としては出来が良くない歌が多く入っているという。歌の良し悪しを知り尽くした定家なのにどうして。そこには巧妙に定家がしかけた狙いがあった…。

そして、その両者が混ざりあい、現代の事件の謎を解決していく。

毎巻、このように歴史と絡めたストーリーが進行していく。この本の面白さは、冒頭の『謎』を、登場人物とともに私たちが少しずつ知っていくことだ。ストーリーがあるから楽しんで読み進められる。単に教科書や参考書のように、覚えなさい、というような脅迫感がなく、自然と歴史のことがらに親しむことができる。

三段

私は、この『QED』シリーズを読み進めていく中で、強く印象づけられた言葉がある。それは、
歴史は時代の勝者が作り、勝者が語る。

というものだ。

古くは『古事記』『日本書紀』から奈良、平安、鎌倉、室町と…その時代、その時代を伝える様々な歴史書がある。でも、それは作者、つまり勝者側から見た歴史を語っている。私たちが現代生活している中に息づくことがら(例えば伝統行事)は、多くがその勝者たちが作り出したものだという。私たちはそれを

何も知らずに受け入れている。

しかし、その背景には、弱者、敗者の語られない歴史もひそんでいる。その語られない弱者に目を向けたものが『QED』だ。語られ、当たり前のもので受け入れている歴史と、語られず人々に伝わらなかった歴史、その表と裏を知り、日本を正しく受け止めてほしい、そんな作者の思いを感じる。

物事を一面的に捉えず、全体をみて考える。多数派だけでなく、少数派の考えも踏まえる。子どもに関わる仕事に就くものとして、そんなことも考えさせられた本だ。

ぜひ、一読してもらえたらと思う。

(横浜市立新井中学校桜坂分校 新木篤史)

わたしの「星の王子さま」

サン・テグジュペリ 原作 ポプラ社

先日、テレビのバラエティ番組で、おもしろい実験をしていた。ある仕掛けをして、幼児に向かって、目の前のアイスクリームが突然しゃべりだしたら、その幼児はアイスクリームがしゃべることを信じるかどうかというものであった。当然のこと、その幼児は最初はとも驚いていたが、場面に慣れるにつれて、アイスクリームがしゃべっていることを疑わず、楽しくおしゃべりしていた。最後には、「アイスクリームさん、ママがアイスクリームを食べなさいと言ったから、あなたを食べてもいい？」とかわいらしく質問して、「アイスクリームさん、また会おうね。」と言いながら、アイスクリームを食べてしまった。

幼稚園で、クマのぬいぐるみが、数名の子どもたちとおしゃべりをする企画もあった。子どもたちは、「きょうのことは、絶対おとなには内緒だよ。」と約束をして、家に帰っていた。もしかしたらやらせ番組かもしれない。でも、そんなことはどうでもいい。とにかく、わたしの心はいやされた。

翌日、なぜか中学生の時に読んだ「星の王子さま」という童話を、ずいぶん久しぶりに思いだした。第二次世界大戦のさなか、多くの人が戦禍に苦しんでいたころ、当時アメリカにいたひとりのフランス人飛行士が書いた童話である。英語の家庭教師の勧めで、辞書を片手に英文を訳して、悪戦苦闘しながらこの童話を読んだ。どうでもいいが、その家庭教師は、大学を出たてのきれいな先生だった。いや、どうでもよくない。当時のわたしは、思春期真っただ中で、社会やおとなに対して疑問を持ち、反発していた。かなりまじめに、「おとなは変だ。」と考えていた。世間のおとなのように鋳型にはまっていない、星の王子さまの自由な心と宝石のようなことばのひとつひとつに共感した。あれから四十年以上たった今でも、心

がいやされたい時に、時々手にして読み直している。

ごくたまに、夜空を見上げることがある。月や星は、いつもそこに存在しているが、忙しいわたしたちは、ほとんどそのことに気が付かない。おそらく、この童話の作者であるサン・テグジュペリは、飛行士でもあったので、星の王子さまと一番近い距離にいたのであろう。

「おとなはみんな、はじめ、子どもだったんだ。それを忘れずにいるおとなは、いくらもないけれど。」という前書きで、この物語は始まる。砂漠に不時着したひとりの飛行士が、ほかの星からやってきたひとりの少年と出会う。飛行士は、この不思議な王子さまの謎を少しずつ知るようになる。王子さまの星のこと。王子さまの愛した一本のバラ。出会ったおとなたち。地球に来たころ、英知を授けてくれたキツネ。そして、やがて訪れる別れ。

飛行士が生まれて初めて描いた絵に、帽子のような絵がある。ボアという大蛇が、ゾウを飲み込んで消化している絵である。だが、おとなは誰も、ただの帽子としか見てくれなかった。飛行士は、将来絵描きになりたかったが、この時以来、絵描きになることをあきらめた。ただの箱の絵であっても、王子さまには、箱の中にいる一匹の子羊が見える。「大切な物は目に見えない。」だから、想像力を働かして、心で見なければならぬ。わたしの好きな絵に、シャガールの絵がある。まるでへたくそで、子どもが描いた絵のようである。子どもの絵は、遠近法なんて関係ない。陰もない。一番大切な人や物が、画用紙の中央に大きく描いてある。動物や植物も、みんな心を持ち生きている。無機物だって生きている。

さて、わたしたちの仕事は、子どもたちがより良いおとなになるために教育することである。適切な社会的スキルを身に付け、他者と良好なコミュニケーションができる、常識のあるおとなに育てることである。わたしは、なにも子どもを称賛したいわけではない。子どもは天使のようにかわいらしく振る舞うが、時に悪魔のようにおとなを苦しめる。ただ、繰り返し言うが、この童話は、わたしたちが子どもからおとなになるにつれて、どこかに忘れてしまった大切な忘れ物を届けてくれる。どこの書店でも、童話コーナー

の一角に必ず置いてあるので、いやしを求めている方に、是非読んで欲しい一冊である。

(鳥取県立喜多原学園)

松永芳久)

非選抜アイドル

仲谷明香 著 小学館一〇一新書

自分は将来こうありたいと願う理想の姿がある一方で、実際に過ごす日々の姿がある。ほかの誰でもない存在ゆえの独自性を目指しつつ、明確な組織化の有無に関わらず複数の組織に帰属しなければ、存在自体の維持も難しい。現実の在り様は二重構造であると、今更ながら思い至る。

将来を願い、現実を生きるなかで、何を見て、何を求め、何を守るのか。何が見えず、何ができず、何を捨てるのか。すべてを意思のままに行なうこともなく、その判断や結果の良否を問うこともないのが実態であるなかで、何にこだわり力を注ぐのか。そのこだわりの是非と努力の有意を、疑うことなく続けることができるのか。

考えてみれば不思議なことに、概ね両立が図られている。何を基準として、いかにバランスをとってきたのかさえ、ほとんど意識化することもできない。

帰属には、義務と責任が伴う。他とともに在り、そのなかで特定の位置を占めるために課せられる務めがある。拘束さえ、強制され、阻害を受け、増大する負担の陰で妥協を重ねながら、あきらめ、見失うことの多さを思う。

他方、帰属は、安心をもたらす。役割を果たすことにより、ひとつの立ち位置が保障される。組織には上下関係があり、集団内では優劣関係が生じるが、組織や集団間にも優劣はあり、その優劣は構成員の在り方による。個々の構成員の姿勢と成果が、組織全体の価値と地位を築く。そして組織の地位が向上すれば、各構成員の地位もまた高まる。構成員の働きが自らに恩恵をもたらす。組織は個と対立するものでは

ない。著者の言う「非選抜」の意義を知る。他者との比較に揺らぎ、敗者であることから逃亡することはないのである。

そこからさらに進んで、組織内での立ち位置だけではない、理想の姿を追い続けることの尊さを著者は示す。言わば、自己にこだわらず組織のなかで自らを客観的にみながらも、自己にこだわり独自性を主張し続ける姿がある。その独自性のために努力がなされる。独自性に対する責任感が、独自性を保つことの困難を凌駕する。地に足のついた健全な自尊心の発露を見る。

著者の言う「夢」を見つけることができるのは、幸運であり幸福である。どうしたら見つかるのかわからない。なんとなく心引かれたのか、消去法によるものなのか、経過はともかく、具体的な設定に至ったことを羨望する。その実現のために、一貫して継続される努力がある。打算や戦略や、効果的な手法が採られることはあっても、自ら可能性を切り下げることなく、すべてを推進するだけの力を有している。続けることのできる才能がある。

ここに他者の存在は関与しない。必要な存在は自己である。その自己に必要なものは、努力を信じ、未来を信じる力である。目に見えないものを信じる力である。現実的な計算ではない、打算の余地のない姿勢の潔さを尊ぶ。

改めて、読後に残るものは、著者の歩みの力強さと清しさである。

「夢」の具体化する力、努力を継続する力には惹かれざるを得ない。使い古された言葉でしか表せないことがある。わかっているはずのことを、もう一度聞かなければならないことがある。当たり前のことを、はつきり言葉にしなければならぬことがある。そして、努力しても結果として「夢」の目標地点に至らないときもあるのだが、信じることを信じたいと思う。

ボンス2

「教護道場」編集

「教護道場」みなさんにとって、聞きなれない言葉だと思えます。「教護道場」とは、児童自立支援施設で生活する子どものために、よりよい支援の在り方を目指して、互いに自己研鑽しようとして集まった、児童自立支援施設職員・有志の会です。

当時は、「教護院」と呼ばれ、この施設の目的が「教護する」ところから、本会を「教護道場」と名付け、その活動は今日に続いています。

さて、ここに紹介する『ボンス2』は、教護道場の研修の成果を冊子に編集・発行したものです。「ボンス2」の主な内容は、

- ① 事例：ある児童自立支援施設の生活風景と職員と子どもとの心の交流・育ちあい
 - ② 施設職員としての意識／バーンアウトにならないために
 - ③ 先人に学ぶ
 - ④ 次代を担う職員の主張、等で構成されています。
- どの項も、実務経験者が執筆していますので、紙面にあふれ出る、喜びや悩みがリアルタイムで伝わってきます。

大人（施設職員）との、対峙・葛藤・集団力動・巣立ちを通したごく平凡で普通の日々が、何にもまして子どもたちが安心できる生活です。

本書は「元氣、本氣、やる氣、根氣、そして、のん氣」が、人と人とが楽しく生活できる・仲良くなれ

るエキスである、と伝えていきます。

本書は、書店販売はありません。必要な方は下記監修者までお問い合わせください。

監修者 大川 清治 ○七九五（六八）○二八二

（前修徳学院長 西嶋 嘉彦）

非行問題編集事務局 山形県立朝日学園

▼平成二十四年三月に、前編集事務局を担当された鹿児島県若駒学園を事務引継ぎのために訪問しました。懇切丁寧に引継ぎをしていただき、編集事務に携わる大役を引き受けたことに身が引き締まる気持ちになりました。また、本号を発刊するにあたり平成二十四年六月に山形県山形市で全国編集会議を開催しました。全国の各ブロック編集委員の方々のご助言ご協力により、議事取りまとめが難航することなく特集のテーマを「アセスメントの充実と自立支援への展開」と決めさせていただきました。さらに国立武蔵野学院より講師を派遣していただき、平成二十四年十月に山形県山形市で東北・北海道地区児童自立支援施設協議会専門部会を開催しました。各施設における取り組みの報告と課題の検討を行い、アセスメントと自立支援計画策定について理解を深めることができました。

▼入所児童の最善の利益を保障するためには児童自立支援施設運営指針にもあるように、児童自立支援施設では個々の子どものニーズを把握し、その子どもにあった自立支援計画を策定のうえオーダーメイドの養育・教育をしていくことが求められています。ぜひ、それぞれの施設におかれましては本号の記事を参考にしていただき、テーマについて更にご検討されますことを願うばかりです。末筆ながら原稿をお寄せいただいた執筆者各位、ブロック編集委員始め多くの関係機関の皆様のご理解ご協力に深く感謝申し上げます。

会員外の読者の皆様へのお願い

全国児童自立支援施設協議会
会長 梶原 敦

全国児童自立支援施設協議会は、全国58か所の児童自立支援施設（国立2、公立54、社会福祉法人2）が行っている児童自立支援事業の振興を図ることを目的とした全国組織です。

この小誌「非行問題」は、その児童自立支援施設及び関係機関の皆様からの実践記録、研修・研究成果をもとに、全国児童自立支援施設協議会が編集・発行しています。

本年度の非行問題219号では、「アセスメントの充実と自立支援への展開」を特集テーマにとりあげました。

児童自立支援施設を巣立っていく、また巣立っていった子どもたちと彼らとかかわってきた職員の実践記録、関係機関との協働をはじめ研修会や研究成果の報告もとりあげています。皆様の研修・研究成果を紹介、発表しています。

また、この小誌をご覧いただきました会員外の皆様の提言や助言、随想等の発表の場といたしまして「きゅう」欄も設けております。読者の皆様からの忌憚のないご意見、ご感想を、当協議会事務局までお寄せいただければ幸いです。

なお、本誌のご購読を希望される方は、下記宛にお申し込みをくださいますようお願いいたします。

全国児童自立支援施設協議会事務局
〒041-1355
北海道亀田郡七飯町字西大沼8番地
北海道立大沼学園内
Tel (0138) 67-2014
Fax (0138) 67-2032

編集委員

編集長

編集委員

朝日学園

朝日学園

松本武士

木村泉

佐藤慎治

半田朋弥

大泉尚子

小澤朋之

飯田優子

小川里香

高木秀是

秋山恵子

岩本乾治

編集事務局

〒九九〇―一―二二

山形県西村山郡

大江町大字藤田八三七―四

TEL 〇二三七―六二―三〇四四

FAX 〇二三七―六二―三七六四

非行問題

非行問題 第二一九号

平成二十五年三月発行

編集人 松本武士

発行人 梶原敦

印刷所 コロニー印刷

(山形福祉工場)